

# 刑 政

號 月 七

行發會協務刑財法人圖

三

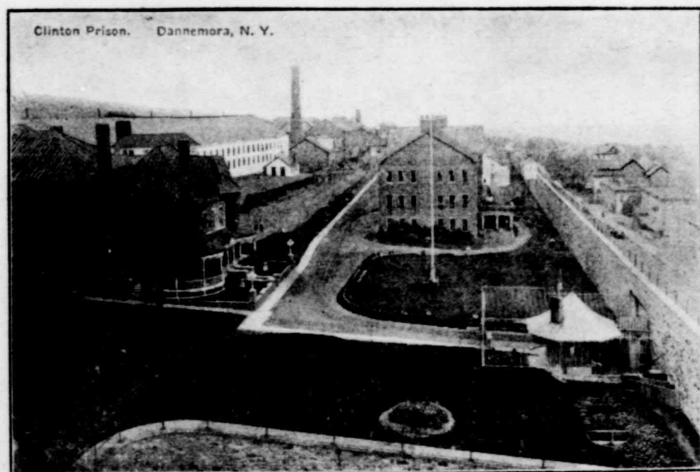
刑 政 第參拾九卷第七號 目 次

- ◇生命の洗濯 . . . . . (卷頭言) : (二)
- ◇第九回國際刑務會議報告書 . . . . . 泉二新熊 : (四)
- ◇ニューヨークのクリントン・プリズン (口繪説明) . . . . . 生江孝之 : (五)
- ◇ニュージールランドの刑務改良 . . . . . 山中諦演 : (六)
- ◇良心作用の特徴と教化 . . . . . 香川生 : (六)
- ◇刑 獄 聞 集(その四) . . . . . 一 記 著 : (七)
- ◇東京市の職業輔導會 . . . . . 南庭生 : (七)
- ◇手帳の端から . . . . . 大森洪太 : (八)
- ◇諸 家 語 詮 [早邊愷爾、原嘉道、若宮卯之助、宮澤英心] . . . . . 大森洪太 : (八)
- ◇滯 英 所 感 . . . . . 梅原眞隆 : (九)
- ◇バーデンに於ける刑罰執行の新精神(海外時報) . . . . . 梅原眞隆 : (九)
- ◇家 (修養講座) . . . . . 梅原眞隆 : (九)

家庭のページ、叙任辭令、刑務令規、行刑統計



ニューヨーク、クリントン刑務所全景



同刑務所官邸

本文五十頁以下、ニューヨーク、クリントンプリズン参照

# 刑 政



第三十九卷第七號



山雨臻る

## 生命の洗濯

洋行の土産話として殆んど總ての歸朝者から語られ、また殆んど總ての聴衆からもてる行刑上の新しい問題は受刑者の生命の洗濯 "the recreation of prisoners" 問題であります。

受刑者の生命の洗濯とは春間に所謂一盞を傾けてその日の勞を慰するが如き情緒の満足ではなくて情操の陶冶を爲さしむることあります。

或る歸朝者はハムブルグには長期受刑者が音楽隊を組織して居つたことを新奇の問題として紹介するであります。また或る歸朝者はアメリカの總ての刑務所にベース・ボールのチームが組織せられて居ることを行刑と縁遠いものの様に觀察せられるであります。洵にかゝる組織が行刑上大びらに用ゐられることは行刑の概念をを毀損するように考へられます。

けれども刑罰の中、殊に自由刑の執行に付ては從來固く信じられて居た道德的責任といふ觀念は漸次われ／＼の頭から遠ざかるに至つて居ります。自由刑の職能は犯人の行爲と結果とに對應する惡報であるとは考へられなくなつて参りました。少くともいづれば社會に出さねばならぬ受刑者を扱ふ自由刑の職能はその受



刑者が社會に適應する様ならゆる手段は之を試みねばならなくなつたのであります。此の意味に於てハムブルグのバンドもアメリカのチームも行刑の概念を毀損しないことになりませぬ。

抑もわれ／＼の行刑は刑務所が學校化することを恐るるが爲めか、或は刑務所と病院との境がなくなるのを恐れてか嚴格なる沈黙の下に乾燥莊重を事とする教誨の下に乃至は間斷なき作業督勵の下に善良なる國民を作り上げんとして居りました。けれども若しもつと濼容なもつと愉快な方法が講ぜられてそれが爲めに善良なる國民が作り上げられるならば刑務所が學校化し病院化するも敢て行刑の職能に傷はつかない筈であります。換言すれば受刑者に生命の洗濯をさせることによつて受刑者の情操を陶冶することが出来るならばその生命の洗濯は正に行刑の職能上なくてはならぬものとなつて参ります。

わたくしの所謂情操を陶冶すべき生命の洗濯とは、受刑者の團體遊戲可なりであります。運動會可なりであります。水泳可なりであります。演說會又可なりであります。わたくしはそれが爲めに刑務所が病院化し學校化することは少しも恐るるところではありません只恐るゝは紀律のルーズになることのみであります。

# 第九回國際刑務會議報告書

司法省行刑局長 泉 二 新 熊  
 司法書記官 岡 部 常  
 司法書記官 大 森 洪 太

## 目 次

- 第一編 論
- 一、國際刑務會議沿革
  - 二、第九回國際刑務會議準備
- 第二編 第九回國際刑務會議ノ經過
- 一、會議開始
  - 二、本會議及部會
  - 三、招宴參觀及視察旅行
  - 四、結 論
- 第三編 議題及決議

## 第一 緒 論

### 一、國際刑務會議沿革

國際刑務會議ハあめりか刑務協會事務長わいんす博士ノ周旋ニヨリ一八七二年七月英京ろんどんニ於テ呱呱ノ聲ヲ舉ケ五年毎ニ開催スルヲ以テ原則トシタレ共一九一〇年合衆國ノ首府わしんとん府ニ於テ第八回ノ會議後幾何モナク歐洲大戰ヲ見ルニ至リタル爲凡ソ十五年間中絶ノ形ナリシカ一九二五年八月第九回ノ會議ヲろんどんニ於テ開催スルヲ得タリ會議ノ開催地及開催ノ時期左ノ如シ

- 第一回 ろんどん 一八七二年七月
- 第二回 すとつくほるむ 一八七七年三月
- 第三回 ろーま 一八八五年十一月
- 第四回 せんとびーたすぶるぐ(れにんぐらード) 一八九〇年六月
- 第五回 ぱり 一八九五年六月
- 第六回 ぶらつせる 一九〇〇年八月
- 第七回 ぶたべすと 一九〇五年九月
- 第八回 わしんとん 一九一〇年十月

第九回 ろんどん

一九二五年八月

本會議ノ目的ハ各國共同シテ犯罪ノ恐れヘキ害惡ヲ研究シ撲滅セントスルニアリ其ノ名稱ハThe International Prison Congress ト稱スルモ獨リ監獄問題ニ限ルコトナク廣ク刑事制度改良ノ目的ヲ貫徹センコトヲ期スルモノナリ從テ會議ハ之ヲ三部ニ分チ第一部ヲ刑事立法第二部行刑第三部豫防ト爲ス(一時四部ニ分チ第三部豫防第四部少年ニ分テルモ一九二五年再ヒ之ヲ合併シテ豫防ノ一部トス) 國際刑務會議ノ事務ヲ處理シ會議ノ準備議題ノ整理ヲ行フ爲メ常設國際刑務委員會ヲ置キ各國ニ委員ヲ置ク而シテ本會議準備ノ爲メ二年毎ニ一回準備委員會ヲ開キ提出議題ヲ議決ス

我國モ亦一九一二年此委員會ニ加盟シ目下泉二新熊辻敬助ノ兩名ヲ委員トシ毎年一千圓ノ會費ヲ支出ス

國際刑務會議開催ニ當リテハ各國ハ政府代表ヲ派遣シ一國一植民地ニ付一票ノ議決權ヲ有ス我國カ此ノ會議ニ政府代表ヲ參列セシメタルハ一九〇九年ヲ始トスルモ此ノ時ハ行刑ニ無經驗ナル時ノ駐露公使ヲ之ニ充テタル爲メ特ニ不便ヲ感シ爾來行刑ノ専門家ヲ充ツルニ至リタルモ豫算ノ關係上我政府代表派遣ハ常ニ僅ニ一名ニ止マリ各文明國ニ比シ甚タ遜色アリ

本會議ノ決議ハ國際間ニ條約上ノ拘束力ヲ有セサルモ刑事事業ニ關スル人道的科學的最高ノ團體ニシテ其ノ決議カ各國刑政改良ニ至大ノ貢獻ヲ爲シタルハ各國ノ普ク承認スルトコロナルカ故ニ各文明

國ハ競テ知名ノ學者及實務家ヲ派遣シ以テ本會議ニ參加セシムルヲ例トス 我國ノ派遣代表ハ左ノ如シ

一九〇九年

西 公 使

一九〇五年

小 河 滋 次 郎

一九〇〇年

小 河 滋 次 郎

一九〇五年

石 渡 敏 一

一九一〇年

小 河 滋 次 郎

一九二五年

泉 二 新 熊

一九一〇年

真 木 喬

一九〇五年

大 森 洪 太

一九二五年

泉 二 新 熊

一九一〇年

大 森 洪 太

一九〇五年

泉 二 新 熊

一九〇〇年

泉 二 新 熊

一九〇五年

泉 二 新 熊

二、第九回國際刑務會議準備

常設國際刑務委員會ハ第九回國際刑務會議準備ノ爲メ一九二二年瑞西國じゆねぶニ一九二四年ろんどんニ會合シタルカ司法書記官松井和義前者ニ同辻敬助後者ニ參列セリ右委員會ニ於ケル主要ノ議事ハ第九回國際刑務會議ニ於ケル議題ノ選定ニ關スルモノニシテ結局立法門、行政門ニ付テ各四題、豫

防門ニ付テ五題ヲ選決シ各國委員ニ對シテ報告書ノ提出ヲ勸誘シタリ、本邦委員泉二新熊ハ立法門ニ屬スル第一議題微罪不起訴ノ問題ニ關シ別紙報告書(省略)ヲ提出シタリ

其ノ後委員會幹事長ヨリ一、少年裁判所ノ組織並其ノ經驗二、未決拘留濫用防止ニ關スル法律上ノ規定ニ付テノ報告ヲ爲スヘキ旨ノ請求アリ泉二委員ヨリ其ノ報告ヲ爲シタリ

常設委員會ハ一九二五年八月一日英國內務省ニ於テ會合ヲ催シ會長サー・スベリン・ラツグレン、ラハリス氏歡迎ノ辭ヲ述ヘ幹事長ヨリ事務ノ報告アリ日本委員山岡及松井、二氏退任泉二、辻ノ二人之ニ代ハレルコト及泉二委員ヨリ其ノ著書ノ寄贈アリタルコトヲモ述ヘラル同月三日亦同委員會ヲろん

どん大學内ニ開催シ本會議ニ於ケル議長部長副部长等選任準備ヲ整フ此ノ日泉二委員ハ新任ニ付テノ挨拶ヲ爲シタリ(獨逸語)

帝國政府代表委員三人及其ノ他帝國ヨリノ出席員ハ大會開始前泉二委員宿所ニ集合シ會議々題ニ付テ大體ノ意見ヲ交換シタリ、而シテまくだとなるど女史ハ泉二委員ノ提出スヘキ報告書及意見陳述案(英語)作成ニ付會期中終始補助ヲ爲シタリ

泉二岡部兩委員ハ財團法人刑務協會寄附行爲及事業狀況概要ノ英譯小冊子ヲ携帶シろんどんニ於テ之ヲ印刷ニ付シタル上會議出席者ニ配布シタルニ刑務官練習所ノ事業ニ付テハ大ニ賞讃ノ辭ヲ呈スル者アリタリ

## 第二 第九回國際刑務會議ノ經過

### 一、會議開始

大正十四年八月第九回國際刑務會議倫敦ニ於テ開カル特ニ委員ヲ簡派シケルモノ二十七、政府委員ノ數約九十名、諸種ノ資格ニ於テ列席シタル者ヲ加フレハ約五十國五百餘名ノ多數ニ上ル、帝國政府代表委員ハ本官等三名ニシテ此ノ外會議ニ列席タル者(孰レモ倫敦又ハ巴里ニ滯留中)左ノ如シ

田 中 彰 治 (大阪地方裁判所檢察)

鬼 頭 豊 隆 (東京地方裁判所檢察)

駒 田 重 義 (長崎控訴院部長判事)

平 田 勳 (東京地方裁判所檢察)

佐 藤 龍 馬 (東京控訴院判事)

安 富 成 仲 (大谷派本願寺派遣員)

藤 香 得 忍 (本願寺派本願寺派遣員)

風 早 八 十 二 (九州帝國大學助教授)

同 夫 人



湯淺 恭三 (辯護士)

同 夫 人

ミス・まくどなるど (東京親隣館主)

八月三日午後九時半英國政府ノ名ニ於テ各國公式參列員ヲらんかすたり、はうすノ招宴ニ歡迎シ  
内務大臣(行刑事務ノ主務長官) じよんそん・ひつくす氏及夫八司會一同ヲこんのゝと殿下(英國國  
王令甥)及妃殿下ニ紹介ス、奏樂舞蹈及立食ノ催アリ

二、本會議及部會

八月四日(火) 會議ノ第一日ナリ午前十時十五分いじりある・いんすていてゆうと (倫敦大學附  
屬)ノ講堂ニ於テ開會英國内務大臣歡迎ノ辭ニ併セテ前回倫敦ニ於テ本會議ヲ開催シタル一八七二年  
以後ノ英國行刑事務ノ變遷ヲ略述シ進ンテ其ノ現狀ヲ詳説ス其ノ一節中「英國刑務所ニ於テハ精神的  
印象ニ著シキ變化ヲ來セリ即チ刑務所ノ氛圍氣ハ失望ノソレヨリ希望ニ傾キ又行刑機關ニ對スル反抗  
ノ氣分ハ變シテ協同ノソレト爲リ官吏ヲ敵視セスシテ友人視スルニ至レリ而モ必要ナル紀律ノ嚴格ニ  
維持セラレソツアルハ勿論ナリ此ノ現象ハ刑務官吏ノ態度ニ基因スルモノニシテ彼等ハ其ノ階級如何  
ヲ問ハス能ク行刑ノ方針ヲ理解シ抑壓施辱ノ念ヲ捨テ改善訓練ノ實ヲ舉クルニ熱中シツツアリ」ト言  
ヘルハ實情ニ近シ國際刑務協會ノ年長委員あるひくいすと氏(瑞典)之レニ對シテ謝意ヲ表シ且ノ

選任ヲ提案シテ滿場一致ノ可決ヲ見タリ

本會議名譽議長じよんそんひつくす氏(英國内務大臣) 同上議長らつぐるすぶらいす氏(前英國  
内務省行刑局長)

同上事務總長ふあんでるあー博士(和蘭ぐろーにんげん大學教授)

右選任ニ對スル英國内務大臣ノ謝辭ニ次テらつぐるすぶらいす氏議長席ニ就キ一場ノ挨拶及希望ヲ  
述ヘタル後左ノ選任ノ提案及指名ヲ爲シテ執レモ之ヲ決定シタリ

第一部長 とるぶ教授(丁抹)

第二部長 ぐらいすばつは伯(埃地利)

第三部長 どらくい教授(瑞西)

副議長 ふふり博士(伊太利)

はーと博士(北米合衆國)

くらいん博士(獨逸)

もー氏(白耳義)

るー氏(佛蘭西)

うあーらー氏(不列顛)

事務次長 だんじよあ氏(佛蘭西)

ぼーるうあーす卿(不列顛)

最後ニムあんでるあー博士參列國ノ國名ヲ讀ミ上ケ喝采ノ裡ニ午前十二時第一回ノ總會ヲ了シ内庭ニテ記念撮影ヲ爲シタリ參列國左ノ如シ

亞爾然丁、埃地利、白耳義、べるひだ、ぼりういあ、勃牙利、加奈陀、智利、支那、ころんびあ、玖馬、丁抹、埃及、獨逸、希臘、英領ぎにあ、和蘭、洪牙利、印度、愛蘭、伊太利、日本、らとういあ、りすあにあ、諾威、にゆーさうさうあゝるす、新西蘭、ばれすたいん、秘露、波斯、波蘭、葡萄牙、くいーんすらんど、羅馬尼亞、暹羅、しゑられんあん、西班牙、海峽殖民地、瑞典、瑞西、ちゑつこすろうちあゝあ、とりだつと、土其古、南亞弗利加、北米合衆國。

(以上アルファベット順)

八月四日(火) 午後二時十分ヨリいひべりある・いんすていてゆうとニ於テ各部會ヲ開ク各部會ハ執レモ副部長ヲ選任シ直ニ各問題ノ討議ニ移レリ討議ノ順序ハ先ツ報告書一切ノ報告ニ基キ其ノ綱要ヲ述ヘ次テ自由討議ノ上決定案ヲ作成スルニ在リ(各問題及其ノ決定案ハ別紙參照)

此ノ日第一部ハ第一問ノ決定案ヲ見ルニ至ラス

第二部ハ第一問ニ對シ決定案ヲ作成セリ

第三部ハ第一問ニ對シ決定案ヲ作成セリ

各部執レモ午後四時三十分前後閉會

第一部第一問ニ付テハはんぶるぐ大學教授りーぶまん博士部會報告者トシテ泉二委員ノ報告書ヲ基礎トシ微罪不起訴ノ有利ナル所以ヲ力説シタリ

八月五日(水) 午前十時十五分總會開會(以下總會部會共ニ開催ノ場所ハ前同斷) おつくすふあーどあすくいす伯(前英國總理大臣但シ前内務大臣中最故參ノ故ヲ以テ出席シタルモノノ如シ内務大臣前述ノ如ク英國ニ於ケル行刑事務ノ主務長官ナリトス) 約四十分間「刑罰ノ原則」ニ關シ講演ヲ爲ス(事務總長佛譯) 議長之ニ對シテ謝意ヲ表ス  
次テ第二部議事ニ移リ第二部第一問ノ法定案ヲ議シタルモ本問ハ第三部第一問ト牽聯スルヲ以テ決定ヲ見ルニ至ル迄討議ヲ延期ス可シトノ動議アリテ之ヲ採擇ス  
午前十二時三十五分閉會

八月五日(水) 午後二時十五分前後各部會開會

第一部ハ第一及第二問ノ決定案ヲ作成セリ

第二部ハ第二問ノ決定案ヲ作成セリ

第三部ハ第二問ノ決定案ヲ作成セリ

各部執レモ午後四時三十分前後閉會

八月六日(木)午前十時十分總會開會英國高等法院長ほわーど卿約五十分間「自由刑ノ選擇」ニ關シ講演ヲ爲シ(事務總長佛譯)議長之ニ對シテ謝意ヲ表ス

次テ議事ニ移リ第三部第一問ノ決定案ニ對シ變更ヲ爲シテ之ヲ決定シ第二部第二問ノ決定案ニ關シテハ異論多カリシモ議長ノ注意ノ下ニ結局小變更ヲ經テ決定セリ(別紙參照)

午前十二時四十分閉會

此ノ日午後ほういんぞる宮拜觀ノ爲各部會休會

八月七日(金)午前十時總會開會英國大法官けーろ卿約五十分間「不定期刑」ニ關シ講演ヲ爲シ(事務總長佛譯)議長之ニ對シテ謝意ヲ表ス

あときん氏(不列顛)會議團ヲ代表シテ事務總長しもんふわん・でる・あー氏カ英國國王ヨリないと・こひまんだーニ叙セラレタルヲ祝シ事務總長謝辭ヲ述フ

次テ議事ニ移リ第一部第一問ノ決定案ヲ採擇決定シ其ノ第二問ノ決定案ヲ小變更ノ上決定シ更ニ第三部第二問ノ決定案ヲ採擇決定セリ(別紙參照)

午前十二時三十分閉會

八月七日(金)午後二時十五分各部會開會

第一部ハ第三問ノ決定案ヲ作成セリ

第二部ハ第三問ヲ議シテ其ノ決定案ヲ見ルニ至ラス

第三部ハ第三問ノ決定案ヲ作成シ第四問ニ移リタルモ議了セス此ノ日泉二委員ハ第二部會ニ於テ第三問ニ付テ意見ヲ陳述シ(英語)第三部會ニ於テハさくどなると女史ト協議ノ上第三問ニ付同女史ヲシテ泉二委員ノ意見ヲ述ヘシメタリ

各部執レモ午後五時前後閉會

八月八日(土)午前十時十分總會開會前英國大法官ほるでーん子約四十分間「刑罰ノ意義」ニ關シ講演ヲ爲シ(事務總長佛譯)議長之ニ對シテ謝意ヲ表ス

次テ議事ニ移リ第三部第三問ノ決定案ヲ採擇決定シ第一部第三問ノ決定案ヲ小變更ノ上決定セリ(別紙參照)此ノ日泉二委員ハ第一部第三問ニ對スル意見書ヲ議長ニ提出シ議事録ニ挿入セシムルコトトセリ

午前十二時三十分閉會

八月八日(土)午後二時十分各部會開會

第一部ハ第四問ノ決定案ヲ作成セリ

第二部ハ第三及第四問ノ決定案ヲ作成セリ

第三部ハ第四及第五問ノ決定案ヲ作成セリ

之ヲ以テ各部會ノ討議全部終了執レモ午後五時前後閉會シタリ

八月十日(月)午前十時十五分總會開會直ニ議事ニ入り第一部第四問ノ決定案ヲ採擇決定シ第二部第一問ノ決定案ヲ變更シテ決定シ同部第四問ニ付テハ其ノ後半部ニ付本會議常任委員會ノ適宜ノ處置ヲ促ス趣旨ノ下ニ取敢ニス之ヲ決定シ第三部ノ第四及第五問ヲ採擇決定セリ

次テ事務總長ハしゑゝふあゝ氏及同夫人(丁抹)ノ推獎ニ係ルハ一こんよるげんせん氏(丁抹)式遠距離鑑別法ニ就テハ同委員ニ於テ各自ノ政府ニ然ルヘク進達スヘキコトヲ勸說シ滿場之ニ贊同シタ

議長ハ本會議ノ成功ヲ祝賀シ本會議常任委員ゾおくせん氏(諾威)ノ逝去ヲ追悼シ且次回ノ會議ノ場所ニ付數個ノ政府ヨリ申出アリタルモ先順位ニ依リちゑつこするろゝあきあノぶらゝニ於テ之ヲ開催スヘキ旨ヲ告知シタリ

事務總長ハ議長ノ追悼ノ辭ヲ敷衍シテラおくせん氏ノ本會議ニ對スル功勞ヲ賞揚シおひすてつと氏(諾威)ハ議長及事務總長ノラおくせん氏ニ對スル弔詞ニ付謝意ヲ表シタリ

最後ニ議長ハ送別ノ辭ヲ述ヘふゑり博士(伊太利)らばぼると博士(波蘭)及ばつとらゝ博士(北米合衆國)ハ參列員ヲ代表シテ英國政府及議長ニ對シ深甚ナル感謝ノ言ヲ呈シ更ニ議長ハ事務總長ノ

周到ナル盡力ヲ深謝シ事務總長ハ事務次長兩氏ノ剴切ナル補佐ヲ紹介シ且英國内務省行刑局ラウゑル氏ノ斡旋ヲ力説シタリ

本會議ハ斯クシテ喝采裡ニ午前十二時十五分ヲ以テ終了セリ

### 三、招宴、參觀及觀衆旅行

一、會期中英國政府其ノ他ノ主催ニ係ル招待左ノ如シ  
(甲) 八月五日(水) 午後八時はわゝど刑務改善協會ハ參列員一同ヲみつどるてんぶるほゝるノ招宴ニ招待ス

(乙) 八月六日(木) 午後八時英國政府ノ名ニ於テ英國内務大臣各國委員ヲはいどばゝくほてるメ晚餐會ニ招待ス

(丙) 八月七日(金) 午後八時本會議ニ對スル英國歡迎協會參列員一同ヲほてるせしるノ晚餐會ニ招待ス

右協會ハ内務大臣ヲ會長らつぐるすぶらいす氏ヲ坐長トシ朝野ノ名士約百名ヲ以テ組織セラル

(丁) 八月六日(木) 午後英國政府參列員一同ヲういんぞる宮ノ拜觀ニ招待ス

二、八月九日(日) 參列員其ノ好ム所ニ從ヒ左ノ刑務所等ヲ參觀ス參觀員乗用ノしやらばんハ英國政府ノ特派ニ係ル

(イ) ベつとふおード刑務所及がーるとん矯正院

(ロ) あつくすふおード刑務所及るすべりー矯正院(女)

(ハ) ふゑるさむ矯正院及れつどひる感化院

(ニ) ぼーすたる矯正院及めーづすとーん刑務所

(ホ) ぶろーどもーあ刑事瘋癲院

(己) 會期中參列員ヲシテ市内及其ノ附近數箇所ノ刑務所等ヲ參觀セシムしやらばんノ提供前ト同シ

三、會議後英國政府ハ各國委員ヲ國內巡視ノ旅行ニ招待シタリ一行八十名(内十數名ハ委員ノ夫人令嬢及委員以外ノ參列員ニシテ之等ハ費用二十ギにーヲ納入ス)帝國委員三名亦之ニ加ハレテ其ノ行程左ノ如シ

程左ノ如シ

(甲) 南部旅行

八月十日(月) 午後四時三十分倫敦發(汽車)夕刻ぼーんまうす着、びーる氏(土地の有志ニシテどちゑすたー刑務所視察員)ノ晚餐招待ぼーんまうす泊

十一日(火) どちゑすたー刑務所ぼーらんど矯正院視察(しやらばん)ぼーんまうす市長ノ招宴ぼー

んまうす泊

十二日(水) きやむぶひる不定期囚拘禁所ぼーくはーすと刑務所視察(しやらばん)汽車汽船)夕刻倫

### 敦着倫敦泊

(乙) 北部旅行

八月十三日(木) 早朝倫敦發(汽車)途中二隊ニ分チ一ハうむぶとん精神病院他ハうゑりくふいーる

ど刑務所へ(此ノ刑務所特ニ「<sup>トイニングセナリ</sup>教養本部」ト稱ス)うゑりくふいーると市長ノ晝餐招待夜までいんばら着ゑでいんばら泊

十四日(金) ぼるもんと少年院視察、りりんすごう故宮ふおーす鐵橋等見物(しやらばん)ゑでいん

ばら市長代理ノ晚餐招待ゑでいんばら泊

十五日(土) ゑでいんばら刑務所視察ゑでいんばら古城ほりるつど宮殿等見物、蘇國內務省行刑局

長ぼーるうおーす卿邸宅ニテ茶菓招待(しやらばん)夜あばでいーん君(汽車)あばでいーん泊

十六日(日) ぶれーまー見物ぼるもらる離宮拜觀、あばでいーん伯邸訪問(しやらばん)あばでいー

ん泊

十七日(月) あばでいーん刑務所及矯正院視察(しやらばん)びーたーへつど刑務所及其ノ附屬ノ石

切工事視察(汽車)あばでいーん市長ノ晚餐招待あばでいーん泊

十八日(火) 午前八時英國國王ぼるもらる離宮ニ行幸ノ途次あばでいーん停車場ニテ調ヲ賜フ

散

#### 四、結 論

今回ノ會議ノ議題十有三悉ク之レ行刑上根幹ノ重要問題ニシテ之ヲ比較的短日時ノ間ニ議了シタルハ著大ナル成功ト云ハサルヘカラス而カモ參列員約五百名ノ多キニ上リ常ニ殆其ノ全部カ各總會及部會ニ出席シテ討議ニ參與シタルハ一面ニ於テ行刑ノ事業カ漸ク廣ク一般民人ノ注意ヲ惹クニ至レル事ヲ徵スヘク他面ニ於テ今回ノ會議カ行刑問題研究ノ必要ヲ能ク諸般ノ方面ニ鼓吹唱導スルノ結果ヲ致シタルコトハ思ハスンハ非ス而シテ行刑ノ事業タルヤ其ノ意義深甚其ノ效果巨大ニシテ眞ニ國家重要事務ノ一ナルヲ以テ遂ニ之ヲ當該官憲及一部學者ノ攻究ニ一任ス可キモノニ非スシテ朝野上下ノ舉ツテ之ニ參劃スル事ヲ期ス可キモノナルカ故ニ此ノ點ニ於テ今回ノ會議カ世界刑政ノ上ニ貢獻シタル事ハ敢テ必シモ鮮少ナリトハ云フ可カラズ

以上記述シタルカ如ク英國官憲カ會議中ニ於ケル斡旋、招宴、招待、巡視、旅行等終始全力ヲ舉ゲテ委員、參列員ノ便宜ヲ圖リ、一同ヲシテ管ニ行刑ノ事ノミナラス各種ノ施設ヲ見學セシメ進ンテ國內諸方ノ風物ヲ紹介シタルノ厚意ニ至リテハ眞ニ銘記ス可キモノタリ而シテ當該官憲ノ外各所ノ都市ノ吏員、諸協會、刑務所視察團員等ノ扶掖亦感謝ス可ク特ニ之レ等民間ノ團體又ハ私人カ行刑業務ニ熱心ニシテ忠實ナル實狀ハ特ニ我等帝國委員ヲシテ羨望ノ情ニ耐エサラシメタリ、今回ノ視察ニ依リテ得タル成果竝ニ此ノ無形抽象ノ感得亦甚タ我カ行刑事務ノ將來ニ資ス可キモノ有ル事ヲ信セサル

ヲ得サルナリ

### 第九回國際刑務會議議題及決議

#### 第一分科 立 法

##### 第一議題

一、起訴ノ任ニ當ル司法官憲ニ對シ其ノ機宜ノ處分ヲ爲スヘキ權能 (faculté de statuer sur leur oppor-

artite) ヲ附與スルコト、當否

二、右權能ノ附與ヲ妥當ナリト認ムル場合ニハ之ヲ或制限内ニ拘束シ又或管理ノ下ニ置クヘキモノナ  
リヤ  
三、此ノ觀念ノ下ニ於テ裁判官ニ對シ假令既ニ犯罪事實カ具體的ニ立証セラレタル場合ト雖刑ノ言渡  
ヲ爲ササルコトノ權能ヲ附與スルコトノ當否

(備考) 刑法竝ニ其ノ使命ニ關スル觀念ノ革新ト其ノ擴充トハ千八百七十二年ノ倫敦會議以來或

時期ノ間ニ於テ遂ケラレタル刑事學及監獄學ノ發達上極メテ顯著ナル特色ノ一トナレリ、事實ハ  
就中刑法ノ社會的方面ハ一新光明ニ依リテ照ナルルニ至リ其ノ社會ヲ保護センカ爲メニ果スヘ

キ努力ハ特殊利益ノ目的物タルニ至レリ

現時吾人ハ犯罪ニ對スル争鬭ノ爲メニハ益々各種各様ノ方法ヲ用ユルノ要アルニ至リタルコトヲ覺知スルモノナリ、蓋シ刑罰ハ必スシモ犯罪ヲ抑制スル唯一ノ手段タラス違犯行爲ニハ必ス處罰ノ之ニ伴フヘシトスル原則ハ必スシモ絶對的價值ヲ有スルモノニアラサルナリ即チ此ノ事實ハ條件附有罪判決ナルモノ殆ト全文明各國ノ採用スル所トナリタルヲ見テモ明カナリ、唯タ茲ニ解決ヲ要スルハ此ノ事實以上ニ更ニ超越セントスルハ之ヲ避クヘキコトナリヤ否即チ起訴其ノモノト雖或場合ニハ之ヲ停止スルコトヲ得サルモノナリヤ假令既ニ起訴ヲ行ヒタル場合ト雖或種ノ犯罪者ニ對シテハ刑ノ言渡ヲ免カレシムルコトヲ得サルモノナリヤノ問題存ス而モ實際起訴ノ任ニ當ル司法官意ニ對シ其ノ任務ノ遂行ニ際シテ多少機宜ノ處分ヲ行フノ權力ヲ附與スルノ法制ハ既ニ現存スル所ニシテ又犯罪ノ有罪ナルコト既ニ證セラルルモノアルニ拘ラス其ノ者ニ對シ處刑ヲ避クルコトヲ得ルノ權能ヲ裁判官ニ對シテ附與スル法制モ既ニ存セリ

本討議事項ハ吾人ヲシテ此等ノ制度ノ實際ニ關スル參考事實ノ蒐集ヲ行ハシメンコトヲ其ノ目的トナスモノニシテ——特ニ此等制度カ現ニ行ハレ居ル各國ニ關シ——且一般ニ此等ノ手續ニ關スル意見並該手續ノ基準トナルヘキ諸規則ニ關スル意見ノ發表ヲ促スコトヲ目的トナスモノナリ

刑事法規ノ進歩ノ一般趨勢ニ鑑ミ起訴セサルコトノ却テ公益ニ順應スル場合ニ於テハ如何ナル事件

決議

ニ拘ラス廣ク起訴便宜主義ヲ採用ス可キコトヲ勸告ス

特ニ警察法規違犯事件及少年ノ犯罪事件ニ付テハ最モ廣ク起訴ノ自由ヲ認ム可キモノトス

右自由裁量ニハ一定ノ監督ヲ必要トス但シ諸國ノ司法制度互ニ相異ルヲ以テ國際會議ニ於テ其ノ方法特ニ例ヘハ司法官意ノ手ニ依リ又ハ一般人ノ訴追ヲ許シ以テ其ノ監督ヲ爲ス可キカラ指示スルコト不可能ナリ

(備考) 部會ノ決定ノ通採擇

第二議題

一、重大ナラサル犯罪若クハ公安ニ對シ何等危害ヲ及ホササル犯罪ヲナシタル者ニ對シ禁錮ニ代ヘ得ヘキ手段如何

(備考) 諸短期刑 (Less outages penitenc) ハ數年前ヨリ諸會議ニ於テモ又文献中ニモ熱心ニ且充分

ニ批判セラレタル所ナリ其ノ缺點ハ最早之ヲ指摘スルノ要ヲ見サルモノニシテ現時ニ於テハ世上一般ニ之ヲ認ムルモノナリ然レトモ短期ノ禁錮ハ應報的鎮壓ノ領域内ニ於テ今尙常ニ顯著ナル否寧ロ優勝ナル地位ヲ占メツツアリ

現今國家トシテ其ノ刑事制度中ニ刑ノ執行猶豫ヲ認メサルモノ殆ント存セサルノ結果自由刺奪ノ適用ハ既ニ幾分其ノ減少ヲ見ルニ至リタリ然レトモ各場合ニ對シ適當ナリトハ認メ難キ條件附

處罰以外ニ短期刑ニ代フルコト有利ナルヘキ他ノ方法ヲ見出サンコトハ蓋シ緊要事ナリトス  
本討議事項ノ主旨ハ概括的ニ此ノ種諸方法ノ採用ニ適スト認メラルル諸事情ヲ指示シ且舉示セ  
ラレタル目的ノ遂行ニ資シ得ヘキ各種手段ニ關シテ其ノ説明ヲ求メントスルモノナリ

此ノ種ノ手段ハ英國ニ於テハ輕微ナル各種犯罪行為ニ對シ罰金刑ヲ科スルコトヲ認メ又其ノ執  
行ヲ容易ニシテ且確實ナラシメンカ爲メ其ノ中ニ諸特殊規定ヲ設ケタル千九百十四年ノ刑事司法  
行政法 (Criminal Justice Administration Act) ニ依リテ其ノ法制中ニ採用セラレタルモノニシテ  
其ノ實狀ノ説明ハ今次本會ノ開催ヲ見ントスル英國側ヨリ之ヲ聽取スルコトヲ期シ得ヘシ

### 決議

適當ナル場合ニ於テ自由刑ヲ課スルヲ避ケ之レニ代ハル可キ處置ヲ執ルコトニ努力ス可シ其ノ方法  
トシテ特ニ注意ス可キモノヲ舉クレハ左ノ如シ

- 一、觀察制度ヲ最廣汎ナル程度ニ擴張ス可キモノトス
- 二、裁判所ノ罰金賦課ノ權能ヲ擴張スヘシ而シテ其ノ取立方法ヲ完備シ以テ其ノ不完納ニ代フル爲メ  
自由刑ヲ用フルコトナキヲ期ス可シ

### 第三議題

累犯防止手段ヲ行フニ際シ獨リ重キ犯罪ノミナラス其ノ他ノ事件ニ關シテモ不定期刑宣告ノ原則  
(*principe de la sentence indéterminée*) ヲ適用スルコトハ可能ナリヤ、可能ナリトセハ其ノ範圍如  
何

(備考) 重大ナル犯罪 (Crimes Graves) ハ社會之ヲ喧傳シ世論ヲ動搖セシムルモノナルカ其他ノ  
各種輕罪 (delits) モ亦假令世人之ヲ周知スルコト無ク一般ノ注意ヲ喚起セザルニセヨ社會ニ對シ  
テ一厄介物タルコトニ至リテハ共ニ相同シ前者ハ社會ニ對シ感動ヲ與フルコト深刻ナルニ反シ後  
者ノ微穢ナリト雖社會生活上日々斷ヘス其ノ不安ヲ與フルモノナリ  
各國統計ヲ一瞥スルニ小犯罪ハ其ノ數極メテ多ク且其ノ重犯ヲ見ルコト屢々ナリ此等ノ理由ハ  
吾人ヲシテ此ノ種ノ違犯行為ニ對シテ現ニ行ハルル處理方法カ果シテ眞ニ充分ナルモノナリヤ又  
各種ノ有害ナル效果ヲ有スル此ノ害惡ヲ撲滅センカ爲メ一層有效ナル方法ニ依ランコト可能ナラ  
サルモノナリヤノ考慮ヲ煩ハシムルモノナリ

斯カル觀念ノ下ニ於テ法規ニ違反シテ危害ヲ生セシムル惡人ハ之ヲ一時社會ヨリ除外シ且社會  
生活ノ諸法則ニ從フコトノ傾向ヲ顯ハスニ至ル迄ハ之ニ適應セル取扱ノ下ニ在ラシムルコト頻リ  
ニ推奨セラレル所トナレリ是即不定期宣告ノ原則ニシテ勿論其ノ實效ヲ奏スヘキ方法ニ至リテハ  
各樣ノ種別アレトモ利政家カ累犯ノ爲メニ増加スル犯罪防遏ノ手段トシテ一般的ニ採用センコト



ヲ思ヒ附キタルモノナリ

然レトモ此ノ原則ノ適用ハ重大ナル犯罪及顯著ナル犯罪人ニ關係スル場合ノミナラス尙特ニ本  
問ニ記載セル犯罪及斯ノ如キ犯人ニ對シテモ之ヲ認ムヘキモノナリヤ若シ果シテ然リトセハ其ノ  
適用ハ之ヲ如何ナル條件ノ下ニ制限スヘキモノナリヤ  
本問題ノ討議ヲ要シ且解決ヲ要スルハ即チ此ノ點ナリ

決 議

不定期刑ノ制度ハ刑罰個別主義ノ當然ノ結果ニシテ社會防衛ノ最有效ナル手段ナリトス  
各國ノ法律ニ於テハ不定期刑ニ刑期ノ最大限度ヲ認ム可キカ否ヤ及若之ヲ認ムトセハ其ノ場合如何  
ヲ定ムヘシ而シテ各場合ニ於テ國情ニ鑑ミ執行上適當ナル斟酌ヲ以テ假釋放ノ保障ヲ與ヘ且之ニ關ス  
ル細規ヲ設クルコトヲ要ス

(備考) 部會ノ決定ニ於テハ輕微ナル罪ノ初犯者ニ對シテハ必ス最大限度ヲ認メ常習犯人及危險  
視ス可キ犯人ニ付テハ社會生活ニ適スルニ至ルマテ釋放ス可カラサルコトヲ記載シタルモ總會ニ  
於テ之ヲ削除シタリ

第四議題

一、犯罪人ニ對シテ科スル刑罰ヲ決定スヘキ裁判官ニ依リテ刑罰個別主義 (Principe de Individualis

BOER)ノ正確ナル適用ヲ容易ナラシムル方法如何

(備考) 現時ニ於ケル刑法學ノ概念ニ依レハ刑罰ハ單ニ犯罪ノ輕重及犯人ノ責任ノ如何ニ比例ス  
ルモノニアラス其ノ人格自體及其ノ生活狀態ニ適應セシメラルルコトヲ要求スルモノナリ

此ノ必要ニ應スル爲メニハ犯罪事實ノ判定ニ任スル官憲ハ先ツ第一ニ或ハ其ノ面前ニ召喚セラ  
レタル本人ノ人格竝ニ生活狀態ヲ知悉シ此ノ智識ヲ利用スルニ付テ充分ナル裁量ノ權能ヲ有セザ  
ルヘカラス

然ルニ現時ニ於ケル刑事訴訟手續ハ此等ノ要求ニ對シ極メテ不完全ニ適應スルニ過キナルモノ  
ナルコトハ隨所ニ之カ立證ヲナシ得ラルルモノノ如シ

本討議事項ノ目的トスル所ハ此ノ狀況ニ關シテ注意ヲ促スニ在リ其ノ中ニ存スル<sup>パニシメント、</sup>刑  
ナル語ハ裁判官ノ科シ得ル各種ノ手段ヲ包含スルモノニシテ極メテ廣義ニ之ヲ解スヘキモノトス

決 議

裁判所カ判決又ハ刑ノ言渡ヲ爲スニ先チ犯人ノ性格ニ重要ナル影響ヲ及ホシタル一切ノ事情、經歷、  
所行及生活狀態ノミナラス其ノ他正當ナル判決又ハ刑ノ量定ヲ爲スニ必要ナル事實ヲ知悉ス可キ事ヲ  
各國刑事訴訟ノ根本義タラシムルコトヲ要ス

其ノ實行ニ當リ攷慮ス可キ諸點左ノ如シ

(一) 刑事法規ハ裁判所ニ豫防保安ノ爲メ刑罰及類似ノ處分ヲ選擇スルノ自由ヲ與ヘ其ノ權能ヲ甚シク拘束ス可カラス即チ法律ハ單ニ綱領ヲ定メ裁判所カ自由ニ刑罰個別主義ヲ適用スルノ餘地ヲ認ム可シ

(二) 出來得ル限り各種ノ特別裁判所ヲ設置シ特ニ少年裁判所ハ必ス他ノ裁判所ト區分ス可シ

(三) 法律學ノ補習トシテ犯罪學ヲ研究セシムルコトヲ要ス刑事裁判官タラムトスル者ハ必ス心理學、社會學、精神病學、法醫學及行刑學ノ聽講ヲ爲スコトヲ要ス

(四) 判事ハ專心且終始刑事法規ノ研讀ヲ爲スコク且此ノ部門ニ於テ昇進スヘキ十分ノ機會ヲ有シ得ルコトヲ要ス

(五) 判事ノ犯罪學ニ關スル智識ヲ完成セシムル爲メ之ニ必要ナル講座ノ設備セラルルコトヲ要ス判事ハ刑務所及之ニ類スル施設ニ付十分ナル智識ヲ有シ且屢々之等ノ場所ヲ視察スルコトヲ要ス

(六) 判事ハ被告人ヲ處斷スルニ先チ被告人ノ身體及精神ノ兩方面其ノ生活ノ狀態及犯罪ノ動機ヲ審知スルコトヲ要ス

(七) 右ノ目的ノ爲メニ事件ノ審理ニ先チ被告人ニ關スル一切ノ事情ノ調査ヲ必要トス此ノ調査ハ警察官署ニ依リテ之ヲ爲スコキモノニハ非スシテ判事自身又ハ判事カ自己ノ權能ヲ以テ右調査ノ爲メニ指命シタル者ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス

(八) 刑事法規ニ於テハ何人タルヲ問ハス被告人ノ性格及其ノ社會上ノ環象ヲ知ル者ヨリ報告ヲ徵シ得ルノ權能ヲ判事ニ賦與スルコトヲ要ス

(九) 若シ叙上ノ方法ニ依ルモ尙被告人ノ身體及精神ノ狀態ヲ知ルニ足ラサルトキハ判事ハ醫師及心理學ノ専門家ヲシテ被告人ヲ診察セシムルコトヲ要ス

(十) 事件ノ審理ハ二個ノ方面ニ區分セラルルコトヲ要ス即チ一ハ犯罪成立ニ關スル調査及判定ニシテ他ハ刑罰ノ量定及賦課ナリ後者ニ付テハ被害者其ノ他公衆ヲ除外スルコトヲ要ス

### 第二分科 行 政

#### 第一議題

一、若シ或累犯者ニ對シ懲罰ノ手段トシテ特別拘禁 (detention speciale) ノ制度ヲ認ムル場合ニハ此ノ拘禁ハ如何ナル官憲之カ宣告ヲ爲シ又如何ニシテ之ヲ執行スヘキヤ

(備考) 本討議事項中ニ於テハ累犯其ノ者ノ抑制問題ハ明カニ制限セラレタル見地ノ下ニ於テ其ノ考究題目タルモノニシテ先ツ第一ニ研究スヘキハ或犯罪者ニシテ常習犯タルコトヲ證明セラレタル場合ニ其ノ從來ノ犯罪生活ニ因リ或ハ輕罪ニ相當スル刑罰ニ代フルニ拘禁ヲ以テシ或ハ補助方法トシテ刑罰ニ附加スル拘禁ヲ以テスルカ如ク此ノ特別拘禁ヲ科スルノ制度ノ價值ハ果シテ如

何ナルモノナリヤノ問題はナリ

此ノ問題解決セラレ技ニ其ノ方針ノ確立ヲ見タル以上ハ次テ生スルモノハ此ノ特別拘禁ノ最良設定方法如何ノ問題ナリ即チ該特別拘禁制度ハ所謂刑法上ノ拘禁ヨリモ寛大ナルモノタル可カラサルヤ又如何ナル點ニ關シ其ノ輕減ヲ加フヘキモノナリヤ又如何ニセハ此ノ制度ニ對シ改善性ヲ與フルコトヲ得ルヤ又條件附釋放ノ適用ハ之ニ對シテ適當ナリヤ適當ナリトセハ其ノ程度如何ノ問題存ス

尙又此ノ特別拘禁ノ適用ニ關スル決定權ノ司法權ニ屬スヘキモノナリヤ行政權ニ屬スヘキモノナリヤノ問題存ス殊ニ該拘禁カ附加處分タル特質ヲ有スル場合ニ此ノ問題ノ決定ヲ要スルモノトス本討議事項ハ千九百八年ノ犯罪豫防法 (Prevention of Crime Act) ニ依リテ採用セラレタル此等ノ制度ノ一カ既ニ十二年以前ヨリ實施ヲ見タル英國ニ於テモ現ニ論究セラレツツアルコトニ依リテ之ヲ觀ルモ吾人ニ對シテ特殊ノ興趣ヲ示スモノナリ

## 決 議

- (一) 司法官憲 (Judicial authority) ニ於テ特別ノ拘禁ヲ命ス可キモノトス
- (二) 此ノ拘禁ノ目的ハ主トシテ社會防衛ニ在リト雖犯人改善ノ手段モ亦出來得ル限り之ヲ講ス可キモノトス

- (三) 此ノ拘禁者ニ對スル待遇ハ普通囚人ニ對スル紀律ヨリモ嚴格ナラサルコトヲ要ス
- (四) 處分ノ期間ハ不定期タルコトヲ要ス而シテ主務大臣又ハ權限アル他ノ官廳ハ各刑務所ニ於ケル諮問委員會ノ補佐ヲ受ケ且ツ定時此ノ目的ノ爲メニ視察調査ヲ爲シタル上假釋放ヲ命スルノ權能ヲ賦與セラルルコトヲ要ス
- (備考) 部會ノ決定ニハ劈頭ニ常習犯ニ對スル特段ノ拘禁制度ヲ採用スルヲ可トスル旨ノ一項存シタルモ第一部第三問ノ決定(第一項)ニ依リ重複スルコトトナリタルヲ以テ之ヲ削除シ(二)ノ「出來得ル限」ハ「出來得可クンハ」ノ意味ニ非サルコトヲ確保シ(四)ノ「拘禁ハ不定期タルコトヲ要ス」トアリシヲ「言渡サル可キ刑期ハ云々」ト修正シ尙末段ニ「且定時以下」ヲ挿入シタル

## 第二議題

一、被監禁者ノ科學的研究ヲ目的トシテ刑務所其ノ他ノ刑事設備中ニ事務分科ヲ設クルコトハ望マシキモノナリヤ

- 二、此ノ制度ハ犯罪原因及犯罪人ノ個別的待遇ノ決定ニ對シ如何ナル效果ヲ齎シ得ルヤ
- 三、此ノ同一機關ヲ何等カ精神の缺陷ヲ有スル疑アル被告ニ對シ其ノ検査ヲ施スコトノ申請ヲ爲スコトノ目的ニ於テ利用スルノ當否

(備考) 被拘禁者ノ科學的研究トハ主トシテ個性竝ニ遺傳ノ肉體上神靈上ヨリノ觀察ノ下ニ醫學

的ノ研究ヲ爲スコトノ謂ニシテ其ノ各場合ニ關係ヲ有スル社會學並ニ犯罪學上ノ各種參考資料ノ探索ト其ノ類別ヲモ含ムモノトス

二 此ノ種ノ研究ノ進歩ニ資センカ爲メ被監禁者ヲシテ此等各種ノ觀察點ノ下ニ於テ或特殊機關ニ委ネラレタル永續的取調權ノ目的物タラシムルコトヲ認メ得ヘキヤ否ヤ若シ得トモハ此ノ機關ノ行動方法ハ之ヲ如何ニ了解スヘキヤ

三 此ノ種ノ施設ハ犯罪ノ素因並ニ犯罪者ノ合理的待遇ニ關スル複雑ナル諸問題ノ解決ニ對シ實際上有利ナル解決ヲ與フルコトヲ期待シ得ヘキモノナリヤ

四 精神上ノ缺陷アルニ拘ラス其ノ存在認識セラレス若クハ充分ニ考量セラレサル爲メ普通ノ刑罰ヲ科セラルル者ノ續出スルハ爭フヘカラサル事實ナルカ如シ果シテ然レハ人情並ニ刑事上ヲ見地ヨリ斯ノ如キ處罰ヲ避クヘキ手段ヲ講スルノ必要アリ該事務分科ハ果シテ此ノ目的ヲ達ケンカ爲メニ最適當ナリト認メラレサルヤ或ハ又該分科ノ公共ノモノタル性質ノ結果トシテ裁判官ノ心理ヲ左右シ又ハ鑑定人其ノ者ノ科學的公平ニ影響ヲ及ホスコトトナルノ虞無キヤ或ハ又刑事辯護人ハ其ノ選出セル他ノ鑑定人ニ依頼スルコトヲ選擇スルニ至ルカ如ク其ノ眼ニ映スル所多少疑懼ノ念ヲ挿ムモノ存セサル乎

五 本討議事項ハ其ノ文句並ニ右説明中ニ於テモ之ヲ見ルカ如ク各相異ナレル部分ニ分類セラルル

モノトス此等各部分ニ就キ本委員會報告者ハ其ノ報告書中ニ之ヲ論スルコトヲ得ルモノニシテ其ノ範圍ハ單ニ極メテ局限セラレタル部分ニ限ラルルモノトス

### 決 議

被告人及受刑者ノ身體及精神ノ狀態ヲ専門醫師ヲシテ診察セシムルコト必要ニシテ之ニ關シテ適當ナル設備ヲ刑務所又ハ之ニ類スル場所ノ内ニ置ク可キモノトス

斯カル施設ハ犯罪ノ生物學上及社會學上ノ原因ノ探究ニ貢獻シ且個々ノ犯人ニ對シテ執ル可キ處置ノ攷慮ニ裨益アルモノトス

(備考) 此ノ問題ニ對シテハ重大ナル抗議提出セラレタリ其ノ要旨ハ被告人ノ意思ニ反シテ診察ヲ爲スハ人道に非ナリト云フニ在リテ英國法曹類ニ修正ヲ求メタルモ結局議長ノ指示ニ依リ決定案ニ「未決又ハ既決ノ犯人云々」トアリシヲ第一冒頭ノ如ク改メテ決定ヲ見ルニ至レリ

### 第三議題

一、被拘禁者ハ或ハ其ノ性質ニ依リ或ハ言渡サレタル刑罰ノ輕重若クハ犯罪ノ輕重ニ依リ相應ノ差別の取締ヲ爲サンカ爲メ之カ類別ヲ行フコトヲ適當トナスヤ否ヤ又之カ爲メニハ諸設備ニ對シ如何ナル改造ヲ行フヘキヤ

(備考) 行刑設備ハ其ノ出生地、其ノ氣分、其ノ性質、其ノ行動及其ノ習慣ノ相同シカラサル拘

禁者ヲ收容スル所ナルカ故ニ單一同等ノ制度ニシテ全體ニ適應セサルモノヲ劃一的ニ適用センコトハ刑罰ニ對シ要求セラルル效果ヲ全然發生セシムルコトヲ得サルニ至ルコト明白ナリ茲ニ於テカ被拘禁者ノ取扱ヲシテ有效ナラシムルニハ各種各様ナルコトヲ其ノ必要條件トス是レ殊ニ拘禁ニ對シ贖罪ノナルト共ニ改悛的ナル性質ヲ附與センコトヲ努ムル場合ニ於テ然リトス而シテ此ノ方針ハ或ハ被拘禁者全體ニ對シ或ハ被拘禁者ノ或種類ノモノニ對シ近時一層多ク採用セラルル所ナリ

然ラハ斯カル狀態ノ下ニ於テ如何ナル區別ノ標準ニ依リテ被拘禁者ノ合理的分類ヲ行フコトヲ得ルヤ又此分類ト相關聯シテ適用スヘキ各種制度ノ主要ナル特質如何ノ問題存ス

各設備ハ此等制度ノ第一ノ機關ナルカ故ニ其ノ適用ニ順應スルモノナルヲ要ス從テ管理上ノ或差別ヲ生スヘキ此ノ分類ヲ行フニ付テハ建築上又ハ處理上如何ナルコトヲ要求スルモノナリヤヲ注意シ置カサル可カラサルナリ即チ各種ノ用途ヲ有スル多數ノ刑務所ヲ設クルノ必要アリヤ或ハ又同一刑務所内ニ特異ノ房ヲ設クルヲ可トスヘキヤ又其ノ各場合ニ於ケル組織ヲ如何ニスヘキヤ

現時ノ經濟狀態ノ下ニ於テハ孰レノ方式ニ依ルモ其ノ財政方面ニハ特殊ノ注意ヲ拂フコトヲ必要トナスモノトス而シテ之カ爲メニハ被拘禁者ノ分類問題既ニ其ノ性質上甚タ複雑ナルニ一層其

ノ解決ノ困難ヲ加フルニ至リタリ

本討議事項ノ目的トスル所ハ學術上ノ主義ノ記述ノミナラス尙主トシテ實行シ得ラルヘキ事實ノ解決ニ關シ其ノ説明ヲ得ントスルモノナレハ管ニ學理上ノミナラス尙又實際上ノ見地ヨリシテ攻究ヲ要スルモノナリ

### 決議

(一) 犯罪ノ經驗乏シキ受刑者カ其ノ經驗ニ富メル四人ノ惡習ニ感染スルコトヲ防止スルハ 刑ノ第一要諦ナリトス

(二) 先ツ四人ノ年齢及性ニ依リテ區分シ尙其ノ精神狀態ヲ考慮シ其ノ性格及改善ニ適スル程度ニ從ヒテ分類スルコトヲ要ス

(三) 長期囚ト短期囚トヲ區分シ長期囚ニ對シテハ特ニ長期囚ニ適スル監督及規律ヲ以テ之ニ臨ムコトヲ要ス

(四) 四人ハ各分類ニ從ヒ之ヲ隔離スルヲ要シ且可能ナル場合ニハ同一管理ノ下ニ在ル同一構内ノ異レル建物ニ之ヲ收容スルコトヲ要ス

(五) 一收容所ノ四人五百名ヲ超過スル場合ニ於テハ四人ニ對シテ必要ナル個別待遇ヲ爲スコト困難ナリトス

(備考) 部會ノ決定ノ通採擇

第四議題

一、成年囚徒ノ作業得金ノ設定竝ニ拘禁中及拘禁後ニ於ケル其ノ利用方法ヲ如何ニ定ムヘキヤ  
一、裁判判決ノ執行中或ハ報酬 (Salaries) ノ名義ニ於テ或ハ賞與 (Gratification) 其他ノ名義ニ於テ未成年者ニ賦與セラルル金員ノ管理、取扱及使用ニ付テハ如何ナル規定ヲ爲スヘキヤ

(備考) 本討議事項ハ明カニ各別ニ取扱ハレ得ルニ別タルモノトス  
第一ニ問題タルハ成年者ニ關スル場合ナリ

千八百九十三年巴里開催ノ本委員會ニ於テ拘禁者ニ賦與セラルヘキ給與問題ヲ討議セリ而シテ同委員會ハ拘禁者ハ報酬ヲ受クヘキ權利ヲ有セサルモノナレトモ而モ國家トシテハ之ニ賞與ヲ與フルノ利益存スル旨ノ論決ニ達セリ且又同委員會ニ於テハ勞役工賃ノ浪費ヨリ生スル危険ヲ認メ此等ノ危険ヲ避ケンカ爲メ採ルヘキ二三ノ方法ヲモ紹介セリ

當時ヨリ現今ニ至ル迄既ニ四分ノ一世紀ヲ經過シタリ其ノ間勞役工賃竝ニ其ノ使用ニ關シテ學術ノ進歩竝ニ刑務ノ實際ヨリ啓發セラレタル意見竝ニ觀念抑モ如何ナルモノ存スルヤ  
其ノ勞務ニ對シ拘禁者ニ如何ナル方式ニ依ツテ報酬若クハ賞與ヲ與フヘキヤ又其ノ眞ノ性質ヲ如何ニ定ムヘキヤ又何等カノ名義ニ於テ拘禁者ニ對シ或ル他ノ金錢上ノ給與ヲ與フルコト却テ眞

價アルニアラスヤ又拘禁者其ノ入獄ノ際所持スルコトアル金錢ハ此ノ勞役工賃ト之ヲ分離スヘキモノナリヤ又其ノ拘禁中外部ヨリ受領スルコトアル金錢ニ關シテモ同様ナリヤ又拘禁者ニ對シ或ハ自己ノ爲メ其ノ衣食其ノ他ノ支辨ニ充テンカ爲メ或ハ其ノ妻子其ノ他ノ一般家族ノ爲メ援助ヲ爲サンカ爲メ或ハ又其ノ他ノ同一目的ノ爲メ此等ノ金員ヲ自由ニ處分スルノ權能ヲ附與スヘキモノナリヤ且又其ノ附與スル場合ニ其ノ範圍如何又此點ニ關シ該金員ノ出所ニ從テ區別ヲ設クルノ要ナキヤ

釋放ノ際交附セラレンカ爲メ勞役工賃ノ一部ヲ留保スルコト妥當ナリトセラルル場合ニハ其ノ留保額ノ割合ハ之ヲ如何ニ定ムヘキヤ

釋放ノ際勞役工賃ハ全部之ヲ拘禁者ニ交附スヘキヤ若クハ單ニ其ノ一部ノ交附ヲ行フヘキヤ若シ一部分ノ交附ヲ行フモノトセハ勞役工賃ノ殘額ハ其ノ必要ニ應ジ釋放者ニ交附セラレンカ爲メ該設備内ニ於テ保管セラルヘキモノナリヤ或ハ又貯金通帳ノ如キ形式ノ下ニ在ラシムヘキヤ又或條件ヲ具フル場合ニアラサレハ引出スコトヲ得サルヘキ他ノ名義ノ下ニ之ヲ置クヘキモノナリヤ

又本件ニ關シテハ條件附釋放ト確定釋放トノ間ニ區別ヲ設クルノ必要存セスヤ

又勞役工賃中ヨリ國家ノ利益ニ於テ其ノ特權ニ依リ拘禁者給養費、訴訟費用其ノ他ノ支辨金額ヲ控除スルコトノ當否如何而シテ之ヲ行フ場合此ノ控除金額如何

## 決議

第二ニ問題タルハ未成年者ニ關スル場合ナリ若シ未成年者ニシテ國家ニ屬スル矯正院又ハ感化院ノ如キモノニ收容セラレ居ル場合ニハ問題ハ成年者ニ關スル場合ト同一ニ觀察セラルヘキモノニシテ成年者ニ對スル解決ノ全部又ハ一部ハ未成年者ニ對シテモ亦準據シ得ラルモノトス然レトモ私設事業、諸救濟會及各個人ニ對シテ委託セラレ又ハ其家族ニ引渡サレタル未成年者ニ對シテハ本問題ハ之ヲ左ノ如クニ要說スルコトヲ得ルモノトス即チ裁判所判決ノ執行ノ下ニ置カルル未成年者カ或名義ノ下ニ受領スル金額ノ保管及使用ノ監督ハ國家如何ニ之ヲ規定スヘキヤ是ナリ

(38)

(一) 國家ハ囚人ノ強制勞役ニ對シ對價ヲ支拂フノ義務ナシト雖或報酬ヲ與ヘテ其ノ勤勉ヲ促スヲ可トス

(二) 右ノ報酬トシテ金錢ヲ與フル場合ニ於テハ其ノ金錢ノ差押ヲ禁シ且原則トシテ囚人カ之ヲ外部ノ支拂ニ充ツル爲メニ費消スルコトヲ得サラシム可シ但シ例ヘハ其ノ家族カ重病ニ罹リテ他ニ慈善的扶助ヲ受クルノ途ナキトキ又ハ其ノ家族貧窮ナルトキハ此ノ限りニ非ス囚人カ攜帶セル金錢又ハ服役中外部ノ資源ニ因リテ得タル金錢ハ右差押及費消禁止ノ適用ヲ受クルコトナシ

(三) 作業得金ハ(勤勉ニ對スル賞與ニ依リ増額スルト否トヲ問ハス)特ニ囚人ノ妻及家族ノ爲メニ適切且相當ノ程度ニ於テ之ヲ留保シ其ノ剩餘ヲ以テ國家及被害者ニ對スル賠償ニ充テシム可シ

(四) 囚人ハ釋放セラレタル後ト雖作業得金ヲ隨意ニ處分スルコトヲ得ス作業得金ハ囚人ノ最善ノ利益ノ爲メニ之ヲ使用スル被信託者ノ手中ニ存スルモノト認メラルヘキモノトス

(五) 少年囚ニ對シテハ其ノ成年ニ達スル時若干ノ小資本ヲ得ル程度ニ於テ金錢ノ供與ヲ爲ス可シ此ノ金錢費消ノ防止ニ付テハ叙上成年囚ノ場合ニ比シ更ニ嚴格ナル方法ヲ講スルコトヲ要ス

(備考) 部會ノ決定ニ對シ(三)ニ於テ「囚人ノ妻及家族云々之ヲ留保シ其ノ剩餘ヲ以テ」ノ一句ヲ加フ尙問題第二項ノ討議十分ナラサリシヲ以テ此ノ點ニ付テハ國際刑務協會常任委員會ニ解決ヲ一任スルコトトセリ

## 第三分科 豫 防

### 第一議題

一、國家、協會若クハ個人カ條件附ニテ處罰セラレタル者若クハ條件附ニテ釋放セラレタル者ノ監督ヲ最モ有效ニ行フノ方法如何

(備考) 最近ノ刑事制度上各種ノ形式ノ下ニ次第二擴張セラレタル諸方法ニシテ一般ニ條件附處罰又ハ條件附釋放ナル言葉ヲ以テ指示セラルルモノモ之ヲ條理上ヨリ觀察シテ如何ナル性質ノモノトナスヘキヤ之ヲ實際上ヨリ觀察スレハ其ノ自由ノ狀態ハ制限セラレタルモノニシテ或監督ノ行ハルルコトヲ必要トナスモノナリ

(39)

## 決議

第二ニ問題タルハ未成年者ニ關スル場合ナリ若シ未成年者ニシテ國家ニ屬スル矯正院又ハ感化院ノ如キモノニ收容セラレ居ル場合ニハ問題ハ成年者ニ關スル場合ト同一ニ觀察セラルヘキモノニシテ成年者ニ對スル解決ノ全部又ハ一部ハ未成年者ニ對シテモ亦準據シ得ラルモノトス然レトモ私設事業、諸救濟會及各個人ニ對シテ委託セラレ又ハ其家族ニ引渡サレタル未成年者ニ對シテハ本問題ハ之ヲ左ノ如クニ要說スルコトヲ得ルモノトス即チ裁判所判決ノ執行ノ下ニ置カルル未成年者カ或名義ノ下ニ受領スル金額ノ保管及使用ノ監督ハ國家如何ニ之ヲ規定スヘキヤ是ナリ

(一) 國家ハ囚人ノ強制勞役ニ對シ對價ヲ支拂フノ義務ナシト雖或報酬ヲ與ヘテ其ノ勤勉ヲ促スヲ可トス

(二) 右ノ報酬トシテ金錢ヲ與フル場合ニ於テハ其ノ金錢ノ差押ヲ禁シ且原則トシテ囚人カ之ヲ外部ノ支拂ニ充ツル爲メニ費消スルコトヲ得サラシム可シ但シ例ヘハ其ノ家族カ重病ニ罹リテ他ニ慈善的扶助ヲ受クルノ途ナキトキ又ハ其ノ家族貧窮ナルトキハ此ノ限りニ非ス囚人カ携帶セル金錢又ハ服役中外部ノ資源ニ因リテ得タル金錢ハ右差押及費消禁止ノ適用ヲ受クルコトナシ

(三) 作業得金ハ(勤勉ニ對スル賞與ニ依リ増額スルト否トヲ問ハス)特ニ囚人ノ妻及家族ノ爲メニ適切且相當ノ程度ニ於テ之ヲ留保シ其ノ剩餘ヲ以テ國家及被害者ニ對スル賠償ニ充テシム可シ

(四) 囚人ハ釋放セラレタル後ト雖作業得金ヲ隨意ニ處分スルコトヲ得ス作業得金ハ囚人ノ最善ノ利益ノ爲メニノミ之ヲ使用スル被信託者ノ手中ニ存スルモノト認メラルヘキモノトス

(五) 少年囚ニ對シテハ其ノ成年ニ達スル時若干ノ小資本ヲ得ル程度ニ於テ金錢ノ供與ヲ爲ス可シ此ノ金錢費消ノ防止ニ付テハ叙上成年囚ノ場合ニ比シ更ニ嚴格ナル方法ヲ講スルコトヲ要ス

(備考) 部會ノ決定ニ對シ(三)ニ於テ「囚人ノ妻及家族云々之ヲ留保シ其ノ剩餘ヲ以テ」ノ一句ヲ加フ尙問題第二項ノ討議十分ナラサリシヲ以テ此ノ點ニ付テハ國際刑務協會常任委員會ニ解決ヲ一任スルコトトセリ

## 第三分科 豫 防

### 第一議題

一、國家、協會若クハ個人カ條件附ニテ處罰セラレタル者若クハ條件附ニテ釋放セラレタル者ノ監督ヲ最モ有效ニ行フノ方法如何

(備考) 最近ノ刑事制度上各種ノ形式ノ下ニ次第二擴張セラレタル諸方法ニシテ一般ニ條件附處罰又ハ條件附釋放ナル言葉ヲ以テ指示セラルルモノモ之ヲ條理上ヨリ觀察シテ如何ナル性質ノモノトナスヘキヤ之ヲ實際上ヨリ觀察スレハ其ノ自由ノ狀態ハ制限セラレタルモノニシテ或監督ノ行ハルルコトヲ必要トナスモノナリ



此ノ監督ニハ各種ノモノ存シ得ヘク其ノ監督ノ方法モ亦整一ナラス一方ニ純然タル抑壓ノモノアルト共ニ他方ニハ又庇護ノ名義ノ下ニ知ラルルモノアリ而シテ監督ノ作用モ亦國家ノ側ヨリ行ハルル公式ノ監督ノ外特殊協會ノ監督竝ニ個人ノ監督存ス

茲ニ於テカ監督ノ性質其者ニ關シテモ亦監督ヲ行フノ任ニ在ルヘキ當局ニ關シテモ此等ノ方式中孰レヲ選ムヘキヤノ問題提起セラルルモノトス尙又場合ニ依リテ事情ニ應シテ各種ノ方式ヲ適用スルコト妥當ナラサルヤノ問題生ヌ即チ該制度ハ如何ニ構成スヘキモノナリヤ問題タリ又補助金ノ交附ニ關聯シテ又ハ之ト全然無關係ニ此等協會竝ニ個人ノ行爲ニ對シ國家カ一種ノ監督ヲ行フコトハ國家ノ權利タリヤ將タ又義務タリヤ

又特ニ茲ニ注意ヲ要スル點ハ聯邦國ニ於テハ監督ヲ行フコトヨリ種々ノ問題ヲ惹起スルコトアルコトアリ又國際關係上ニモ同様ノ結果ヲ見ルコト是ナリ又條件附處罰ヲ受ケ若クハ條件附ニ釋放セラレタル者カ單ニ其ノ住居ヲ一國ヨリ他國ニ移轉セルコトニ依リテ全然監督ノ回避ヲ遂ケ得ルコトハ之ヲ防止スルコトヲ得サル可カラス如何ニセハ此等ノ諸問題ハ之ヲ未然ニ防止スルコトヲ得ヘキヤ最後ノ問題ハ國際條約ノ效果ニ依リテ之ヲ防止スルコトヲ得ルモノノ如シ從テ此ノ種ノ國際協定ノ根本方針ヲ定メ得ルコトハ其ノ價值大ナルモノ存スヘシ而シテ此國際協定中ニハ監督ノ任ニ當ル權力者ノ同意ヲ得テ行ハルル居住ノ移轉ヲモ含ムコトアルヘキモノトス

## 決議

保護觀察ニ付セラレタル者又ハ條件附ニ放免セラレタル者ノ監督ハ警察官署ニ依リテ之ヲ爲スヲ得ス此ノ監督ハ國家ヨリ經濟上ノ補助ヲ受ケ且其ノ監督ノ下ニ在ル私設團體、官廳若クハ半官的設備(例ヘハ國家ヨリ支給ヲ受ケ且裁判所ノ命令ニ服スル私人)ニ於テ孰レモ警察官署ト無交渉ニ之ヲ實行スルコトヲ要ス保護觀察ニ付セラレ又ハ條件附ニテ放免セラレタル者ニ對シテハ監督ヲ必要トス刑期滿チタル後ハ始メテ監督ヲ任意トス可シ

被放免者ノ他國ニ赴ク場合ノ爲メニ諸國家ノ中央團體間相互ノ聯結ヲ圖ル目的ノ下ニ國際協約ノ締結セラルルコトヲ必要トス

## 第二議題

一、所謂國際犯罪人取締ノ努力ヲ國家間ニ最有效ノモノタラシムル方法如何  
(備考) 惡人數多ノ國ニ亘リテ活動シ社會ハ其ノ所業ニ苦シムコト未ダ嘗テ現時ノ如キハ無シ彼等ノ行動ハ其ノ組織其ノ勢力竝其ノ手續ノ爲メニ國際的性質ヲ帶ヒルモノナリ

此等ノ犯罪ヲ取締ランカ爲メ從來行ハレタル諸方法ハ充分有效ナルモノトハ認メ難シ元來取締方法ノ發達ヲシテ著大ナラシメンカ爲メニハ各國家ノ間ニ極メテ良好ナル了解ノ存スルコトニ依ツテ始メテ之ヲ成就シ得ヘク就中各國家カ共同ノ賊敵豫防ニ付テ共助ヲ行ヒ得ヘキ事務所ヲ一層

良好ニ組織スルコトニ依リテ之ヲ達シ得ヘキナリ

本討議事項ハ極メテ概括的ノ意義ヲ以テ之ヲ掲ケタルモノナリ即チ該事項ニハ非社會的行爲ヲ目的トシテ一國ヨリ他國ニ赴ク惡人ハ總テ之ヲ包含セシメ又一國家ノ行爲カ他ノ國家ノ助力即チ共同行爲ノ效果ニ依リ強力ナラシメラレ得ル諸方法ハ悉ク之ヲ包含スルモノトス

### 決議

國家間ニ於テ或種類ノ犯人ノ逮捕ヲ迅速ナラシムル爲メ相互ノ司法官憲及警察官憲ノ直接交渉ヲ認メ又ハ重大犯人ニ關スル報告ノ交換ヲ圖ルトキハ犯人ノ對策ヲ有效ナラシムルコトヲ得可シ各國家ハ中央警察官署ニ他ノ國ノ當該官廳ト何等不必要ナル煩瑣ノ手續ヲ須ヒスシテ直接ノ交渉ヲ爲スノ端ヲ啓ク可シ

(備考) 部會ノ決定ノ通採擇

尙此ノ部會ハ犯罪人引渡ニ關スル國際條約ノ締結ヲ進捗セシムル爲メ其ノ條約案ノ起案方ヲ國際刑務協會ニ建議シタリ

### 第三議題

一、繪畫殊ニ犯罪者クハ不道德的事實ヲ寫出スル活動寫眞ノ映畫ノ惡化ノ影響ヨリ少年者ヲ避ケシムヘキ最良ノ方法如何

(備考) 何人ト雖モ少年者ニ對シ或特殊ノ繪畫並ニ映畫カ與フル影響ヲ認メタルモノナク又此ノ範圍内ニ於ケル弊害ト危險トハ孰レノ國ニ於テモ公認セラルル所ナリ文學ノ領域内ニモ亦ソノ弊害ト危險トノ存在スルコト勿論ナレトモ本討議事項ノ目的中ニハ此ノ文學ヲ含マス然レトモ各種形態ノ下ニ於ケル淫猥文學ノ憂慮スヘキ結果ハ既ニ猥褻印刷物ノ攻撃ヲ目的トスル國際契約ヲ發生效シムルニ至リタリ

現時其ノ發達極メテ著シキモノアルカ爲メ甚大ナル影響ヲ與フルモノハ主トシテ活動寫眞是ナリ而シテ此ノ影響タルヤ全然其ノ題目ノ撰擇ヲ誤ルカ又ハ其ノ當ヲ得サルカニ因リ其ノ危險ノ程度モ亦増加ス即チ——犯人ノ猛惡ナル犯行ヲ寫出スル諸場面ニ依リ又其ノ他各種ノ感動的且不道德ナル繪畫ニ依リ——概シテ公衆ヲ惑ハスヘキ傾向アルコトハ注目セラルル所ナリ

活動寫眞ハ其ノ教示力及暗示力ニ依リ直接間接ニ社會ノ風紀ヲ紊亂シ且犯罪人ノ増加ヲ來スニ與テ力アルモノナリ年少ニシテ感化サレ易キ人々ニ對シテ殊ニ然リ之ヲ抗擊スルハ蓋シ當然ナラスヤ

經驗及刑事統計其ノ他之ト類似セル諸資料ノ調査ハ此ノ問題ノ研究ニ對シ諸證據ヲ與ヘ且光明ヲ投下スヘク如クニシテ蒐集セラレタル智識ハ活動寫眞ノ弊害ヲ防遏スル爲メ提案セラレタル手段ノ合理的組織ヲ如何ニスヘキヤノ問題ニ對シ有益ナル指南者タルヘシ多數ノ國ニ於テハ既

ニ「フィルム」ノ檢閲ヲ開始セルモノアルモ映寫ヲ禁止セラレタル「フィルム」ハ檢閲ヲ爲ササル國ニ向テ容易ニ送附セラルルノ結果トナルモノノ如シ茲ニ於テカ其ノ害惡ヲ抑壓シ又阻止セシカ爲メノ諸方法ノ研究中ニハ須ラク國際的抑制手段ヲモ包含セシムルヲ可トス

決議

【甲】

- (一) 各國ニ於テ青年ノ保護ヲ主要ノ目的トシテ活動寫眞ノ有效ナル檢閲ヲ爲スコトヲ要ス而シテ檢閲ノ效果ヲ舉クル爲メニ特別ノ方法ヲ講シ活動寫眞ノ監督ヲ爲スコトヲ要ス
  - (二) 檢閲ハ單ニ猥褻ニ關スル點ノミニ限ラス廣ク青年ヲ墮落セシムル一切ノ事情ニ留意シテ之ヲ爲スコトヲ要ス
  - (三) 青年ノ爲メニ特別映畫ノ特別觀覽ノ途ヲ拓クコトヲ要ス
  - (四) 各國家ハ青年及一般社會ヲ裨益スル映畫ノ製作團體ニ對シ相當ノ補助ヲ與フルコトヲ要ス
  - (五) 映畫問題ハ國際的ニ重要ナルモノナルヲ以テ其ノ意味ニ於テ講究ス可ク且國際協約ニ依リテ之ヲ律スルコトヲ要ス
- 各國ハ自國ニ於テ禁止シタル映畫ノ輸出ヲ防止スルニ全力ヲ竭クスコトヲ要ス

【乙】

映畫以外ノ繪畫ニ付テハ一千九百二十三年九月ノ「猥褻圖書取締ニ關スル條約」ノ規定ノ勵行ニ依リテ本問ノ目的ヲ貫徹スルコトヲ得可ク

(備考) 部會ノ決定ノ選擇

第四議題

一、危險ナル傾向ヲ示ス異常成年者(智能不足者精神衰耗者)ニ對シテ執ルヘキ處分方法如何

(備考) 危險ナル傾向ヲ示ス異常人 (abnormal persons) ハ多年ノ刑事學ノ研究題目トナリタルモノナレトモ今日ニ至ルモ猶未タ彼等ニ對シテ執ルヘキ方法ニ關シテハ一定スル所無ク即チ或者

ハ彼等ニ對シ刑罰ヲ用キント欲スルニ拘ラス他ノ者ハ全然刑罰ヲ行フコトヲ拒ミ之ニ代フルニ保全方法ヲ要スト爲スモノアリ或ハ又同時ニ刑罰ト保全方法ト併用センコトヲ推奨スルモノアリ此等ノ論者モ刑罰ハ保全方法以前ニ之ヲ適用スヘキモノナリヤ或ハ以後ニ之ヲ適用スヘキモノナリヤノ問題ニ關シ更ニ二派ニ分ル此等異常人ノ性質竝ニ利害ヲ斟酌スルト同時ニ公共ノ安全ヲ最モ能ク確保センカ爲メニ執ルヘキ方法果シテ如何

又此等異常人ノ拘禁ヲ爲スヘキ諸設備ニ關スル提案ノ間ニモ甚シキ差異ノ存スル事實ニ依リ此ノ保全方法ニ關シテモ不一致ノ存スルコトハ注目スヘキコトニ屬ス而シテ此等設備ハ之ヲ普通精

精神病院トナスヘキヤ又ハ危険性ヲ帯ヒタル異常人ノ收容ニ用フル特殊ノ設備トナスヘキヤ又此等  
特殊設備中ニハ犯罪人モ非犯罪人モ共ニ之ヲ收容スヘキヤ或ハ又犯罪的危険ノ傾向ヲ示ス異常人  
ニ對シテハ特ニ之カ爲メニ供用セラルル設備(犯罪狂收容所)ヲ設クヘキヤ

尙又此等ノ處分ハ刑事裁判官ニ依リテ命セラルヘキモノナリヤ或ハ緊急ノ場合ニハ條件附又ハ  
無條件ノ釋放ニ關シテモ判定ヲ行フヘキ行政官憲ニ依リテ施行セラルヘキモノナリヤ問題タリ  
終リニ又彼ノ信賴スヘキ家庭ニ預ケ置クカ如キ方法其ノ他未成年者ニ對シテハ特殊ノ處置ヲ願  
慮スルノ必要ナキヤ或ハ又事情ニ依リテハ成年者ニ對シテ提議セラレタル諸方法ヲ未成年等ニ對  
シテ適用スヘキモノトナスヘキヤ充分明瞭ニ之カ考察ヲ下スヘキモノトス

以上掲ケタルカ如キ討議事項ハ問題ノ實際的方面ヲ目的トスルモノニシテ其ノ解決ハ主義ノ相  
異ニ依リテ極メテ久シキ以前ヨリ留保セラルル所ナルカ現時次第ニ其必要緊急トナレルモノナリ  
決議

(一) 危険ナル傾向ヲ有スル不完全教育ノ成年ハ司法官憲(Judicial authority)ノ命令ニ依リテ刑務  
所ニ非ナル設備又ハ集居地ニ送り權限アル官憲ニ依リテ釋放セラレル迄之ヲ看護留置ス可キコト  
ヲ勸告ス

右官憲ハ釋放ヲ爲スニ當リテハ專問家ノ委員會ノ協力ヲ受ク可シ

(二) 同種類ニ屬スル少年者ニ付テモ亦同種ナリト雖モ先ツ豫防方法ヲ講シ其ノ效果ナキトキニ於テ  
成年ト分離セル設備ニ收容ス可シ

(三) 假釋放、有效ナル保護觀察並收容所ヨリ釋放セラレタル異常者ニ對スル嚴密ナル監督 (supervision) ハ絕對的必要事項ナリトス

(四) 公安維持ノ見地上精神上ノ保健及豫防ノ設備ヲ整齊シ以テ精神ノ異狀及缺陷ノ各場合ヲ適當ノ  
時期ニ發見スルノ便フ計ルハ緊切ナル要務ナリトス  
(備考) 部會ノ決定ノ通採擇

#### 第五議題

一、裁判所ニ送致セラレ若クハ矯正處遇ヲ受クル少年ヲ或ル選定セラレタル家庭ニ委託スルコトハ如  
何ナル場合ニ如何ナル規則ニ從テ之カ實行ヲナスヘキヤ

(備考) 犯罪ノ原因ハ從來概ネ之ヲ其ノ幼少ノ時代ニ養育セラレタル環境ニ歸セラルヘキモノナ  
リト認メラレタリ

就中人口ノ過剩ニ苦シム貧弱ナル土地及不健康ナル雜沓ノ行ハルル窮乏ノ場所ニ於ケル生活ハ  
人ノ非難スル所ニシテ又其ノ責任ヲ自覺セサルカ又ハ其ノ努ムヘキコトニ無關心ナル兩親ニシテ  
其ノ必要アル教育ヲ子女ニ對シテ施スコトヲモ忘リ又其ノ身神ノ幸福ヲ計ランコトヲモ缺クモノ

ノ膝下ニ在ル生活モ等シク非難セラルル所ナリ  
是ヲ以テ此ノ方法ハ如何ナル場合ニ之ヲ適用スルコト最有利ナリヤヲ知得シ又之カ實行ノ爲メ  
依ルヘキ法規ヲ定メ又兩親ノ權力ノ下ニ其ノ家庭ニ在ル間又ハ裁判判決其ノ他ニ依リテ收容セラ  
レタル設備内ニ住居スル間ニ表明セル行爲及性癖ヲ考慮シテ如何ナル場合ニ此ノ處置ヲ爲スヘキ  
カヲ決定シ尙又此ノ再教育 (re-education) 作業ヲ成シ得ヘキ適當ナル家庭選擇ノ方法ト共ニ相當  
ノ擔保ト實行ノ必要アル監督方法トヲ指定スルヲ可トス

## 決議

- (一) 裁判所ニ送致セラレ又ハ犯罪行爲ニ付有責ノ認定ヲ受ケタル兒童ハ其ノ兩親カ徳性教育ヲ施ス  
コト能ハサル場合ニ於テ出來得ヘクンハ相當家庭ニ委託スルコトヲ要ス委託ヲ爲スニハ兒童ヲ其  
ノ全生涯ニ向ヒテ改善スルコトヲ以テ常ニ其ノ目的トセサル可カラス
- (二) 此ノ處置ハ豫メ身體、精神及道德上ノ方面ヨリ兒童ヲ充分ニ検査シ其ノ結果之ヲ治療設備又ハ  
授産學校若クハ感化院ニ送致スルコト不得策ナリト認メラレタル場合ニ於テノミ採用セラル可キ  
モノトス
- (三) 引取親ノ選定及監督ニ付テハ地方廳又ハ承認ヲ經タル私立團體之ニ當ル可シ特ニ引取親ノ權利  
及義務ニ付テハ證書ヲ作製シテ之ヲ確定ス可シ

- (四) 引取家庭ハ兒童ニ十分教育ヲ施シ且生計ノ途ヲ得ルニ足ル様之ヲ養成ス可シ右家庭ハ其ノ勞力  
及費用ニ對シ支拂ヲ受クルノ權利ヲ有スト雖兒童カ自己ノ生計ノ途ヲ立ツルニ至リタルトキハ兒  
童ヲシテ其ノ勞務ニ付適當ノ賃金ヲ取得セシム可シ
- (五) 引取家庭及引取ノ周旋ヲ爲ス團體ハ常ニ公共ノ監督ニ服スルコトヲ要ス
- (六) 罪癮少年ノ教育ノ根本方針ヲ研究スル特別講演會及協議會ヲ開催シ引取親ヲ選定スルニハ先ツ  
之等ノ講演會及協議會ニ出席シテ效果ヲ收メタル者ヲ優先セシムルヲ以テ得策トス  
(備考) 部會ノ決定ノ通採擇但シ道德上ノ意味ニ於テ遺棄セラレタル兒童ヲモ包含セシム可シト  
ノ修正意見出テタルモ右ハ題意ノ外ニ逸スルヲ以テ該意見ヲ本會議ノ希望トシテ記録ニ掲クルコ  
トトシテ決定案ヲ採擇シタリ

# ニューヨークの クリントン・プリズン

(Clinton Prison)

ニューヨーク州政府は、ブラタバーグの西十五哩のアディロンダックスに約一萬四千エーカー(一エーカーは約我が四段二十四歩)の丘つゞきの森林地を有つてゐる、地はクリントン郡に屬しその郡内のデンモラ村にクリントン・プリズンがあるのである。プリズンの直ぐ東に精神病の受刑者のための州立病院 (State Hospital) がある。

この位置は健康上からは申分ないのであるが、余りに都會の中心からはなれ過ぎてゐて、刑務作業のためには甚だ不利と云はなければならぬ。此の刑務所にいかなる評判のあるのは、それが州の「訓練監」(disciplinary prison) として知られてゐると共に、一つは又た都會からはなれてゐるといふ事實のためと察せらるゝのである。多く

の受刑者は訓練の目的のためよりもむしろ受刑人口を分布するために他の刑務所より送られて来るのである。  
尙ほ假釋放の違犯者犯人にして麻酔刑服用者、結核患者、重い梅毒に罹れるものも茲に送らるゝのである。故にクリントンは訓練監にして同時に病監と云はれ得るのである。

## 一、土地と施設

外壁に囲まれた約七エーカーの地域は今日は已に種々の建物で可成一杯に滿されてゐる。建物の中の最も古いものは、長い石造の監棟で一八四五年に建てられたものである。其他の建物の中監舎、後から出来た監棟、食堂、及び二三の工場は煉瓦である。目下建築中の工場は鐵筋コンクリートである。

監舎は門の傍に在つて、看守室を通過してプリズンの中央に在るホールと聯絡してゐる。此のホールから監房と食堂へ行かれるのである。監舎の階上は病室、ドクトル(保健技師)の事務室、圖書室、及び禮拜堂等がある。

監棟の後は橋で囲まれた廣場があつて、立派に運動遊技の目的に役立つてゐる。  
二、監棟 (cell block)  
監棟は三棟あつて、此の内一棟は居房は三列になつてゐるが、他の二棟は二列である。各居房には電燈を用ひてゐる。居房は間口四フット奥行七フット二吋高サ六フット八吋である。居房は總て一千百九十八箇ある。

最も古い "East Hall" と稱せらるゝ棟は一八四五年に建てられ、他の二つは一八七五年の建造である。  
"Isolation Cells" (隔離房) は一層の建物で全くプリズンの他の部分から切りはなされてゐる。二十六房ある。  
三、食堂 (mess hall) は大きくて明るい。

受刑者は凡て一列にテーブルに就く。  
四、工場 (workshop) は構内の東隅にあつて、二層と三層の建物である。受刑者の大部分を使つてゐる紡績工場も、其他織物業物工場も決して近代工場の條件を具へてゐるとは云へない。

今や一箇の近代式の工場が受刑者の手で建造中である。完成の時は作業の大部分は此の建物の中で行はるゝ管で、作業状態も尙近代式に近くなる筈である。

五、病院 (Hospital) は二つあつて、一つは普通の病院でプリズン内に在り、他は結核治療院でプリズンの後方四分の一哩許り隔つた高い丘の上に在る。普通病院は監舎の建物の中に在りて、病室は四箇で、他に一人又は二人を收容する數箇の室がある。別に手術室、薬局、X光線室、齒科室、實驗室、肺所及ドクトルの事務室がある、

結核治療院は受刑者の手で建てられ、一九一八年に開院せられたのである。ドクトルの事務室、手術室、實驗室、薬局のある端れの建物は、獨りて院の主要部と結びつけられてゐる。茲には百七十五箇のベットを

有つた大きな、光線と通風の完全な病舎と最新式の温水浴の設備と、重大患者のための隔離室とがあつて、正面は開放された廊下となつてゐる。病舎につゞいて食堂がある。居心地のいゝ明るい通風の完全な、プリズンのメス・ホールといふよりもむしろ普通の病院のダイニング・ルーム(食堂)といふべきである。茲では皆んな普通の人のようにテーブルに向き合つて坐るのである。

此のホスピタルは凡ての點から見ても、他の州の同じ病院に勝つてゐると云つて可いので、州の受刑者の治療のために生命を捧げた故ドクトル・ランサム氏の好記念物である。

六、禮拜堂 (Chapel) として使用せられてゐる集會所はプリズンの食堂の二階に在つて、廣くもあるし明かしく通風も好いが、宗教的氣分を欠くこと甚しい。

七、農場 (Farm) プリズンには廣い土地が附屬してゐるのであるが、農場に洩す部分は甚だ少い。僅かに二十エーカーが耕作されてゐる。ファームには大きな牛乳搾

## 二 職員 (Officials)

一、此のプリズンの管理は州の刑務監督官 (State Superintendent of Prisons) の下に在る。

二、所長・典獄 (Warden) は現在 Harry M. Kaiser である。

三、所長の下に一人の Principal Keeper (看守長) あり。

四、看守 (Guards) は結核治療院のそれ等を合してプリズンには百〇四人ある。

五、其他の職員には主任保健技師 (Chief Physician) 及び助手、プリズン附及び訪問の教師 (Resident and visiting chaplain) 教師、書記 (Clerk) 八人、職長 (Foreman) 五人、消防夫 (Fireman) 三人、主任

土木技師等がある。  
六、給料 (Salary) は、典獄五千ドル、別に官舎及び給養費を給す。看守長二千二百五

十ドル、居室を興へらる。看守は千四百十  
 ルより千八百ドルに至る。主任保健技師三  
 千五百弗、教諭師二千弗とす。  
 勤続二十五年にして退職したるものは、  
 州の刑務監督官の意見により半俸を給せら  
 る。

### 三、受刑者 (Prisoners)

一九二四年一月十四日現在の受刑人口は  
 一千二百七十九人であつた。  
 各受刑者は收容の際診査を受け、就業の  
 適否を定めらる。

主任保健技師の意見にて、精神病者と決  
 定せられたる受刑者はプリズンの東に隣れ  
 るデンネモラ州立病院へ送られる。

### 四、紀律 (Discipline)

一、かんじく規則 (Rules and regulations)  
 クリントン州の「訓練監」であるがため  
 他のプリズンよりも管理處置は一層嚴重で  
 ある。「黙黙制」(Silent system)は已に  
 久しく廢せられ、尚ほ他の點についても緩  
 むとされた處もあるが一體にこのプリズンの

規律は以前の通りに嚴重で服制的である。  
 信書については、一週間一回の發信に對  
 しては州より其の郵税を支持つてやるので  
 ある。尚ほ受刑者は別に一週二回自費で發  
 信することができる。受刑者は發行所より  
 直接に新聞及び雜誌を購入することができ  
 る。

刑務所の位置が邊鄙で出入不自由のため  
 接見數の制限の問題は他のプリズンの如く  
 重大なものとはならない。接見は看守室で  
 行はれ、テーブルの兩側に對坐するのであ  
 つて、テーブルのまん中には高さ十八時の  
 ガラス板が立てられるのである。

### 五、健康 (Health)

一、病院は刑務所の病院として模範的のも  
 ので、治療看護共に至れり盡せりである。  
 二、糧食は大して善くはない。他の幾多の

刑務所の標準に達してゐない點もある。  
 三、浴場は濯水設備が施されてゐる。入浴  
 は一週一回である。  
 四、運動遊技は夏期に於ては毎日二時間つ  
 り、水曜日、日曜日、祭日には四時間つ  
 行はれる。冬期は休止。遊技はベースボー  
 ルの外二三種の団体遊技がある。  
 五、娯樂は、冬期に於て一週二回活動寫眞  
 の映寫がある。一年一回受刑者芝居を演  
 ずる。結核治療院に在る患者のためには一年  
 中一週二回の活動寫眞及びラヂオの放送  
 とがある。

### 六、作業 (Industries)

一、ニューヨーク州の凡てプリズンに於ける  
 作業は官用主義である。  
 二、職業訓練 (Vocational training) は施  
 されてゐない。  
 三、作業の種類は一九二四年一月五日の調  
 べは次の如くである。  
 監内修繕掃除 二七五人  
 シャツ及び被服製造 五四人  
 織物 二〇〇人

### 紡績 一六八人

染色 二二人  
 木工 三一人  
 ミン及修理 二六人  
 建築 三三人  
 其他雜役 八五人

尚ほドクトルの命令によるもの、音楽隊  
 員となるもの、又は學校に在るもの等就業  
 せざるもの四一五である。  
 作業報酬 (Compensation) は一日一仙  
 半支給はれる。

### 七、教育 (Education)

一、書庫 (Library) には七千冊の書籍を  
 蔵してゐる。書籍の種類其他の條件は多く  
 の他のプリズン・ライブラリーに勝つてゐ  
 るもの如くである。一週二冊を看讀するこ  
 とができる。結核治療院には別に書庫が附  
 屬せられてゐて、患者の看讀には制限がな  
 い。

二、學校 (School) は晝間開かれ、二組は  
 午前、他の二組は午後授業に就かせられる  
 學級は一般より六級までである。二三のもの

### 八、宗教 (Religion)

一、教諭師 (Chaplain) は刑務所づきのキ  
 ヤリソリック僧一名 (A resident Catholic  
 chaplain) 新教及び猶太教には共に數人の  
 教諭師あつて刑務所附ではない。  
 二、キヤリソリック及び新教の勤行は一週  
 一回行はれる。猶太教は月に二回である。

### 九、共同責任

受刑者は各自他の行爲について責任を有  
 つてゐない。

### 十、經費 (Cost)

一九二二年度に於ては州の豫算は四十萬  
 〇五千四百九十七弗であつた。

## 芥川博士の渡歐

本會囑託の司法省行刑局衛生官  
 芥川信氏は五月廿八日付で萬國監  
 獄當設委員會へ委員として出張を  
 命ぜられ出發した、これは六月廿  
 八日から一週間スイス、  
 ベルンで催される同委員  
 會に日本政府を代表して  
 出席する爲で、氏は過去  
 十年間刑務所の衛生的研  
 究に費しその結果論文に  
 よつて今年一月醫學博士  
 を授與された、日本唯一  
 「刑務所博士」で、氏はこ  
 れを機に歐米各國の刑務  
 所も視察し其衛生状態を比較研究  
 すると共に犯罪の發達した米國で  
 は特に犯罪心理学を究めてくる管  
 である。

## ニユージーランドの刑務改良

生江孝之氏談

(一)

ニユージーランドに於ける社會狀態の内容は姑らく措き、一言せばこの國は世界の樂國であり、健康國であつて理想郷であると申すことが出来るのである、従つて此の國には社會貧が無いと云ふてよい、然らば其處には貧乏人は一人も無いのかと云ふと必ずしもさうでもない。制度の上からは貧乏人は無い筈であるが、實際の上から見ると貧乏人はあるのである。又斯う云ふ惠まれた國であるから犯罪者は無いかと云ふと矢張犯罪者があり而も其の比較上必ずしも少くない。是は何故であるか？之に就て申し上げる前に先づ此國の財源に就て述べる、此の財源は何處から得るかと云へば大抵租税及び海關税である。其の中でも海關税が先づ第一位を占めて居る、次は租税であるが、それは所得税、地租、遺産相続税と云つたものが主なるものである。併し此の税金も歐羅巴に比較すると率は極めて低い、例へば遺産相続にしても二萬圓迄の遺産には一パーセント即ち一分しか課税しないので、百萬圓以上になれば二十パーセント即ち二割課税するのであから之を歐羅巴のそれに比較すると非常に安いのであるが、それで済んで居るのである。是は何であるかと云へば歳入の問題よりも歳出の問題に關するものである。而して歳出の中では社會施設と教育費などが主なる項目に屬して居る。其他の歳出の中で殊に少いものは國防費である。而してこの國では陸軍と云ふ程のものは無いのであるが、併し國民皆兵であるから折々二三週

(54)

間の軍事教練を與へて居るけれども日本のやうな徴兵制度は無い。國防の中でも海軍の如きは英國が保障して居るので國防費も別に要らないのである、併し絶無ではないが兩者を加へて六百萬圓位のもので歳出總計の五十二分の一である。日本の海軍なり陸軍なりの所謂國防費は經常部及び臨時部を加ふれば時には歳出總計の二分の一或は三分の一と云ふ巨額に達すると思ふが、それに比較すると非常に僅少で済む譯であり、それで歳入は豊かな財源があり、歳出は今申したやうな状態であるからして、其の金額を移して勞働立法や社會立法を制定して社會施設を徹底せしめ得るのである。

仍て貧民の事であるが、充分の保護を受けて居るのに何故貧民が出来るかと云ふ事である。是は私に言はしむれば浪費と奢侈の爲めであると思ふ。而して其の浪費と云ふのは主に酒である、人に依つては酒は浪費であるか否やに就て疑問を有する方もあらうが、それが爲めに貧困に陥るならば浪費と言はざるを得ないのである。是は自らが招いた貧乏であるが、この種の貧困者は色々な方面に於て現はれて居る、専門家の調査に依ればこの國に於ける精神病院費の三割、救濟事業費及び養老年金の五割併に一般病院費の五割は酒が其の原因をなして居ることである。又犯罪の上から見ると酒がその主因をなして居るのが非常に多いのである。酩酊者にして拘留處分を受ける者のみでも一ケ年に多い時は一萬三千人、少い時でも七千人と云ふ數に上つて居る。是は單に數字上から云へば必ずしも多いとは言へないかも知れないが、併し百三十五萬の人口に比較して申せば決して少ないとは云ひ得ないのである。尤も曾つては一萬三千人程あつたものが、七千人に減少したのは何故であるかと云ふと、それは千九百十八年頃即ち今から七、八年程前に酒屋は凡て午後六時閉鎖と云ふ事になつて、是が非常に勵行されて居り、何んな酒屋でも六時以後には店を開くとは出来ない、是が爲めに今申したやうな酩酊者の數が少くなつたのである。併し乍ら酒を飲む量は餘り變つて居ない。是は何う云ふ譯かと云へば酒屋では六時限りであるか

(55)



ら飲めないが、酒を買つて行つて家庭で飲むから分量は矢張減らない、のみならず、遂には夫婦共に飲酒癖に陥るやうになるのである。さうして酒のために一人一ヶ年平均六十圓を消費することになつて居るので一家五人とせば一家平均三百圓の酒を飲む譯になる、併し是丈の酒量では必らずしも個人貧に陥るとは云へないが、その量を過つて泥酔者となる者が多いから其の結果個人貧が多くなり、之が犯罪となると斯う申しても宜いのである。さう云ふ結果斯る家庭の兒童にして政府の保護を受ける者が非常に多くなり、最近の調査では其の数が五千人程ある、不良少年等で少年審判所の審判を受ける者が全體で千八百人程であると云つた状態である。さう云ふ状態であるから制度の上には社會貧の無い程に諸事完備して居るのに、今申したやうな個人貧が多く起り政府も之に對し相當の設備をして行かねばならぬと云ふことになるのである。

以上は主として酩酊者の状態であるが、その以外の犯罪者は何れ程あるかと云ふと、犯罪者は一ヶ年の受刑者数が千九百二十三年に二千三百五十八人、千九百二十四年には二千四百五人で、之れが人口一萬人に對しての割合は前者は一七・七五後者が一七・七八で兎も角一七人の割合に受刑者があると云ふ状態である。而して年末現在に於ける受刑者は、千九百二十三年は千九百九十五人ある。是が人口一萬に對しての割合は八・九〇で、千九百二十四年の年末現在には千二百四十七人で人口一萬人當りが九・二二と云つた状態である。そしてこの犯罪者の三分の一乃至四分の一は直接飲酒の結果に依るものと證明されて居る。

次に犯罪の性質は何う云ふものが多いか、この犯罪には色々と分類の仕方があるが、對人的犯罪即ち人に關する犯罪は千九百二十四年の統計に依ると九十七人で、物に對する處の窃盜、強盜と云つたやうな所謂對物的犯罪は四百五十五人、其の他浮浪罪、酩酊罪と云つたやうなものが五百十五人、尙ほ是以外のものが三百八十人で合計千四百四十七人になる。而して是は再犯以上のものに就ての調査であるが、之を以て見ても浮浪者及び酩酊者

が五百十五人であるから全體の三分の一強であつて若し此の種の犯罪を控除するならばニュージーランドには犯罪の数が極めて少いと言ひ得ると思ふ。であるから詰りニュージーランドから酒を除くとが出來れば犯罪者が激減し従つて社會状態は非常に改善さるゝと私は思ふ。此の酒に就きては繰返して述べるとは成丈避けるが、歐米に於ても酒の問題は非常に大問題であるけれども社會が複雑であるために酒害の程度が必らずしも明瞭でない場合もあるが、ニュージーランドに於ては之を歐米に比すれば社會が單純なので酒が貧困の原因をなし更に犯罪の因をなして居ることが、明らかに分るのである。それで是非之に對する適當の對策を要するとは當然である。

次に刑務改良に就て申述べようと思ふが先づ年少者輕罪犯に對する處分から順次述べる。

### (11)

最初ボルスタター・インステイテュションに就て述べる、之は英國に起つたのをその嚆矢と致します。そして之は幼年犯罪者を處遇する處であるから幼年刑務所と稍々似たものである。此の法律は千九百八年頃に初めて出來たもので、千九百二十四年に改正されたのが現行法である。それに依ると十五歳から二十一歳迄の少年が犯罪をした場合には、犯罪の種類にも依るけれども、輕微なるものなれば一年乃至三年、稍々重いものなれば二年乃至五年の間その特別の施設で保護を致し、さうして其間に矯正感化を施すと云ふことになつて居るのであるが、單に之のみならず、感化院に收容されて居る不良少年が此のインステイテュションに收容するとの必要なる時には感化院から轉送するとも出來るやうになつて居る。併しそれは年齢二十一歳以上に達すれば感化院から來た者は無論釋放しなければならぬことになつて居る。其他尙ほ普通の刑務所からも送るとが出來るやうになつて居るが、是は二十五歳以下の者でなければならぬのである。二十五歳以下で刑期が滿了する時に、尙留置の必要を認め

る場合には矢張このボルスタール・インスティテューションで保護を致すことになつてゐるのである。是は申す迄もなく矯正感化を目的としてゐるのであるから矢張その内に於て教育を施し或は農業なり家畜なりを教へると云ふやうになつてゐるのである。

其の次は常習醜陋者矯正法とでも譯すべき法律がある。之に對する特別の法律は日本ではないが、外國には特別の法律がある。ニュージーランドでは之が千九百九年に出來、千九百十八年に改正されて居る。而して之には二種あつて一つは請願に依るもので一つは犯罪者として取扱はれるのである。さうして其犯罪者が常習的の醜陋者である場合は最初に此處に收容することになつてゐる。其の收容期間は六ヶ月乃至二ヶ年であるが二人の醫師の證明を要する事になつて居つて證明を得た者を其處に收容致し、其の間に一種の矯正法を施し或は適當の仕事に課すことになつてゐるのである。

尙ほ此の外に矢張矯正處遇法と言ふかレホーム・トレイ即ち感化刑務所とでも云ふものがある。是はアメリカに於ける不定期刑に相當するものである、之は刑の最長と最短とを宣告し其の間に改善すれば假釋放致すと斯う云ふのであるが、ニュージーランドでは大分廣く之を行つてゐる。是は千九百十年に法律の制定を見たのであつて、初犯の若しくは初犯でなくても感化矯正を要すると認むる者は凡て此の法律に照して處遇するのである。

米國程の設備は無論ないのであるから、果して感化したか、矯正したかの區別を定めるのは困難ではあるが、出來得る丈改善の方法を講し且つ改善の有無を査定する方法も講ぜられて居る。

尙ほこの外習慣犯罪者の處遇法と云ふものがある。この習慣犯罪者に對しては純然たる不定期刑であるが、是は如何にして定めるかと云ふと、それは相當困難であらうが、法律に依つて其の程度なり範圍を定めてあるから之に該當する者を習慣犯罪者と見做し凡て不定期刑即ち刑期を定めないうで改善する迄、受刑者として取扱ふと云ふ

ことになるのである。此の法律の制定は千九百六年であるから、今から二十年程前に施行したものであつて此の數は餘り大したものではないのであるけれども習慣犯罪者と認められた者は凡て此の法律に依つて處遇されることになつてゐるのである。併し其の中間の者即ちレホーム・トレイにも屬しない又習慣犯罪でもない普通のものは何うするかと云へば、是は矢張一般普通の方法即ち刑期を定めて其の期間を收容するのである。以上の受刑者に對しては何れも假釋放を行ひ得るのであるが、如何にして假釋放を行ふか、又最後に申した習慣犯は純然たる不定期刑であるから是は如何にして釋放するか、又如何なる時期に於て、如何なる方法で釋放するかと云ふとも重大な問題であるが、之に關しては刑務所委員(ブリゾン・ボード)と云つたものがあつて矯正處遇を受けてゐる者や或は習慣犯罪者として不定期刑の處遇を受けてゐる者に對して、刑務所からの報告に依り凡て刑務所委員會に於て審議の上決定を致し、その結果を總督に上申して假釋放若しくは釋放をなすやうになつて居るのである。

尙ほ此の外に何處でもある處の猶豫刑がある。此の猶豫刑の起つたのは千八百六十六年であるから今から六十年前で非常に古いのであるけれども、其の當時は單に初犯者に對してのみ行つたやうであるが、千九百二十年にはその範圍を擴めて初犯でも二犯でも必要に応じて行ふやうになつたのである。而してそれには保護司と云ふ者が澤山あつて其の保護司が猶豫刑を受けた者や假釋放を受けた者に對して始終保護誘導の任に當り再犯の防止に努めて居ると云ふ状態である。斯う云ふ状態であつて此國に於ては、此の犯罪の處遇に關しては出来るだけ最新の思案に基き、新しい施設を行はんとして多大の努力をしてゐると云ふことを考へられるのである。従つて再犯者が極めて少いのであつて、此の保護司の下に於て保護を受けて居る者の如きは單に五パーセント即ち五分だけの再犯者を出すだけであると云ふ報告を得て居る。即ち九十五パーセントは改過遷善し、後の五パーセントは再犯の上受刑者となつたと云ふ數字であるが、その報告に依つて見れば非常に成績が良いと云つて宜いのである。

最後に申上げて置きたいとは受刑者に對する賃銀である。此の制度は千九百二十年から實施したのであるから、今から五、六年程前のとであるけれども、相當に此の賃銀を支給して居るのである。而して此の賃銀は受刑者の家族を養ふと云ふ意味に於て支給して居るのであつて、三ヶ月以下の受刑者に對しては一日一圓五十錢、三ヶ月以上の者に對しては一週間十一圓三十六錢の支給を受くるとになつて居るから、三ヶ月以下の受刑者の家族は一ヶ月には四十五圓程の支給を受けると云ふ譯である。是に依つて其の家族は生活の苦しみから幾分か通るとが出来るのである。そして此の金額が一ヶ年總計十萬圓内外に達してゐる。併し斯う云ふ賃銀の支給を爲し得るのは全體の収入が相當多額に達しなければ出来ない譯であるが一ヶ年の收支に就て調べて見ると、先づ支出の方から申すと百三十一萬圓であり、隨つて受刑者の一人當り千六百六十九圓かゝつてゐるやうである。又収入は何れ程あるかと云ふと、是は總て現金及び其の他を現金に換算して計算すると、百一萬圓と云ふこととなつて居る。即ち一人平均が一十圓宛になる譯で、此の収入を控除致すと結局政府の支出額は二十萬五千圓だけで済む譯であるから、此受刑者の労働に依る収入は極めて大なるものであると考へて宜いのである。是は何に依つて斯かる収入を得るかと云ふと多くは畜産及び農業であつて、殊に畜産が非常に盛である爲めに之に依つて斯かる巨額の収入を得る譯である。斯かる収入があるから前に述べたやうに受刑者の家族に對しても一ヶ月四十五圓内外の賃銀を支拂ふことが出来る譯であると思ふのである。併し収入の多少に拘らず其の家庭が突なり、或は主動者が受刑した爲めに生活の脅威を受けると云ふことを成るだけ緩和しやうと云ふ考からして斯かる賃銀を支給致してゐると云ふことは、他國に於て未だ多くの類例を見ないだらうと思はれる。

斯かる状態であるから、割合から見れば犯罪者の数は少くないと申し得るけれども、其の犯罪者の種類は對人又は對物關係と云ふものよりも飲酒に關係したものが多いのであるから之を控除するならば犯罪者の数は非常に少いと云ふことが出来る。而して犯罪者の多少に拘らず總計に於て千二百二十人と云うたやうな受刑者に對してこれだけの法律を制定して、斯く徹底したる方法に依つて改善、感化、矯正を圖つてゐると云ふ點に就ては又以て他山の石となすに足らうと思ふのである。而して刑務所の数は六、七箇所であるが、最も多い所では三百人、少い所では三十人位しか收容して居らないのである。

之を要するに、ニュージーランドは理想郷であると言ひ得る。但し理想郷ではあるけれども、それは物質的理想郷で云ふまでもなく未だ精神的理想郷に達し得ないのである。であるから、今後精神文化と物質文化と伴ふことが出来るならば此のニュージーランドは眞の理想郷となり得るのである。如何にしたらその物質文化に加ふるに精神的文化が伴ふことが出来るかと云ふと、それは宗教と教育の力に俟たねばならぬと思ふ。宗教が眞に徹底普及し、教育が発達すれば則ち物質文化を加ふる事が出来、茲に於て名實共にニュージーランドは理想郷なりと言ふことが出来る。若し斯かる状態に達するならばニュージーランドは今日よりも更に犯罪者は少くなり、益々個人貧は少くなつて、さうして社會的に惠まれた國になるであらうと信する。而して之が爲めはニュージーランドは更に一段この教育と宗教の普及發達に力を注がねばならぬのであつて、是は單にニュージーランドそれ自身の爲めのみならず、斯かる理想郷が現在の社會制度の下に於ても實現し得ると云ふことの標本を世界に示すと云ふ意味からしても、此の國が一層教育宗教により多くの力を注ぎ以て眞の理想郷に達せられんことを希望して已まぬものである。(完)

# 良心作用の特徴と教化

山中諦演

良心の起原並びに此が意味の限定は可成り困難な問題である。ダーウインは此を吾人の保有する社會的本能利他的性情に求めた、倫理學上利己主義信奉者は此を利己に求めんとした。素朴な道學者は此を外界よりの開發に結歸せんとした。或は祖先已來の經驗と遺傳とに此を求めんとした。更に又一個人の生涯の慣習聯想に其の起原の發見と意味とを見出さんとしたようである。スペンサーは想念的感覺を良心の一要素なりと思考してゐる。或は又此を吾人の有する廉耻心に歸せんとしてゐる。ラツセルの所謂クリエーティブ・インパルスと云ふのも恐らくは此を意味せしむるものであらう。

大西博士其著良心起原論に於て吾人の本來の目的に對して吾人の有する關係が我が心識に現はれて我が生

るであらう。今若し其の爲すこと勿れと告るにもかゝらず右の財義を懐にして當然我に屬すべからざりしものを我に屬せしむることを敢てなして走らんか財を得んとほつせし慾念は立處に充足して其痕跡を改むべきも爲に抑壓せられし右の特種の心意識は恰も復讐を爲さんとするものゝ如く我心中の安緒を奪ひ一種の不快の感を催起し來るであらう。即ち嚮になしてはならぬと禁止した心意我は爲すべからざりしことをなせしと云ふ心意識と更り万感此れがため壓倒せられて折角充足した慾念も遂に其の甲斐もなふ快感の代りに苦痛を感じするであらう。惡錢身に附かずとは此に其起因を見ること出来る。

シテハナラヌとシナクテハナラヌとの禁止と獎勵との概念は同一作用の二面なりと見得ざるにはあらねど少しく内部的觀察をなすことによつて見様によつて均しく何れともなるものではない。即ち窃盜の行爲を禁止する心意識の裏面は他人の所有權を尊重すべしとの獎勵の心意識なりと云ふことが出来ないではない。然し井側の嬰兒の無心の行樂を見るときは其一舉手と一投足にさへ何等の注意することなしに立去ることを止むる禁止の心意識よりも寧ろ其兒を安全な位地に救へ

活の行爲の理想てふ一粒の觀念を生じ而して其處に良心てふ作用を發し來るものなりと云つてゐる。要するに自律的自我の完成と云ふ觀念を吾人自からに生じ其處に良心作用なる一現象が生じ來るものであると考思し得ると思ふ。

武士は喰はぬと高楊子と云ふ俚諺がある。同時に又背に腹は更へられぬと云ふこともある。背と腹との間に相當に余裕のある間は道心の中に衣食あり等高く止つてゐるが背と腹との間に余裕の持合せが無い或少くとも極く少い場合には人間は極く卑近な而も極く切實な生きたいと云ふ根本的な慾求から食いたいと云ふ必然が生れて來ることは當然である。

道上の背と腹との余裕の極く少い暮も正月も無い一人があつたとする。それほどでもない人でもよい、人なき露塵に財義の遺しあるに氣附くとせよ、恐らくはそれを懷にして自からの負しき腹を充さんとその慾念が起るであらう。然しそれと共に一粒無類の心意識を浮べ來つて其の前切那の慾念は果すべからざるものとの覺知も交生するであらう。其心意識の何れより起り何故に現はれ來りしかは此を知ざるも自から其心中を省れば其心意識の儼然として其居を占むることを覺知す

との獎勵の心意識を浮ぶることが當然である。そこで考思の便宜上行爲の決行前と決行後との二つに區分して考へることが適當であると思ふ。されば良心作用は決行前にては禁止と獎勵との二様に發現するもので此作用を良心の命令と名付け得べく此の事柄を義務とも云ひ得るであらう。

更に決行前の良心作用の特徴として次の案件が考思される。即ち俗にヨイと云ひ、ワルイと云ふ判別である。而も此れは二と三との和は二と五との和より小なりとの判別の作用に於けるものとは異りて感情を以て充滿せられてゐることに氣付であらう。而も此れが特徴として美術に於ける美醜の判断の如く快不快の感情を必具するものである。然し美術に於ける快不快と今云ふ道德上の快不快とは決して同一のものではない。我身を犠牲にして他人を救ひたる仁人義士の行爲に對しての嗟嘆は夕陽樹林に映じ奇巖深水に反つて閑雲山腹をさ迷ふ如き天然の美景に對しての嘆稱とは其の快感の感を呈することは相似てゐるが然し全然同也と云ふ事は出来ぬ、恰も甘味を嘗めて覺知する快感と美景に接して得る快感とは同しく此を快感とは名づくるが然し吾人の現在の心意識の上には決して全同のもの

としては現來せないのであると同様である。そこで前者の良心の命令を良心の衝動と云ひ得れば后者は此を道徳感と云ひ得るであらふ。同時に更に吾人は正邪等の言語を有してゐる此れは先述した感性上に於ての場合と異つて識別の一邊あることを示してゐるものである。尤も己上の諸現象は良心の表面的性質であり此の良心の知的部内は先きの感別と密着し不即不離の關係に始終し同一作用にては其の發起の前後は殆んど分別することが不可能である。

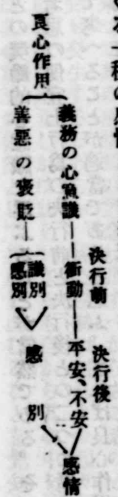
己上の所論にして大過なしとするならばは決行前の良心作用には少くとも一は義務の心意識、他は善惡の判斷更に此れを分析すれば善惡の感別と正邪の識別とが存在することになる。

更に決行後に於ての良心作用は如何なる表相を有するものであらふか、決行後に於ての良心作用は此を良心の平安又は不安或は悔悟と云ふ様な言語で表象されてゐる。而して其の何れもが主として感情の働きのことに特に注意せらるべき事に屬する。即ち義務の衝動を果遂した心意識に伴ふ快感は良心の嘉賞であり良心の平安である。此れと反せし時の不快感は良心の苦惱であり其不安である。更に進んで再び此れを爲さ

此を教誨に於ての教化の實際に見るに被教誨者は其の當意として彼等は精神作用の平衡を失してゐることは勿論であるが特に感情的失格者である。此に感情的失格者と云ふものは知的判別に於て欠くる處あることを示すものである。而も作爲不作爲の決行後に於ての彼等は義務の心意識即ち義務の衝動より來たる不安の感情を善惡褒貶の感別、正邪の識別より生ずるすまぬことを爲せし、良心の耻づる、良心に咎めらるゝ、良心に責めらるゝ等の苦惱とに滿さるゝことは當然である。更に特に注意せらるべきことは此決行後に於ては感情としてのみ表象せられることである。此の点は教誨者の看過すべからざる邊である。感情を救ふものは感情である。情操に對しては情操の適當なる撫育と指示とが其の當れるものであらふ。従つて此の良心作用の特徴よりして正に此に生ずる感情の効を有意的により一層大ならしむべき諸般の方途に企圖せらるべきである。かゝる点と且又彼等の社會復讐と改過と還善、悔悟との其の意味と表相とに於て社會學並に刑法學の所謂社會的因子の高調は其の採らざる處であり、又實際上彼等の改善には其等の論據は何等の寄與する處なきことを思ふからである。

じとの決心を生ずるのは悔悟である。而し悔悟は己に良心作用の範圍を脱するものであらう。惟ふに良心の作用は悔悟に至る迄の心意識に屬するもので其が作用の範圍内に復た再びせじと云ふ決心をも含有するものであるとは考へ難いであらふ。決行後に於ける良心作用は己上の感別の外に決行前の是非善惡の褒貶より生ずる快不快の感覺がある。これは決行前の善惡の褒貶に存する快不快の感とは別種のものである、而し是に別種と云ふものは只快不快の感が想像中にある行爲に對して生ずるとそれが成就したるものに對して生ずるとの差等が存するのみで全然別種のものであるとの謂ではない。

上來述べたる如く通常良心の作用と名付くるものは善惡の褒貶と義務の心意識とありて前者は決行前にては識別と感別とよりなり決行後にては専ら感別として有し、后者は決行前にてはセネバナラヌと云ふ一種の衝動として現し決行後にては良心の平安と不安と名付くる一種の感情として表現せらるゝものである。



上來要するに此の作爲、不作爲の決行後に於ける吾人の良心作用の特徴を理解して情操の教化が企念せらるべきであると思ふ。

蓋し情操教化がつとに唱導せられつゝあることは此邊に其の意義の一部を認められてゐることであらふ。更に積極的一般的情操教化の方途が企圖せられることを念願するものである。鬼の眼に涙と云ふことがある、鬼と涙とは似つかわしくないと云ふのではない、鬼と涙とは常に隣合せである、鬼は涙を持つてゐる、鬼には涙が必要である。

かくて良心作用の結末を適當に按配行使することによつて不測の果實を將來し得ることを信するものである。此に自我本然の性相に覺悟する宗教々誨の意味を資成し以て此れが充足を企圖すべきであらふ。

◀ 行執を刑死 ▶

—に機印票軍—

語は少しづつが中華民國山東當局は通敵時局混  
 亂に乗じて七百五十餘萬元の軍票を發したる  
 以て財界の恐慌を惹起し人民怨嗟の的となつたが  
 今回山東善後公債の發行其他の方法に依つて省  
 財政を整理するに決し特に人心の緩和の手段と  
 して五月二十五日軍票發行に使用せる印機を  
 濟南公園に持出し公衆の目前で之れをコッパ、鐵  
 槌で破壊した爲め公衆の人民は目下欣喜雀躍の  
 態である發行済みの軍票も悉皆省政府の手に押  
 収した上之れを破毀する由



# 刑獄聞集 (その四)

## 徳川時代保安制度の一

香川生

### ◎人足寄場

#### 巢鴨刑務所の前身

寛政二年二月松平越中守定信公が部下の長谷川平蔵といふ人の建策を納れて、長谷川氏に命じて佃島現今の京橋區佃町に加役方人足寄場(通稱人足寄場)と稱するものを設けさせたのが寄場の起源である。

其の寄場を設けたのは當時江戸市中に無頼無宿者が殖えて乞食の群は徘徊横行し、庶民の迷惑少からず延て庶民も家業を勤まず遊逸に日を送り窮乏に陥るので其の弊風を掃蕩するには、此等無宿者や浮浪者を捕へて寄場へ送り場内で何か業務に服せしめたので一種の授産場である、創設に關して松平越中守から寄場の取扱方が達せられた其達示は

此度加役方人足寄場所取建て仰付られ候に付

### (その四)

一 人足の作業の義は勝手次第、得手の義を致させ申す可候  
職業出精致し渡世相續致すへき體に成り候ものは寄場差  
免し、家業相成べき程の手當差遣し、身寄の者へ引渡し  
身寄之無きものは、そのもの出生の所、名主或は地役人  
へ引渡し家業致させ候様に申渡す可候

一 職業を怠り又は申付を用ひざるもの、手領、人牢、其の  
外咎め申付け候儀は其度々に伺ひに及はず存寄り次第申  
付らるへく候

一 重病又は長病の分、溜へ預け申付け、輕き義は寄場にて  
手當申付け可候

一 門出入嚴密にいたし、立入候町人どもは鑑札相渡し、み  
だりに之れ無き様に致さるへく候、尤も番人ども改め方  
念入候様に念度申付けられ可候

一 火の元の義念入れ申付けらるへく候

一 寄場諸色入用、當年は米五千俵、金五百兩、來年よりは  
一ヶ年米三千俵、金三百兩の額りを以て御勘定奉行へ相

談し入川次第請取らるへし、尤も年々仕拂の義は御勘定奉行へ申開可候

一 人足ども追々相増し候節、御藏人足の外御普請湯川波等の場所へも差出し候儀いたし其の外も遣ひ方心付き候儀は追々申開けらるへく候

右の通り其意を得らる可く候

人足寄場の位置は其の當時石川大隅守正勤の屋敷裏で、霞沼一萬六千三十坪餘を以て之に充てたのであつたが寛政三年に石川大隅守は龜町永田町へ宅替へ申付られて其處へ移轉したので其屋敷跡が空地となつたのを寄場敷地に併合した、それが総坪二萬餘坪と算するに至つた、佃島は兩國橋の下流に在て石川島といふのは佃島の續きで元龜島と云ふたが旗本石川氏が邸宅を構えて此處に居たので石川島と名けたのであつた、人足寄場の在つた場所は今は石川島造船所の操内となつて居る、

### 寄場人足の種類

寄場には創設の當時は無宿者又は市民に迷惑をかけるやうな者を收容したのであつたが、其の後文政三年頃からは江戸拂以上追放等の刑を受けた者をも收容するやうになつた、其の當時公儀へ差出した伺書を見るると其の消息一斑を知ることが出来るから御迷惑かも知れぬが左に掲げて御参考にする。

江戸拂以上追放等の者人足寄場へ

### 差遣し候義奉何候書付

關東在々取締の爲め廻村致させ候御代官手附手代ども召捕らへ候惡黨もの内別して手放し置き難き類は無宿又は宿之れ有る者にも御仕置濟候上、佐州へ水替へ人足に差遣し候儀文化二五年閏八月牧野備前守御勤め中何の上當分何の通り取計ふべき旨御渡され、押借りねだり又はあばれ歩き候若輩のものは右の通り取計ひ候へ共年輩に及び若いもの頭分など申す類又は公事出入の隠押し致し村方を騒がせ、其身に陰に相成り愚昧の者どもへ申勤め謂れなき義を企て、終には村方表微の基と相成候もの少からず、右は水替へ勤め等いたし候年齢に之れ無く佐州へ遣し難く候間常洲上郷寄場有之候節は右場所へ遣し候者も有之候處當時は上郷寄場相止み佐州のみにつき差支候儀有之且は佐州へ遣し候程のものにも無之候へども三五年の内は元と居りし村を併併致させ候ては良民の迷惑に相成るへきもの等も有之候間勤辨仕り候處江戸拂以上御仕置追放に相成り候ものにて

も人足寄場へ差遣し寄場外の線き致させ寄場内の手業致させ置候へば牢内又は溜預け申付け置候も同様にて御構ひ場所徘徊いたし候筋には御座なく候につき、其の品により人足寄場へ差遣し、尤も一通り寄場へ遣し候ものも引請人々之れ有り次第、引渡し遣し候仕末に候へども御構ひ有之ものは其段寄場奉行へ相達し見を五ヶ年相立ち候上にて御構ひ場所外のものより引渡し相願ひ候は、引渡し遣し候様仕度、此段評定一座へ相談の上奉何候 以上(文政三年十月 石川主水正 松浦伊勢守)

此の文政天保の頃幕府は諸國に令して人足寄場を設けることを奨励したので常州上郷村に佃島寄場の創立と同年に寄場が設けられたが數年にして廢止となつた函館にもあつた其他にも寄場と稱へずとも類似のものがあつたが、永續しなかつた天保十三年十二月江戸に於て老中水野忠邦の計畫に基き淺草の「溜」に隣接して非人寄場を設けて、之に江戸市中を徘徊せる無宿非人、江戸拂相當の犯人を收容したのであるが嘉永元年十月に「溜」失火があつたので一時寄場を開放して避難せしむる爲めに、鎮火の後還て来るやうに命じて收容者を假放免した、それが鎮火の後全部命令通り還て來た、それで其者等を殘らず釋放したので其以降此の寄場は再興せず自然廢止となつたものらしい。

### 收容人員

寄場には文化文政の頃までは人足の數は百四五十人を超へることはなかつたが天保七年に大飢饉があつて財産を失ひ貧窮に迫つた結果乞食流浪の徒が頗かに殖えたので自然寄場に收容される者も増加して其の十三年十二月には四百六十餘人となりそれに江戸拂以上の追放刑の仕置濟の者まで收容するに至つたばかりでなく其種の者も漸々増加したので弘化元年二月の調では

六百餘人を算するに至つた其の以降引取人ある者期限の満ちた者などは釋放することに努めたがそれでも幕末尙四百五十人の間を上下して居たといふ、又寄場に收容したのは最初は男子のみで女は收容しなかつた、それが享保元年に寄場へ收容すへき女が出たので其の處分を伺つた處が、淺草溜へ收容することに定められた、其以後は女は寄場へ收容せず溜へ遣す例になつて居つたが、漸次女人足が増したので其の收容場を設ける必要に迫られて天保年間寄場の一部に別圖して女部屋を建増して其處遇方法を定めたそれ、以來寄場には男女を問はず收容するに至つた。

### 寄場の作業

寄場構内に小な仕事場二つ設けて、手業を営ませた大工、建具、塗工、指物此等には其技倆ある者を充て、手に素養の技能ない者は春米、油絞り、牡蠣灰製造、炭團製造、藁細工等の業に就かしめる、時には寄場外の業に使役したこともある、慶應元年に人足二百人看視の官吏が引率して横須賀に送り製鐵所創設の工事に就かせたそうである、又江戸市ヶ谷のお堀凌をさせたる事もあり奥州富岡村（今の福島縣富岡町かと思はれる

へ差遣して蕪蕪地の開拓に従事せしめたこともあるといふ、婦人は人足衣服の裁縫、洗濯補綴又は雜巾刺し等に就かせた、人足には正月三ヶ日と五節句には作業を休ませた又毎月朔日、十五日、には業を休ませ教誨を聴かせたといふ事である、作業に就けば賃金を與へ其の三分の一は蓄へしめ將來生計の資に充てしむる爲め糶放の際交付したのである、無宿、浮浪の人足は改心したと認められ引取人があれば何時でも寄場から放還する、追放刑等の刑餘者は三年、後は三年三月と改められたが其の年月を経れば放還する、其の三ヶ月は試験期間とでも謂ふべきか、其期間には簡單な用事の使などをさせたそうである、年期を了へて引取人がなければ出生地の名主或は地役人に引渡すのである、此の時領置の賃金の外別に錢五貫文乃至七貫文を給するものが例であつた、その上改心したと認めれば農には適當の耕地を與へて其の業に就かしめ、商賣の心得ある者には小店舗でも開かせて好みの商賣を始めさせる、農業や商業に要する諸道具に乏しき者には官から給したこともある、今日と時代は異なるが能く注意が届いたものである、此の授職の事や賃金給與の事や又資金補助等の事は後年監獄の工錢給與の片鱗ともなり釋放者

保護事業の起源とも謂ふ得べきものである、又一面から觀れば創設の目的は怠惰浮浪の徒を驅集めて營生の業に就かしめるに在つたのが、軽い罪の者或は追放刑以上の刑餘者を留置するやうに廻り替つてから以來は半面は強制勞役場の如く半面は監獄と選ぶ所ない場所と化し踏襲して幕末迄來たのである。

### 人足の衣類

衣服の色は柿色であつたといふが、糊へ赤丹を混ぜて摺込んだものであるといふから、矢張り赭色といふ色彩であらうかと思ふ、其色合ひの裳の邊りに水玉の模様を染抜いたのを普通の人足に着せた、一年二年と年期が経つに從つて水玉の數を減し三年を経れば全く白玉の無い無地柿色のものを着せたそうである、衣服を無地、白玉の少い衣服、白玉の多い衣服を設けて上級中級下級と階級別に取扱つたものと思はれる、場内の世話役などをする人足は無地の衣服を着用させたさうである、衣服の色合を柿色に選んだ理由は寡聞にして今以て解らぬが、一古老の説では、柿色は染料も廉く仕上げも「摺込み」と稱へて簡單に出来るのと一般俗人は柿色無地の衣服を着るものもなく一見差別がつき易いからであるといふ。

明治四十年頃監獄法成り同十一年十月から實施せられるので之に伴ふ細則を制定せられる其際、囚徒の衣服の色合を變更するか従前の儘にするか之問題となつて種々意見も出たが其の當時私は上局の命を受けて彼の石澤謙吾翁を訪ひ、囚徒の衣服が從來赭色に定まつて居るのは何故であるかをたづねた、石澤翁は明治の初年から行刑事務に従事せられ學識經驗兼ね備へた名典獄で小菅刑務所が集治監であつた時代集治監典獄で同監獄を建築した人である、七十歳を超えて饒強壯者を凌ぐ斯界の老練家であつたのみならず能く古實に通じた人であつたことは現今でも斯界に主要の地位を占めて居る人は大抵御承知であらう中には同氏の薰陶を受けた人も少からぬことと思ふ、翁は私の間に對してこんな話をされた事がある。

**石澤翁の談** 衣服の色合を定めたのは松平樂翁公の時代で、石川島人足寄場の人足に着せたのが起りで、赤土色のやうな衣服なら逃走しても見分がつくから追跡搜索するに便利である、蒸籠の念を失はせぬ爲めにも一般常人の衣服と異つた色合にするのがよい、又廉く出来るといふこと、是れが理由であらうかと思ふ、北海道の監獄は廣い野原や山林に多數の囚徒を出して耕作伐木等に就かせるが逃走がある

いふのが定量であつた、大體勞役の輕重に從つて六合乃至七合、油絞り米搗きなどは一升位給與され、味噌は其の儘又は汁にしたものらしい、常食以外の御馳走としては正月三ヶ日は雑煮餅と鹽鮭、五節句には赤飯、七夕には素麺、八月十五日九月十三日兩度の月見には團子汁を給せられた、其の外寄場開場の記念日と鎮守の稻荷祭の日には赤飯、菜及汁を給せられ又暑中には一度鯖汁を給せられたといふことである、又暑中には暑氣拂ひの一として枇杷葉湯を煎じて服用させたやうである、病人には梅干或は滋養の補となるやうなものを作業の工錢で購入することを許した、病人でない人足には晝の菜は工錢で自辨させたと聞くが確證と認むべき材料を得ぬから眞偽孰れとも申兼ねる、臥具は柿色木綿の五布蒲團一枚、枕は木製の物、室内の敷物は通常薬座、世話役の人足は縁無しノ琉球畳であつて室内に爐があつて冬季は薪を焚いて暖を採らせたとする、炊事も部屋々々で辨するやうに設備があつたと、頭髮は普通の人と異らず町人髷に結はせ女も普通の婦女と同様結髪せしめ又其頃の習慣で相當年輩のものには鐵漿で歯を染めさせたのであつた、女の帯は色合に拘らず木綿幅狭のものを用ひさせた、入場の際木綿帯

小高い丘や樹木に攀上つて其の行方を見失はぬやうにする、そらいふ際には今の衣服の色合が適當で、淺葱色などは農夫や其他の勞働者と見分けがつかぬ、衣服や形や色合には意見もあらうが沿革等も考へねばなるまい、又寄場の斯方は經費の節約に注意したもので物を購ふにも繁雜な手續などしない時代の事、簡便に運んだもので、時々寄場の看視官吏が人足を數人引連れて場外に出て、野菜や乾物などを買ふたこともあり、人足に命じて、買物の通帳を持たせて大根何本惣何把買つて來いと使ひさせたり金銭を持たせて日用品を買ひに遣つたり場内で製造した品物を運搬させたのであるから一寸奇異の感しがあるが元來人足といふので軍大犯人でもないから當時の江戸市民は格別不思議ともしなかつたのであらう。

**食物其他の給養**

人足の糧食は不就業の者には白米二合五勺割麥二合五勺味噌二十七匁、作業の輕い者には白米三合五勺割麥二合五勺味噌三十二匁、女の不就業の者には玄米二合一勺六才白米なれば二合割麥二合味噌二十二匁就業者には玄米二合七勺白米なれば二合五勺割麥二合五勺味噌二十七匁であつた、病人には量が少く、男に白米二合一勺五才割麥二合一勺五才味噌十六匁、女に玄米一合一勺二才白米なれば一合一勺五勺割麥二合味噌十四匁と

なれば其の儘用ひさせ、絹の帯でも纏ふて居れば取上げ預り置き釋放の際渡すのであつた、

**人足へ申渡し條目**

寄場創立の寛政二年には寄場創立の趣旨を人足へ領解させるやうな達しがあつて、其の十年二月には心得と寄場の掟に背く者の罰とを申渡された、其の申渡しの條目は

- 一 此度人足に申付け候へば職業出精致し渡世相續致すへき轉に成り候ものは寄場免免し家業相成るへき程の手當差遣し申寄の者へ引渡し身寄之れ無きものは出生の一名主或は地役人に引渡し家業相續致させ候事
- 一 寄場逃去り候もの始末に依り 死罪
- 一 寄場に於て盜いたし候者 死罪又は入墨、敲、徒黨ケ間敷儀いたし候者 死罪、始末に依り御定書に準し御仕置申付可く候
- 一 寄場に於て博奕いたし候者 死罪或は遺鳥、重敲
- 一 職業不精又は申付を用ひざる者 手錠、入牢、其始末に依り咎め申付け候ても用ひざるに於ては違儀申付候事
- 一 博奕又は悪巧み致し候者有之趣申出候ものへは其品に依り相應の褒美を差遣す可く候事





—— 習 賞 工 木 具 家 の 會 導 輔 市 京 東 ——

### 失業者救済職業輔導

## 東京市職業輔導會

短期間で一人前の職人を作る  
作業指導の參考にも一記者の訪問記

#### ◇人には職業が—

なければならぬ、職業を持たぬ者は不幸である、そして其職業が技術で行くものであればその人が、眞面目に、眞剣になつて働く以上、病氣とかの第三者がそこに割込まない限りは、安全に暮らせるものである。この點から東京市職業輔導會は、第一

#### ◇技術講習—

第二小資本貸與、第三勞働賃銀立替、第四無料宿泊といふことを行つて居る。その技術講習は如何なるものをやつて居るか、それは其の時々需要に適合するものでなければならぬ、最初大正十二年三月に開いたときは、建築木工、製材、家具木工の三つであつたが、震災後の需要につれて、建具木工、ブリキ工、鐵工(ス

一 門外へ出て候儀堅く無用たるへき事  
一 火の元念入れに大切に致す可く候事  
此度御仁恵を以て佐州並存留免し候上は右の條々堅く相守り職業出精致すへきもの也

以上述べたのが人足寄場の體様であるが冗長に渉る嫌があると思ふたが、此の寄場が後に徒場と稱し懲役場と改まり今日の巢鴨刑務所と變じたのであるから巢鴨刑務所又全國刑務所の處遇方は此の寄場に萌芽を見出したのであると云ふて宜いと思ふので長談議に及んだのである。

巢鴨刑務所は幕末まで繼續して來た此の寄場が、明治二年二月刑部省の達、「佃島人足寄場の儀徒場と相改め候此段及御回達候也」で徒場と名稱が改められ既決囚徒を拘禁する所と定められ東京府の管轄に入つたのである、それから明治六年二月二十五日に懲役場と改まり八年十二月には東京府の所管を離れて警視廳の管轄に入つた、懲役場の名稱も已決監又は囚獄署と改まり明治十年に石川島監獄署と改稱するに至つた、爾來十數年を経て監獄移轉の必要から新築工事を進め二十八年十月市外巢鴨村(現今の西巢鴨町)に移轉したのである、其後も警視廳監獄巢鴨支署と稱し又は巢鴨

監獄署と替はり三十六年監獄官制施行と同時に巢鴨監獄と改まり最後には大正十一年十月監獄の名稱が刑務所と改めらるゝに至り巢鴨刑務所と改稱するやうになつて今日に及んで居る、此の巢鴨刑務所の所在地は其昔し茅屋が點々と散在した片田舎であつたのが今は人家栞比して賣買地價が一坪百圓場所に依つては百五十圓も二百圓もするといふ發展振りで古老が夢想だも及ばぬ處、其の影響を蒙つて巢鴨刑務所は移轉の急に迫られて現に府下の府中の町並を距る十町の僻地を數萬坪買入れて引越先を建築しつゝある、工事成つて移轉すれば又府中刑務所とでも命名されるのであらう。

#### 言 葉 拾 遺

現在ハワイには二萬餘の沖繩移民がゐる各種の事業に精出してゐるが、何しろ南海の孤島から飛出した人々として時折り赤毛以上の間違ひをしてかして愛嬌を振まいてゐる。  
ハワイ語では高い耕地をマツカ、低い耕地をダンブコーといふが、或日のことハハの一労働者が仕事を休む口實に一面はカンノ、高熱たし下痢もするし、といふところを「マツカ、ファイヤ、ダンブロー、クオー、タ」とやつた、するゝ監督の米人、吃驚仰天、馬に鞭打つて耕地に急行したのも道理、「上の耕地が火車で下の耕地が洪水」だといふ意味に取つたからださうな。

ンキ、左官、製鋼を加へた。尙ほ前年度から、鐵筋コンクリート工、假枠工を増した。これは最近の建築が大部分鐵筋コンクリートに移つた關係上この方面の者の需要が劇増した、従つてこの方面に用れば失業がな、處が近來製鋼方面の者は過剩の状態なので現在は養成を止めて居る、元來この養成は夫業者の救済であるから、本人の

### ◇就職といふ

ことに最も考慮を要する。それで養成する種類と入所人員を定める上に苦心する。時代の要求するところを考察して現在やつて居る科目も中止する、又別の科目を加へる、その收容するにも、一番賣れ目の多い種類のものには、志願者を多く採用し、需要少ないものと見れば減少する、今のところ鐵筋コンクリート工の需要が最も多いから隨つて志願者を大部分これに入れて居るさうである。それからこの需要の緩急を圖り又就職を容易ならしめる爲め

### ◇入所せしむる

のは毎月一日、前月中の志願者を査定し入れて居る。しかし鐵筋コンクリート工丈は毎月二回一日十五日に入所せしめる、主に實習本位でやつて居る、講習所は二ヶ所何れも深川區で、第一講習所が平久町二丁目第二講習所が濱町にある、櫻田本郷町に以前在つたものは之へ移されたのである。

### ◇入所年齢

は十六才以上四十才以下であるが、多くは二十歳乃至二十五歳の者が多く成績も亦良い、學歷は義務教育を了へた者としてあるが、高等小學卒業、尋常小學卒業、專門學校出身等の順序であり、近來專門學校出のもの即ち高等小學から一段上級の學校を出たものが志願して來る向が多くなつた點は研究の價値があると思ふと、さうして入所希望者の元職業は種々雑多である、先づ工場、製鐵工、自由労働者、學生、商店員農の順序となる。

### ◇養成期間

は鐵筋コンクリート工、假枠工は三ヶ月

乃至四ヶ月。其他は六ヶ月であつて、初め半ヶ月程は基礎知識を教へ、それから實習にかゝる、建築木工、左官、塗工など揃つて居るから、建築を受負つて、各分擔で實地修業をさせる、鐵筋コンクリート工、假枠工などは清水組、大林組等に依託見習をさせしめ、卒業後は、その方面へ就職せしめ、木工、左官かな夫れゝ組合があるから、その方と連絡を採り卒業後はその手で就職口が皆出来る。

### ◇養成中の給養

は、講習所附屬の宿泊所で無料宿泊せしめ、食費一日二十錢、工作或は作業するようになれば一日多拾錢を別に與へる、依託生は依託先から一日四拾錢支給されるから輔導會からは食費であるが可成不自由なく自分一人は食つて行ける。

### ◇入所査定

は大抵本人の希望に添ふことにして居るが本人の体格、性質、經歷等を斟酌し、又需要の緩急等も考慮して、それゝの種類

に入所せしめる、志願者数の三分の二は採用して居るが、中には全部採用することもある、それで入所者の中、富人の豫想に背き又は家計上退却するものもある。

### ◇卒業後の給料

等は、修業中の成績で等差がつく、それは主として、富人の眞面目であること、熱心であることを標準にして居る。人は大抵少しく腕が出来来すと、高慢即ち慢心するとして憎け出す、之れが第一の禁物なので

落着かなるものを探ることにして居るさうである。それから會からは工具料として十五圓を給與する。

### ◇小資本貸與

は一口拾五圓乃至三百五十圓限度で年七分の利子計算で貸付ける、返済は貸付額の一割位宛を、事業にもよるが二三ヶ月後から、月賦で拂ひ戻させる、月賦額は大きなものよりも小額の方が成績が良い、貸付査定は月二回、毎回七八件である。

### ◇労働賃金立替

は職業紹介所が紹介した者に對して需要家に代つて立替へる、又職業紹介所が紹介した就職者の就職地に至る旅費も必要に應じて貸與して居るのである。

### ◇無料宿泊

は現在のところ、技術講習所の入所生丈けしか收容出来ぬ、定員は百五十名、現在在所中の者は百四十名位である。

## 〔たれら上書て裡獄〕 著 名 の 数

英國には知名の文學者が獄裡で書いた著書が澤山ある。ヘンリー、ハワードは同國中世の詩家として第一流の地位を占めて居るが、此人は前後四回も牢獄されて、其有名な不朽の詩文の多くは獄裡に於て書かれたものであつた。又後と略ぼ別時代の詩人リチャード、ラヴレスの有名な詩 *To Althea from Prison* (牢獄からアルマア送) はウエストミンスター、ゲートハウズ監獄内で書かれたものである。

降て一七五九年に小説家スモレットは誘擄の罪で三年間投獄された。其有名な小説 *The Adventures of Sir Launcelot Greaves* (サー、ランセロット、グレイヴスの冒険) は、矢張り其期間に獄裡で書上げられたものである。ロンドンタールン漂流記の著者として有名なダニエル、デフォーも一度ニューゲート監獄に投ぜされた事があつて其時「レヴュー」なる新聞を發行する計畫を立てたものである。

サー、ウォルター、ラレー氏は、政治犯の罪で十二年間倫敦塔内に幽閉せられた其有名な *The History of the World* (世界歴史) は其處で書き上げた。又ジョンバンヤンも同じく同期間同處に幽閉されて、其不朽の名著 *Pilgrim's Progress* (天路歷程) や *Grimes Abounding* や *Holy War* 等、其他數種の詩文を作つた。又最近では文豪オスカー、ワイルドも二年間投獄せられ、近時文壇を風靡しつゝある *De Profundis* 及び *The Ballad of Reading Goal* (監獄生活物語) を書いたものである。



# 手帳の端から(一)

南庭生

この間大掃除半ばに二三冊の古手帳を見つけ出した、塵を拂つてめくつて見ると件々におもしろい。捨て難い興趣が象のやうに活き立つのを覺えた。其後、整理がてらに書き直して見る氣になつて、新しいところをつけ足して「手帳の端から」を綴ることにした。

文中、借用した言葉もあるし開明した言葉もある。謂はゞ「ゴタツ句集」とりともめなからうが、其處んところは夫れ「これは」と思ふところが一ヶ處でもあれば紙をよごしたゞけの値打はあるものと大目に見て貰ひ度い。

刑務所つてところは一体悪人の避難場か？食はせてもらつて着せてもらつて住はせて貰つて働かせて貰ふ。おまけに賞與金が頂けるので小銭が溜る。それに説教だの講演だのつて休みたんびに聴聞して、時には著書器ちや活動寫眞ちやと楽しみ事の多いこと、とても世の貧乏人の夢にも及び得ないところである。中には一人で一室を借り切つて——勿論間代など拂ふひこなし——恰も研究室でもあるかのやうに振舞つて勉強と

やらに専念する。横文字でよし、堅でよし、ちやんと官立の圖書館からは非讀め式に持ち込んで呉れるのにあまえて横柄に耽讀をやる。尋常も碌々に出ないくせに七六ヶしい語調で漢語をあやつるキザな連中は多く此の邊から生れて来る。それに此頃は馬鹿に英語ばかりで、中學へ入學式に顔を出した位の男が先生株で猫も杓子もABCだから大低にしろよと云ひたくなる。先だつても六十の坂を越した老人が頗ふ事がふるつてゐる。わしも歳をくつて仕事の方が骨折れるので一つ勉強なりとして遅れないやうにと思ひまして、それ此頃若い人がやつてゐるエゴをね……へえ、井上、とかいふ人の字引です、そいつを一つ買はせて頂き度いんです——まああきれた。

あきれついでに今一つある。それは發明考案だ。實地から割出して眞面目な研究をしてゐるものはあせらず急がずやつてゐるが、さうでないものは利慾が先き廻りしてゐて、危つかしい事甚しい。飛行機の爆音を防止する爲めにプロペラを箱様のもので圍ふなんていふのは罪がなくて笑ひ話にもなるが、考案を提出して仕舞ひさへすればパスする事疑ひなしと己惚れて久し振りに家郷へ報ずるその文句がふるつてゐる——拜啓

御無沙汰通し失禮致居候母上様皆々様別狀御座無く候哉私事至つて壯健御安神願上候陳者私事官の御盡力に依つて〇〇に關する發明考案を頃日其筋へ提出多分特許の上は十萬圓位の權利はつくものと信ぜられ候間其上は過去の罪惡を償ふために孝養致す決心に有之候何卒誠に歸る罪の子をおゆるし下され萬々御赦念の程伏して御願申上候——といふのである。開いた口が塞がらない。

二言目には生命問題だといふ。刑務所でなくとも食物は生命問題に定つてゐる。朝起きると、洗面してから最初の仕事は食事である。一本一杯はお定り、一本と云つたつてお酒ぢやない字の書いた飯である。味噌汁は荷ひ桶飯は箱舟で運ばれる。雜役夫がお權へ飯を手ばやく投げ込んでゆくと、後から一合五勺入位のひ杓で食事當番が汲んで通る。食堂番號の令がかゝる、最後の番號が終ると同時に「喫飯」の令が傳へられる、もつともその以前からバクついてゐるものもある、ば待つてましたとばかりに一本横嚙りにかぶりつきのいきなり汁をかけるのも、二つ割、各々得意の流義でやつてのける。然し自分どもの來た當時はとも八かましいものだつた。一本飯を嚙つてお目玉を頂戴し

た者などちよい／＼あつた。此頃と來ては段々とゆるやかに……といふよりはそんな不体裁な眞似は自分自身が改めろ、といふ御趣旨からではあるが……一向にそんな事にコセつかないので可なり珍藝を演ずる者も出て來る。中には箸を描へてチヤンと黙想してゐる眞面目やさんもあるし、お鉢一ぱいに汁をおちまけて掻き廻し洋犬チヤブの向ふを張つた鼻息で食べる人もある。足を組んで肩へ手拭をのせて丸で繩のれんで飯を食つてゐるようなタイプもある。嚙むだか呑むだか判らぬほど早くすまして、あたりかまはす片付ける氣早やもあれば、一人残つていつ迄も牛のやうに口をもぐつかせてゐる者もある。食事當番にしろ、水をさきに汲み湯をあとにする逆柄杓で汲み込んでか、つぎ、座に云々をつけられるボケナスもある。中には生れながらお膳で食事をするのは刑務所が初めだなんて雜炊よりほかに減多に飯を食はない。刑務所は蒸氣で米を炊く不思議なところと驚いてゐる向もある。

さて、食事が終つて作業に就く、晝のお菜はなんだと先づ食事當番が心配する。ナキマスだと一人がいふ南京そばだと他で知らせる。炊夫に聞いたら控訴院(にしん)だつたよ……なんだかんだと云つて居る其のうち

に贅食となる。誰の新聞もあたらない今日は親兵式だよ、皿は出さなくともいふぜとめざしを配つて来る。ファン、めざしかと鼻であしらつてゐる難有味の欠けた男もゐる。一方では、コイツは味がよさそうだと悦に入つてゐるものもある。アイツはめざしの頭まで食べて仕舞つたと笑ふ奴を、めざしは頭からかぶるのが當り前だ芋堀り奴、刑務所でこそ此のめざしにありつづけるのだ、山んなかで蛇や蛙を焼いてゐた事を忘れはしめえ……と混ぜ返す。その賑かさつたら、鹽が甘いといふ者、生干しだからこれでよいのだと説明するもの、どんな副食物でも文句なしにのどを通した事は未だ會て聞いた事がない。

カレーなどの副食物がつけられると大方は歓迎するが、臭くて食はれねえと愚痴るのがゐる。辛くてとてもやり切れぬとコボすのもゐる。田舎育ちでカレーを知らず、うす氣味悪るがつて恐るゝ手をつけるのもゐる。さうかと思ふと、こんなカレーは社會で皿を洗つた汁ぐらいの辛さだ、レストランのカレーライスは水を呑みながら食はなければ辛くて舌にさへられぬ程だと教へてゐる物知りもゐる。一体こりやなんだらう？黄色だから辛子粉かな、それにしては匂ひがおか

しいと首をかしげる。半可通がそれを受取つてそれはカレー粉といふのだ、ライスに飯で、カレー粉と飯だから辛れえライスといふのだよと相手を煙に巻く、おもしろいこつちや。

それにしても氣持の悪いのは飯の中に長虫がはめ込んである事だ。それから與へられる物が一般的で無い時だ。作業の成績や何か彼や甲乙のあるのは無理もない事ではあるが、食ふものも見てゐるものもとんと甘さうにないのが缺點だ。無暗にやりとりしてへたに傷をうけてもつまらぬ話、ところが無断で膳箱へさし込んで置く人もあるが、兎角口數の多い連中、面倒さへ持上らなければまア平穩だが……

食堂の空氣によつてひどく人の心が分る。かうした境遇では食事時が一番楽しい。甘けりや猫のやうに、まづけりや山犬のやうに。安いと喜び高いと歎く。好き不好、十人十色、千差萬別、精進揚を食ひながら銀座の「天金」を論じ、さつま汁を味ひながら「駒形」の「どぞろ汁」を思ひ出す……あゝ、浮世なみに人間らしい風が吹く。



精神の整理

精神第一

早速整理

私はよく誰にでもいふことだが、私には過去に於ても現在に於ても將た將來に亘つても決して變らぬ、また變へてはならぬと思ふ主義がある、それは決して六ヶしい事でもなんでもない

第一、精神第一主義

第二、職業の如何によりて人間の地位が異ると思ふてはならぬ

第三、品性は正しくしないでいふ三である、尚に平凡なこ

とてはあるが、併て其實行となると却々難かしい。

第一の精神第一主義といふことは尋常一様のたれもするといふ精神とは違ふ、他より一步ぬき進んだ精神である、人なみで決して精神とはいはれない精神する人達の間になつて、更に精神するのである、どんな場合に於ても積極的に精出して人並以上に働かなければならぬといふのが私のいふ精神第一主義なのである。

第二の職業如何によりて、人間の地位が異ると思ふてはならぬことは今更絮説するまでもない、人は職業によりて貴賤高下の區別などあるわけのものではない、處が自分の神聖なるべき職業を自らいやし只他の職を羨ましがつたり、仕立卸しの洋服を着れば、伴天齋の人を見下したりするものが多くあるのは心外に堪へない、草鞋を履いてゐ

るのが何故いやしいのだ、洋服を着て居るのが何故偉いのだ、人は其與へられたる職分に精進し分を守つて敢て溢りに他を羨望するとならぬといふこと、之もこれであるのである。

第三の品性は正しくしなければならぬといふこと、之もこれ以上詳しく説明する必要はないやうに思ふ、人間の道人間として歩むべき道を、踏み違へずに歩むことに外ならぬ。

今日の風潮は河に塞心に堪へざるものが多い、これは實に人格の修養を怠り、品性の鍛治を怠つた結果に他ならぬ、(禪の生活)

法律と正義

原嘉道

法律は、我國民精神に立脚して、正義の爲に尊重するものであると云ふことを自覚しなければならぬのであります、而して正義と云ふものけ我々國民の共同生活に必要な規律即ち法律一あつて、正義の觀念がその基礎でなければならぬ、又法律を運用する者も正義の觀念に基いて裁判を求めると云ふことも正義を貫く爲めに求めるものであります。この觀念に基いて我々國民は法律を守り、權利を主張し、又裁判を利用といふことにしなければならぬと云ふことを自覚すべきであると思ふてあります。これに反して物質的文明に頼ひせられた法律思想を根據として、如何なる事柄でも自己の利益となる事柄であるならば、法律を濫用しやうと權利を濫用しやうと云ふことになりますといふと國家の基礎は爲に危くなり所謂世を咒ひ社會を敵として脅みざる者や、又は直接行動と

いふやうなことを主張する者が現はれ、法律に違反し裁判に迷き各々勝手々に相争奪して、共同生活と云ふこともむづかしい事になりはせぬかと思ひます。(正義)

### 大和民族の短所

若宮卯之助

何れの國民性にも一長一短がある。それは自然の性で免れ得ないところであるが吾々日本民族の中にも當然それのあることを忘れてはならない。長所は自らこれを自覺せんと否にかゝらずあるが儘に培かふべきものであるが、その短所に至つては苟しくもこれを自覺し或は指摘せられた場合においては速かに改善し矯正しなければならぬ。故にわが國民性としての短所の最なるものを指摘して吾々民族の何かに供したいと思ふ。或はこれを自覺せざるものもあ

らうしまたは然らざる者もあるであらうが最も好ましくからざる短所は「自ら持てる貴い光あるものを自覺してゐない」といふことである。具体的な例によつてこれを實證し世の反省の資料に供したい。吾々は生れてこの方、米に依つて生きたるに依つて子女を養つてゐる。然もいつかから喰ひ始めいつからその培養法を研究したかを知つて居る者が一人もない。世界に冠絶する美術界の誇りである「浮世繪」の如きも明治の初年においてはその眞價を知らなかつたがために總てを外人の買取る儘にしてゐたが、漸くこの頃になつて西洋人が感心する位だからいよいよに違ひない……といつた調子で他人の賞讃によつて初めて自分の持つてゐたよい物が氣が附いたといふ有様である。或は建築界における木造建築の最上の型式を持つてゐるものも我

國である。而もこれ等の造形美術乃至は具体的事象のみに止まらず、各種の制度、文物においても世界的尤絶の地位に置かるべきものが数々ある。西洋倫理において漸く行つたの形にある人間道徳の根幹をなす家族主義の如き、自治体の根本形式たる「村の生活」の如き西洋の暫く、始めて吾等大和民族が持つて、始めて吾等大和民族が持つて、始めて吾等大和民族が持つてゐたのである。我國民は今まで餘りに自らを知らな過ぎた、自ら持つてゐるものをさへ卑しとした。然し今や吾々は自分の持つてゐる賜もの眞價を自ら知ることが出来るに至つた。事は頗る簡明である。然し其所に吾々の考ふべき幾多の眞理が含まれてはゐないであ

### 貧乏神の両面觀

宮澤英心

古への諺に「四百四病の病もつらひが貧の病は更に猶つらい」とある如く、病氣に胃されたい時は、病氣ほどつらひものは無いと思つて居るが、健康に復して見ると、また貧ほどつらいものは無いといふ感じがする、病氣さへ治れば何物もいらぬと言つて居た病人がいよいよ病氣が治つた時は、矢張金が惜しくなつて、薬を不納にしたといふ話もある。然らば人の思ひ違ふこの貧乏神は一体、如何にして除くべきか、蓋し之は社會の大問題であつて容易に解決される筈のものでない、現代の政治經濟の總ては實にこの問題の爲にあると云つてよい程、重要な研究事項となつてゐる、思ふにこの問題の解決は由來二つの方

面からされてゐる、即ちそれは現在の社會組織または經濟組織の裡に貧乏神の原因を發見し、その原因を取り除く事によつて貧乏を亡くしようとする方法と今一つは然した事には暫く觸れずして、貧乏神の原因を心理的に解釋し、自己の修養と努力で除かうとする方法である、換言すれば、前者は貧乏神を客觀的方面より除かんとするに對し、後者は主觀的方面より除かんとするものである。

されば此二つの方法は何れを以て正當とすべきであらうか、言ふ迄もなくこれは兩者とも必要なことで、二つを離して考へることは出来ない、社會組織の缺陷に影響せられて貧乏となつて居るものもあらうし、個人の怠慢より貧乏となつて居る者もあらう、環境と個人との關係は鏡と顔との如きもので鏡面が如何に美しく出来て居ても、此方

### 移動學校

山上天川

成人教育の必要なことは、今更初まつた譯ではない。人口問題の解決と共に、遠くの昔から必要な事柄であつたのである。東京府では此の必要を充さんが爲めに、巡回講習會の名の下に、大仕掛な移動學校を始め居る。これは從來青年團等であつて居たものと異り、政治經濟を主とし、其他公民教育に必要な種々の科目を、一週間乃至二週間教へるのである。又家

### 社會奉仕

留岡幸助

右の眼がつぶれば、左の眼は視力が一層強くなる、これは自然の力である。今日の社會生活の欠陥を救ふには、又自然の力をからねばならぬ、その自然の力とは社會奉仕である。奉仕とは元來宗教の語で神佛へ仕まつる事である。然らば社會奉仕の根本は如何かと云ふに、一言にして言ふならば強い者が弱い者に、親しい者がいぢめな者である。今迄の東洋道徳は常に弱い者がいぢめな者となつて居る、親子の間に子は親に孝を盡せと命じ、夫婦の間では妻は夫に従へと命じて居る、之に反して親又は夫婦に責

任を持たせるといふのが、社會  
奉仕の根本精神である。けれど  
も之は道徳であつて、法律でな  
いから強制する事は出来ない、  
自發的に行はねばならぬ、而し  
て自發的に社會奉仕をせんとす  
るには、宗教に出發す事が極  
めて大切である。他人を神佛の  
化身と見做して、神佛の爲にす  
る善行——それが社會奉仕であ  
る、奉仕の精神に依つて生れ出  
づる社會が眞の平和境であつて  
一部の人の嗜ふる物質上の増減  
に依つて平和社會を作り出さん  
とするは、汚物上の蠅を退ふ努  
力に等しいのである。

社會生活は有機的にして、共  
存共榮が大目的である、而して  
社會人は治者・被治者の別なく  
總て社會吏である、樂しき社會  
を形造るには經濟の發達が必要  
であるが、根本は道徳である、  
その道徳は宗教より出でたる自  
發的の社會奉仕でなければなら  
ない、是故に社會奉仕は吾人が  
社會の一員として又社會吏とし  
て、社會生活を營む上に於ての  
最上道徳である。(弘道)

### 學校で作る 不良兒

吉田無染

不良兒と申すですぐに家庭  
の缺陷から生れたものゝやうに  
きめられてしまつてゐますが、  
決して左様なものごはありませ  
ん、むしろ私共の立場から申し  
ますと、家庭の缺陷に禍された  
ものよりも無理難な學校教育に  
よつて生じた不良兒が多いと云  
はねばならぬのであります。手  
近かな例を申して見ませう、近  
ごろよく學校で子供の貯金と  
申すものを獎勵して居ります  
誠に結構なことかは存じませ  
んがしかし世上には子供の貯金な  
どは思ひもよらぬ家庭が多いの  
であります、その處へ金持の父  
兄などが子供の貯金として不相  
應な二圓三圓といふ金を持たせ  
て貯金させます、受持ちの教師  
は「誰々はいくら貯金をした、  
熱心である」とほめそやします、  
子供心にもそれが羨まれ自分な  
り自分の父兄の力をどうかして  
見せたいといふやうな心理から  
持つてつひには親の金をひそかに  
持ち出して貯金をして来る、そ  
れはまだよいとして往々にして  
は道ならぬ行ひをも敢てすると  
いふ事になるのであります。た  
だに貯金に限らず學用品にして  
も同上です、學校の教師が「何  
々を求めて來い」と命じます、  
金持ちの子供等は早速、命ぜら  
れた以上のものをもつてまゐり  
ます、しかし貧しい家庭の子供  
にはそれが出来ぬ、小さい可憐  
な子供心が、それで甚だしく傷  
つけられる、思ひつめては悪い  
と知りつゝ出来心の手が動く、  
私共が少年審判所で取扱ひを入  
れてやりたくないものがありま

せう、かうした事を考へずに居  
るからで、このやうなのが極め  
て多いのです、學校教育に、こ  
れで缺陷がないと申されませう  
か、父兄だつて非常に苦しん  
みます、子供が學校で命ぜられ  
たことを叶へてやりたいのは、  
人の子の親として親心の常であ  
り人情のしからしむる處です、  
純信な子供の要求を制度や規則  
で傷つけ誤らせてゆく現代の學  
校教育は、まことに呪ふべきも  
のです、之に加へて情のない、  
愛に乏しい、機械のやうな教師  
達か、何等の考へも持たず、形  
式的にそして子供を誤解してゐ  
るので子供はむしろ不良にな  
らぬのが不思議です、學校當局  
者の猛省を促したい所以であり  
ます。(國本)

安禪ニ必須ニ山水ニ  
滅却心頭之火自涼

## 誌 上 演

# 滯英所感

(一)

司法書記官 大森 洪 太氏談

### ○關東大震災の當時

刑務協會の方から何か話をせよといふことなので、  
實は「素人の刑務所觀」といふ題を申して置いたので  
ある。私はまだ幸に刑餘の人とはならず、不幸にして  
まだ行刑の事務に携つたことがないから、刑務所の方  
には全然素人、其素人が何か刑務所のことについて申し  
て見たいと思つたのであるが、常に私が厄介になり又  
非常に懇親を願つて居る辻書記官に相談した所が、刑  
務所の事務に精通して居る方に素人が左様な不敬のこ  
とを申すのは宜しくないといふので御叱りを受けた、  
従つて座談的に纏らない、下らないことをかい摘んで  
二三申したいと思ふ、勿論極めて蕪雜なことであつて  
御叱りを蒙ることは豫め覺悟を致して居る。

私が駐在したのはロンドンであつて、三年半余りの  
間主としてロンドンに居つたのであるが、其當時丁度  
勃發して私共をして非常に脅かしたのは例の京濱の大  
震災である、其時に私は自分の家族のことも勿論心配  
した、友人同胞のことも勿論慮した、併し之と同時に  
に甚だ危惧致したのは刑務所のことであつた、御承知  
の通りフランス革命の際あの慘憺たる革命を最も悲  
愴な形勢に導いたのはバスチユの刑務所の破壊である  
が起らなかつたかも知れない、又當然起る可きものと  
しても少々は延びたかも知れない、假令あの時起るも  
のとしてもあれ程悲愴なものではなかつたかも知れな

い、若しも一朝我國に於て刑務所の解放其他のことがあればどうなるのであらうといふことを甚だ懸念したのである、然るに其後承る所に依れば、横濱に於て大英斷を以て刑務所を解放せられた、然るに大多數の收容者が無事に歸つて來たばかりでなしに、解放せられて行つた先々で復興の事業を助けたといふことを承つて、我日本の國は尙ほ世界に九鼎大呂の重きを爲すものであると自ら安心したのである、殊に小菅の刑務所の如きは世間から見ますると極悪非道の兇惡人ばかりを收容して居る所であるが、勿論私が日頃尊敬して居る有馬所長の平素の訓練が宜しい結果に相違ないけれども外壁が悉く倒れたるにも拘らず、一人の逃走者、一人の規律を紊る者がなかつたといふことは、これは世界に呼號して誇るべきことかと考へて人にも吹聴し、藩越乍ら恰も自分の功業の如く自慢して居たのである、思へばフランスの革命はバスケチュの刑務所の破壊からしてあの兇惡なる世相を曝け出した、我日本は刑務所の自然的の力に依る破壊よりして解放をして、其解放から期せずして堅實なる復興の機運を作つたといふのは非常な相違である、私は職を司法の末班に受り、司法行政刑のことに就ては陸乍ら固より心配を致し

て居るのであるが、此氣風を見、此實情を承つて、我々の仕事は將來勿論非常に遠きものがあるけれども、尙自ら安んずるに足る尙自ら恃むに足るものがあると思つたのである、左様な立派な職責の實果を擧げて居られる方々に對して私の詰らない座談を申上げること一面慚愧に堪へぬと同時に、他面に於て甚だ光榮とする所である。

### ○植物愛護の心

先づ第一につひ一兩日前に考へたことがある、既に御承知の如く、此裁判所、司法省の構内は前の道路の取擴げの爲に大分前面を蠶食され、其結果あの立派な古い木が澤山無慘に伐りさいなまれて、薪にするか、炭にするか、其邊に推積してある、之を見て自分の木でないからどうでもいふやうなものであるけれども、私は至極痛嘆したのである、私の澤在中の事であつたがロンドンの辯護士養成所の一つにリンカーンズインといふ所がある、其リンカーンズインの増築の爲に小さい、左様丈が三尺か四尺もあるやうか、極く小さい細い木が四本立つて居つたのである、僅に二坪か二坪半位の所でせう、我々が見ると誠に見る影もない小さい木

があつた、それを伐らなければならぬといふことになつてリンカーンズインの大問題が起つた、それはリンカーンズインには評議員がある、英國法曹の泰斗を網羅した頗觸れの立派な評議員會である、其の評議員會に於て熱烈なる論争を経た結果、此四本の木が無事に助かつた、それを伐つてはいかぬ、増築の設計を變更しても此本文だけは残さなければならぬといふことになつたのである、其の木は別に由緒ある木でも何でもない其の値打のない木をなぜさういふ偉い人が決議をして助けたかと申すと、彼等に木を愛する精神があるからである、現に私が非常に厄介になつて居つた英獨混合裁判所のイギリスの審判官のウォーアン・ウキリアムスといふ人の長さんはフイリモア卿といふ人のお嬢さん、其關係上フイリモア卿にもお世話になつた、此フイリモア卿は今年八十一か二か或は三にもなろうか、判事を退職された方である、此方が毎日木のことに就て著述をして居られる、私がお目に掛ると、今日は三ページ書いた、一昨日は非常に都合が好くて十二ページ書けたといつて、丁度子供が成長するが如く自分の木に関する著述のページの日に殖へるのを楽しんで居られたのである、木を愛するといふと何でもな

やうな事であるが、要するに木を愛し、畜類を愛し、自然を愛するといふ大きな心の現れの一つであらうと思ふ、人が人を愛することは當然なことである、それを今日我々が唱導し、宣傳するの必要は恐らくあるまいと思ふ、其人を愛する所を更に進めて心なき虫魚禽獸に及ぼし更に草木に及ぼすといふことは、之亦我々の考へなければならぬことである、無慘な木の死骸を見るに就けて、も少し愛木の心を起してはどうであらうか、これが單り木を愛するだけの事ばかりでなく、云ひ換へれば人を愛する情を更に擴張する必要があるはしないかといふことを感じたのである、諸君が在監人若くは刑事被告人等に對して常に抱かれる其廣大無邊な溫雅な情を更に人のみならず、一般の事物現象に及ぼされたいと私は頻りに熱望する次第である、お釋迦様の亡くなられるところを描いた涅槃の繪を見ると人が泣いて居るばかりでなしに獸が泣いて居る、獅子も泣いて居れば虎も泣いて居る、後ろの背景になつて居る沙羅双樹と云ふか、大きな木も何だか情れて居るやうに見へるといふことは、彼等禽獸草木共に有情であるといふ事を示して居るのではあるまいか、彼等より有情の人間は更に彼等に對して厚き情がなければな

らぬと私は斯様に思ふのである。

### ○自然林と用材林

話は變つて、木のことから思出したのであるが、イギリスに行つて居つて郊外を散歩致して居ると、木の多いのに先づ以て心が惹かれるのである、非常に木の多い所で、余り高い山はないが、低い丘が連なつて居る、さうして其間に野と谷とが點綴して、穏やかな静かな、變化はないが、眺めて居ると言ひ知れない景色である、此處へ木が生えて居る、其の木を見ると我々から考へて一本として役に立つ木はないのである、皆自然の儘に曲りくねつて、用材には勿論ならない、薪にし、炭にすればよいと思ふが、御承知の通り石炭の多い所で、薪炭にするには却て費用が掛るといつた次第で、全然之を遊ばして置いてあるので、甚だ無用なことやうであるけれども、此廣い地域を愛し、唯遊ばしてある、唯遊ばしてあるといふことは甚だ無益であるが、人目を楽しませるといふことは雅量のある大きな國にふさわしいやり方ではないかと感じたのである、一步を轉じて、ドイツ殊に北ドイツに行く景色が全然變る、木といふ木は悉く有用な木である、

### ○理屈めきの味

一例を申し上げますと、刑務所に於て收容者に供せら

丘の木、野原の木悉く所謂用材林である、しかも道の兩側にある並木の如きは殆悉く果樹である、一本と雖も一枝と雖も無駄をしない、成程これは殖産興業の上から言つて非常な良い考へであらうけれども、如何にも窮屈である、何も無駄をしない、如何にもせよこましい感があるのである、温雅な所がない、餘裕がないといふことを私は痛切に感じたのである、どちらが良いか悪いかといふことはこれは人の好き／＼であつて趣味の問題であり、或は信念の問題である、俄に斷ずることは出来ぬけれども、何となくイギリスのゆつくりした鷹揚な、總てを包擁して、一つの木もそれを伐らないといつたようなところがひどく我々旅客をして旅情を慰ましますものであつた、であるから萬事理屈詰めで、將棋の詰手のやうな水も漏さぬといふやうなやり方も一つの方法であらう、併し乍ら間の抜けたやうな、のんびりしたやうな所で、そこに言ひ知れぬ味はひのあるといふ行き方もやはり我々の學ぶべきものでないかと私は考へるのである。

れる食物である、成程理屈から申すと蛋白質幾ら澱粉幾ら、之を化學的に云つて炭素が幾ら、水素が幾ら、斯ういふことにすれば、成程人体を保ち、健康を維持するといふ上には遺算なきものが出来よう、併し乍ら我々が食物を食べるのは單に衛生の爲ではない、食ふといふ事それ自身が一つの楽しみである、極端の言ひ方

とは随分あるだらうと私は思うのである、であるから滋養分固より結構であるけれども、趣味娛樂といつた方もやはり同等若くはそれ以上に留意になることは甚だ望ましいことでないかと私に考へるのである。

### ○鈍重な英國人

かも知れぬけれども、少々非衛生的であつてもうまければ之に越したことはない、理屈詰めで健康的である實用的であるといふことに拘泥して、樂みの方面を考へぬと、收容者の爲には余り良い結果を生じないのである、收容者は成程悪いことをした者であつて、之に對して相當の制裁のあることは固よりのことである、刑務所は決してホテルでもなければ料理屋でもない、況んや娛樂場ではない、之を甚しく優遇するといふことは固より理に合ぬけれども、食ふ事の楽しみをも剝奪するといふことは、これは少しく慘酷でないかと私は考へるのである、尤も經費の點もあり、豫算の點もあつて、諸君の研究になり、又工夫になる以外に、更に困難な點もあらうけれども、篤と注意を願ひたいのは趣向の點で、高價のもの必ずもうまくないのである、少しく心盡しの爲にまづい物がうまく食へるといふこ

話は余談に亙つたけれども、イギリスの景色が今申す通りに非常にのんびりして居る、ちつと見ると奇抜な景色ではないから一寸感心が出来ないのであるが半日一日のんびりとして眺めて居ると、落着いて隠やかな情趣が其處に現れて來るのである、一体イギリス人が既に左様であらう、一寸見るとぼんやりして居るやうで要するに非常に鈍重で、あいつは馬鹿ではあるまいかと思ふやうなこともあるが、近寄つて色々話をしてみると、なか／＼裏でられない、しみんとなる所などは我々より儘に一枚上ではないかと考へる、併し乍ら其國りが如何にも茫漠として輪廓が鈍いといふ感がある、少しく以前に或有名な社會批評家がイギリス人とフランス人とを批評して面白いことを言つたことがある、イギリス人とフランス人とが道を散歩して居つた、さうすると其道の先に大きな穴があつた、所が



フランス人は感がよい、目が早い、だからイギリス人よりも早く穴に気がついて、直き右か左かに外れて穴にはまらずに行つてしまつた、所がイギリス人は鈍重であるから穴があることに気がつかなくて、やはり眞つ直ぐに歩いて行つて穴に落込んでしまつた、イギリス人とフランス人の行き方は左様な工合、それならイギリス人が常に穴にはまるかといふと左様ではない、一人二人其穴にはまると、穴は人で埋つてしまふ、さうすると今度は其の穴に落ちた人の上を通つて行く、フランス人は初めからうまく穴を除けるが、イギリス人は鈍重だから、最初の犠牲者が穴を埋めるけれども後の者は穴が埋つてしまつた跡の垣々たる道路を行く斯ういふことを書いてあつたが、之を書いたのはフランス人である、成程さういつたやうな気がするのである、今日大凡世界で新しいといふ新しいことはイギリス人が悉くやつて居るのであらう、古いことから新しいことに移るのは、それが良い事にまれ、悪い事にまれ必ず何等かの犠牲を出さなければならぬものである、申す迄もなく、明治の當初に維新の大業成つて、王政が復古されたといふことは勿論結構至極なることである、臣民は之を永く慶賀すべきは勿論であるが、良い

事が當然に行はるゝに就ても尙且多少の犠牲者は出来て、多少の血は拂つて居る、所がイギリス人はさういつた世界中の良いこと、若くは悪いこと、どんん、やつて居下ら、他の國に比して甚しく犠牲を拂つて居ないのである、譬へて申しますと、先程も申しましたが、フランスの革命が起つて、慘憺たる悲劇の後に立憲制度といふものを産出した、イギリス人はいつの間にか血を流さずに立憲制度をフランス人よりよくうまく、より大仕掛けに、より根本的に行つて居るのである、さういつた所が我々の學ぶべき所でないかと、斯様に考へるのである、敢てイギリス人を褒める譯ではないが、其良いといふ所は良いとして學ぶのが、これが我々の務めなければならぬことだと思はれる、ぼんやりしたイギリス人に學んで來たのであるから、私の申上げることは甚だぼんやりして居るかも知れませぬ。

書家「如何です此書は？草原に居る満足した牛を寫して見たのですよ」  
 少女「だけど草が見へないわネー」  
 書家「それは牛が凡て喰つてしまつた所ですよ」  
 少女「牛も居ないのネ」  
 書家「お嬢さん、草をたべてしまつた牛が何時までもボカンと立つては居ませんよ」

報時外海

バーデンに於ける刑罰執行の新精神

〔段階に於ける刑罰執行〕(階級處遇)

(Der neue Strafvollzug in Baden)

検事 ドクトル・メリケ

獨乙國憲法 (Reichsverfassung-R. Verf.) に豫めその制定を約せられたる獨乙國刑罰執行法 (Reichsstrafvollzugsgesetz) の先驅として、一九二三年六月七日フランクフルトに於て各聯邦政府の同意を得たる「自由刑執行の原則」(Grundsätze fuer das Strafvollzug von Freiheitsstrafe) に基き、バーデンに於ても其の刑務所に於ける「服務規則並びに執行規則」(Dienst und Vollzugsverordnung fuer die Strafanstalten "DVO") (一九二五年四月廿五日) に於て刑務所に於ける刑罰執行が新たに規定されたのである。已にプロイセン、バイエルン、テュウリンゲンの各聯邦並びに自由市ハムブルグに於ては、バーデンに先つて早くDVOを設けてゐるのである。

此のDVOは前記の「原則」中に表示されてゐる刑罰執行の近代的傾向を實現し、且つ例へば受刑者に或る程度まで自治を許した點に於て、他の國々に比して進んだ見解を持してゐるのである。然しその主たる目的は依然として受刑者の感化に在るのである。身體の鍛練、健康と労働能力との維持、秩序清潔を重んずる習慣の養成、受刑者の技能を發揮せしめ且つ經濟上有利なる職業の教習、名譽心を刺激し責任觀念を強めて以て精神並びに道義の向上を謀ること。これ實にDVOの追求して已まざる目的なのである。

長期の受刑者として悉く彼の釋放後の生計を容易ならしむる職業を習得せしむるため、各所の刑務所には能ふ限り多種の近代的設備ある職業方法が採用せられ、一方には園藝業も亦た奨励せられるのである。

作業賞與金 (Arbeitslohnung) は以前よりは其率が

引き上げられたのである。是れは受刑者をして労働の物質的價値を一層善く理解せしめ、且つ釋放時に際して生活にとりつくに十分の資を給し得んがためである。賞與金 (Arbeitslohn) は、半年受刑者 (Jugendliche) の自由作業の場合に於けるが如く、無經驗工 (ungelehrte Arbeiter)、經驗工 (angelernte) 及び專門工 (Facharbeiter) 及び職長 (Vorarbeiter) の等級に従ひそれ／＼率の高低が定められる。一日の作業課程 (vorgeschriebene Tagewerk) を超過したる分量に對しては勲賞賞與金 (Preislohnung) を給することを得ることとなつてゐる。作業賞與金並に勲賞賞與金いづれに對しても受刑者は法律上の請求權は有つてゐない。賞與金は豫備金と小遣とに分たれ、勲賞賞與金は後者に繰り入れられる。賞與金の大部分は豫備金で、これは受刑者の家族が困窮に陥つた場合の外は、勝手に處分することのできないもので、此の場合には豫備金の總額の半ばまでは處分することができるのである。釋放の際には豫備金は現金で渡されるけれども、無益に費消されることを防ぐためには、或は半額を支拂ひ、又は保護事業家の手に渡すこともできるのである。小遣 (Hausgeld) については、一週一回許可せられてお

る食料及び趣好品を買入れることができる。喫煙及び酒類の飲用は禁ぜられてゐる。但し骨の折れる屋外作業 (Aussenarbeit) の場合には例外が許されることもある。自炊並びに食料品趣好品の差入は禁ぜられてゐる。

保健並びに身體鍛練のために柔軟體操と一週二回の機械體操の教授が施される。受刑者の精神上並びに道義上の訓練については職員特に教誨師 (Anstaltsgeistlichen) 及び教師は最善の考慮を拂はなければならぬのである。受刑者は何人たりとも一宗派の勤行祭祀又は如何なる宗教上の慣習にも參與することを強制されることは許されないものである。受刑者の信仰に關して從來の法律と異う所は、受刑者が勸告あるにも拘らず、彼の屬したる宗教團體より脱退せんとするときは、釋放を待たずして自由に處決することができるのである。刑期三ヶ月以上に亘る受刑者は、三十五歳のものまでは學課の教授を強制されるのである。累犯者及び道德觀念の極めて低劣に屬するものに對しては別にクラスが設けられてゐる。教授は教誨 (religiös-stüchliche Erziehung) と相並んで普通教育が施されることになつてゐる。趣味情操の

教育方法としては唱歌及び圖書に注意が拂はれてゐる。

作業のない時間には受刑者は讀書することができ、

刑務所の書庫 (Anstaltsbibliothek) には教授用、教訓用、娯樂用の書籍を兼ね載してゐる。

受刑者は自己の費用で、ペーデン聯邦發行の受刑者用新聞紙 (Nat. Gefangenzeitung) を購讀することを得るけれども、普通の日刊新聞 (Tageszeitungen) は之れを購讀し又は差入れせしむることを得ない。然れども専門雜誌 (Fachzeitung) は將來の生計を容易ならしむるための意味で許可されてゐる。

以上の教化目的を達せんが爲には、ペーデンの刑罰執行は、受刑者に對する要求を一步々々と高めて行き、彼をして改悛を證し易からしむるに在りと信じてゐる。従つて刑罰執行の任務は輕きより重きに進んで行くわけである。然し同時に亦た、果進的特權 (Vorzugsstingen) も與へられてゐるのである。この特權は、往々にして新らし刑罰執行に非難の聲のある、刑罰の威力を弱めるようなものではなく、受刑者をして自己の責任で層一層より大なる自由をかち得て、最後の完全なる自由に至るまで、一步々々に自己を證據立て、行き易からしめんがためのものである。即ちこの感

化事業は所謂「段階に於ける刑罰執行」(Strafvollzug in Stufen) によつて行はるゝもので、已に久しく英國に於て其成績の良好なるを認められて來た制度に則つたのである。此の「段階に於ける刑罰執行」は、受刑者を己に受刑中より他との共同生活に慣れしめんがために、從來嚴重に行はれて來た獨居拘禁に多少の手加減を加へたのである。

この段階に於ける刑罰執行 (Str. i. St.) を受くるものは、六ヶ月以上の懲役刑又は禁錮刑を科せられたる聯邦刑務所 (Landanstalten) にある受刑者、並びに六ヶ月以上の禁錮刑を科せられたる少年に限らるゝのである。

ペーデンの DVO に規定された刑罰執行は三段階に分たれてゐる——段階が多う過ぎるのは階級間の區別を曖昧にする虞のある。第一級 (I. Stufe) は嚴重なる監視 (Beobachtung) の時期で、第二段に達すると處遇稍々寛大となり、教育 (Erziehung) の時期に入る。第三段に至れば試験 (Bewährung) の時期に入るので、同時に自由生活への過渡 (Uebergang) の時期なのである。

各級間の區別は刑罰執行の凡ての方面に顯はれて來

るのである。特に房内の設備及び給養の種類に於て裁然たるものがある。即ち、被服、寝具、糧食、作業、作業賞與金、屋外運動、讀書、自由就業の許可、接見、並びに信書等に於て然るのである。例へば第一級及び第二級の受刑者は普通獨房拘禁(Zellenhaft)であるが第三級の受刑者は作業終了まで終日一團となして働き、共同の寢室で眠るのである。二級、三級の受刑者は、居房を裝飾することができ、被服に添付された徽章は各級によつて異つてゐる。第三級の禁錮刑者にして獨房に在るものは自身の衣服を着し、自身の寝具を用ふることを許されてゐる。過失によつて刑を受けたるものは同じ特權を有つてゐる。上級の受刑者には特別の恩典として嚼みタバコ及び喫ぎタバコが適度に許される。刑務所の書記計算事務に熟練することを得るものは此等の受刑者に限られてゐる。屋外作業には先づ第一に此等の受刑者が撰ばれる。第三級の受刑者は一日の作業課程を完了したるときは、更らに作業時間の終りまで就業するの義務を免れる。上級に至れば作業賞與金は著しく増加し、賞與金中受刑者の自由に處分し得る小遣の額も上つて來るのである。屋外運動の際にも彼等は指定の場所内で自由に適意に散歩することができる。

教育についても、彼等のためには別に特殊の課程が設けられる。看讀の書籍も冊数が増されるのである。若し或る一人の受刑者にとりて日刊新聞の閱讀禁止が特に過酷なりと思料せらるゝ場合には、日刊新聞の一種が許されるのである。彼等は刑務所に於ける講演音楽演奏にあづかり、日曜日及び祭日には集會所に於て讀み書き、又は將棋を試みることができるのである。但し、トランプ及勝負事は禁ぜられてゐる。三級の集會所(Gemeinschaftsal)には一人の先輩(Saalmeister)が定められてゐて、所長(Vorstand)は受刑者中より適任者を選ぶのである。級の上るに従ひ接見の回数は増し、信書の交換も頻繁になるのである。

特權は或者に對しては進級の結果當然獲得せられ、或者に對しては所長の裁斷を経て初めて許される。善行に對する一定の賞表數によつて進級を定むる機巧的な規定(英國のマーク・システム)は其中に含まるる面白からざる感化思想のために之を採用しなかつたのである。然しながら一定の最短期間は定められてゐて、この期間は累犯者に對しては初犯者に對するよりも長いのである。終身懲役刑者は少くも三ヶ年第一級に止まり、第二級に於ける九ヶ年の試験の後初めて第三級に

進むのである。また、種々の點より見て、反省改悛の情なく、又は、行狀不良にして、賞遇を濫用し或は作業に勤勉ならざるときは、下級へ逐はるゝのである。貶下の場合には當該受刑者は取調を受くるのである。最後に、自由生活へ入るために受刑者を教育し、且つその過渡を容易ならしめんがために、新たに中間刑務所(Mischanstalt)が設けられたのである。第三級の受刑者が更らに一層自由なる條件の下にも十分に善く己を處することを得べしとの期待を裏切らなかつた場合にはこの施設に移されるのである。中間刑務所に收容されたものは作業時と然らざるときに拘らず、間斷なき監視を受けることなく、亦た、刑務所の作業經營以外の外部の職業にも従事することができるのである。

茲に在るものは各自勝手衣服を着し臥具を用ふることを得るのである。假釋改及び賜暇の論ぜらるゝのも茲である。刑期満了後將來の生計方針を定むるために、受刑者が直接に保護を求むるを得る、近來頻りに論ぜられてゐる彼の「経過保護收容所」(Ueberwachungsheim)「輔成會々報」第九卷第六號四七—四九頁参照)はバーデンには未だ尙ほ設けられてゐないが、その設

立は熱望せられてゐるのである。段階に於ける刑罰執行には恩典制度(Begnädigungswesen)が採用せられてゐる。之に由れば假釋放(Vorläufige Entlassung)及び行狀佳良のための賜暇(Beruhigung auf Wohnverhalten)はたゞ第三級に於て十分の實績を示したものに限られてゐるのである。終りに述ぶべきは、DVOは新刑法草案第七十一條に従ひ「主義犯者」(「Ueberezeugungsgestäter」)の觀念を採り入れたことである。主義犯者は全然段階執行の外に在るのであるが、處遇上の緩和酌量は第三級に在る受刑者に對して定められたものの凡てを享有するのであつて、たゞ給養の一事のみは第一級の受刑者と等しいのである。

今や事實は語となり、思想は法律となつて現はれて來たのである。固よりこの新しい「傾向」(「Richtungs」)が正しい誤らない道を進んでゐるものであるか否は、幾年かを經過した後でなければ分明からないのであるが、然しながら刑罰執行の効果の擧がると否とは、或る一定の傾向とか又は特にDVOに列記された刑務の職務上の義務の履行の如きものよりも、むしろ刑罰執行官吏其人の精神如何に在ることは、己に現在

行刑の事にたづさはつてゐるものゝ明かに理解してゐる所なのである。これは決して單に職制上に拘つた小さな問題ではなく、全人類に投げられた任務なのである。眞箇の教育者(“Erzieher”)は果して見出し得らるゝであらうか。これが問題なのである。

(Deutsche Juristen-Zeitung,  
den 15. Februar 1926.)

## Borstal System

この一文は一九二三年十月十六日の  
ロンドンタイムス紙上に掲げられたものである。

二十一年前の今日(一九〇二)、夕日がチャサムの丘の彼方にうすれて行つた頃、ロンドンより程遠からぬボルスタル(ケント州ロチェスター市の西南)のコンピクト・プリズン(懲役監)の門の前に、當時の習はして鎮でつながられ手錠をはめられた數人の若者が看守達に守られて立つてゐた。格子窓から二つの眼がのぞいてから、大きな鐵のドアがすつしりと開いて、吸ひ込

トリーが建設さるゝに至つたのである。汚い陰氣なセル(居房)は舞ひ上る埃の雲の中に消え失せて、初めて働くことを學む若者の手によつて、遂に新しい幾箇かのホールと工場と體操練習所とは建造され、廣い遊技場と美しい花床とが拓かれたのである。

ボルスタルに新しい基礎がをかれてより六年目に、當時サー・ラツグルス・ブライスの長たりしプリズン・コムッションによつて議會に報告書が致されたのである。その結果、議會は成蹟の顯著なるを認めて、ボルスタルをばプリズンの名を廢して、ボルスタル・インスティテュウツヨン(註—インスティテュウツヨンは科學上、藝術上、教育上又は社會的の目的のために設立(establish)せられたる一箇の組織(organization)(團体)を云ふ)とし、十六歳以上廿歳に至る青年にして犯罪生活を初めようとするものを收容する所としたのである。而して漸次此の感化事業の成長すると共に、他にも幾箇かのボルスタルが必要になつて來たのである。是に於て、フェルサムのリホーム・トリートリー(感化院)、怖ろしいポートランドの懲役監、並びにエールズバリーの

まれるように彼等が入つてしまつた後、門は元の通りに閉されてしまつた。——かくしてボルスタル・システムは生れたのである。

暗い、暗いのよりも更らに冷い幾箇かの居房(Cells)が彼等に宛てがはれたのである。而して、茲の中で、古い制度の厭ふべき物の響きにとり圍まれながら、若き犯人を老ひたるものより分離收容し、職業教育其他の教育を授け、訓練と徳化とを施し(法文引用)、由て以て彼等青年を改善し延いては犯罪を防止せんとする新しい試みが始まつたのである。

時は過ぎた。

己の監視に託されたものに喜んで語を交はす看守は、今までのたゞどなるばかりの看守に代はつたのである。其人達の或るものは蕪父の如くであつた。恐くは手になれない自分達の子供も其處にはゐたかもしれないのである。また或るものは飽くまで緩慢な舉動を悪くみ敏活を旨とする練兵や體操の精神で事に當つて倦まない、若い活潑な人達であつた。忽にして古い懲役囚は他に移され、後は青年のみの殖民地となつて、大なるプリズンは取り毀たれ、之に代つて大きなリホーム・

女子刑務所と感化院も悉くボルスタル式に改められたのである。此等の施設は男子約一千名女子一百名を收容し、他のリホーム・トリートリー(註—リホーム・トリートリー、他(ア)トリートリーにより十六歳以下のものを收容す)に收容せらるべきものの年齢を越へたる青年犯人(Young offenders)の場合に於ける國家の感化事業を代表してゐるのである。かんごとく規則(Prison Rules)並びにプリズンに於て行はるゝ處遇方法(Prison methods)は殆んど全く消え去つて、年を追ふて處遇方法は全く教化的となり、感化といふのは、慣れざる筋肉に強制的の運動を與ふることと未だ嘗て知られなかつた自制と忍耐の習慣を養ふこと以外には出てないのである。

一日の作業は釋放後の労働生活に堪えしむるため特にわざと長くしてある。工場、洗濯所、又は耕地に於ける一日八時間の労働の後、夜間は學課と講義がある。茲に在るものは悉く普通最短二ケ年、怠慢の嫌ひあるものは滿三ケ年、訓練の手續順序を経ることになつてゐる。晝間のワークは午前八時より十二時まで、午後一時より五時迄である。それからお茶で、お茶の後は一學課に一時間と、讀書と下調べに一時間費される。更

らに四十分間、天氣次第で、或は屋内で、或は屋外で遊技が行はれる。終つて夕食で、九時三十分寝に就く。土曜日は半休で、遊技が行はれ、冬期又は雨天の日には音楽演奏或は講演を催すのである。

「貴方がボルスタルについての私の見る所を求めらるゝならば——それは休みのない忙しさの一語に盡くると言つて可いのである。」と或る論客が曰つたのは、一部の眞理がある。然し、多忙ではあるが、其處の生活をつゝむでゐる氣團氣は常に快活なものである。技に訪れるものは、喫飯時や作業の終つた後のホールに於ける會話の楽しい様子や、遊技の如何にも熱心に活潑に行はれてゐるのに深い感銘を受けるのである。何處にもゐる通りに技にもひねくれたものもないではないが、大抵の場合、技處の青年達と職員との關係は眞にむつまじいのである。

ボルスタルには果進制度が採用せられてゐて、級の進むに従ひ各級には夫々特權 (privileged) が増して行くので、勤勉と善行とは斷えず勸まされるのである。最高の級は特別級 (Special Grade) と名づけられて、

舎長 (前の舎監とは別なり) は此の任務のために特に選ばられた青年で、その舎に收容されてゐる若者達と常に親しく接して、彼等の遊技を組織監督し、彼等の將來に對して忠言を與へ、更らに困難の生じた場合又は勇氣の沮喪した場合には、彼等を援助し激勵するのである。

釋放の近い時には、Portal Association (注一) 内務大臣の認可を得たる協會にして、特にボルスタル收容者の保護のために設られてゐる) は、ボルスタルに於ける青年男女のためにそれ／＼就職の世話をなし、彼等が正直な勤勉な生活に入り、悪い仲間を避けて、釋放の條件に背かないように監視するのである。アソシエーションはその會費の總額に釣合つただけの十分な補助金を國庫より受取つてゐるのである。職業の得難く、失業の危険の明かに迫つてゐる時ですら、保護者百人中の七十以上が無事に働いて行き、已に十一年以上も自由の身であつたものゝ百人中六十人が、戰爭につゞく財界逼迫の幾年に亘りて、再び法律に違反するにも至らなかつたといふ報告を聞くを得た

技に達したものは單獨に作業に就く特權があるばかりでなく、組長 (prefect) 又は舎監 (house monitor) として己に委ねられた或る權限をさへ有つてゐるのである。特別級に在るものは、一日の作業の終つた後喫煙の自由を許されてゐる。此の特權は他の如何なる特權よりも、鎖細な斷えず起りがちな反則をなくするのに効力の多いものである。夜の煙草を許された一人の若者は新聞紙を手にしながら、折々單に想像からこのボルスタル・インステイチュウシオンを「お仕置部屋」 (torture chamber) だと書いてゐる記者共を笑つてゐた。然し、十九歳になる彼と剛健な彼の友達とを「小供」 (little children) だと曰つたのに對しては、彼は——笑ひながらではなく——「そいふ人達と闘ふことを敢て辭せない意氣を示してゐた。ボルスタルの食事は簡素ではあるが、營養價の多い變化に富むだものである。その青特色はパンに制限のないことである。

このインステイチュウシオンは多くの舎 (House) に分たれて、一舎には舎長 (Housemaster) がある。

のは甘心するに足るものと言はなければならぬ。かゝる結果はボルスタルに於ける心身の鍛練の功の著しいことゝ、イングラッド及びウエールズを辿じて箇の青年の救済事業に身をさへげてゐる一千の會員の、人の目に立たない静かな努力とを雄辯に證據立てゝゐるのである。此の事業にたづさはつてゐる人々が、通常時に在つては、心身の缺陷のあらざる限り、ボルスタル・システムはその門を通過した凡てのものをして正しき誠實の生活に入らしむることができる、といふ意見を持つてゐるのにはたしかに或る根據があるのである。

かくして二十一年の間に、以前にはプリズンより外には何物をも與へられなかつた幾百人の青年のために、安全と名譽とへの廣い路が開かれたのである。而して、このプリズンこそ、その避くべからざる悪影響と汚名と、之に伴ふ失望とによつて、人の生活を破滅に導かずにはなかなかつたものなのである。(完)



▲▲▲  
修養講座

## 家

梅原眞隆

阿含經に「家」は淫欲の所作を掩ひかくすために構造されたものであると説明してある、意味深い見方であらふとおもふ。「家」は愛欲の象徴であり、本能生活の核心に根ざしてゐる。これほどなつかしい愛欲のこもつたものもないしまたこれほどわすらはしい繫縛もない。「家」は解けがたい大地の謎である。

そこで愛欲からの離脱をもとめんとする聖者は先づ「家」を出づるのであつた、捨家棄欲は古來、修道の清規である。けれど果して「家」を捨てられるか、形容としての出家はむかしから數おほく行はれてゐるが内心まで出家しきることができるかどうか、かなり疑はしいことでもある。

蓋し「家」は人間生活そのものゝ本質に根ざしてゐるのであつて、人間の生きてゐるかぎり撥無する事はできないのでないか、何等かの縁に催され家を出てまたいつのまにやら蝸牛が殻にかへるようにかへつてくる。こゝにふかく考へなくてはならない人間の業縁があるのでないか。また一歩ふみこんで考へると家を出ることは人生の否定である。少くとも具體的な

實人生の無視である、人生を否定した證果は一種の觀念として愛玩されるにしても、大地の活ける救ひとはなりきらないのでないか。つまり、出家の試みは不可能であるばかりでなく、思ひきつていへば無意味のことになりはしないか。

私はおもふ、家を出て、さとりすまさうよりも、家にかへつて家ぐるみに救はれてゆくことが寧ろ誠實な試みではないか。

人間をこえて悟りをつかむよりも、人間に還つて光を仰ぐことが、大地の宗教として切實なものでないか。迦葉、この立場において新しい宗教を啓いたのは聖徳太子と親鸞聖人とであつた。その試練は全人の救済と大地の宗教に深刻な暗示を與へてゐる。尤も、經欲即道とか煩惱即菩提とかいふ空觀をといた哲人はかなりおほくあらはれた、けれども、それらは觀念のうちに人生を解決したにすぎない、なまな現實からにちみ出た生命とは思はれない。

この點になると、妻子を帶し魚鳥を服し、ありのままの「家」といふ大地の謎のまんなかに眞實の救ひを體感された聖徳太子と親鸞聖人はまことに深刻な情練をとげられたわけである。

もとより出家の宗教においても美しい徳と尊い憐れみとが經驗されてきた、しかしそれにもまして在家の宗教は一層ふかく堀りさげられてゐる。凡夫



さながらの救ひは易行であるともいへるが、凡夫さながらの救であるから難信であるともいへる。家を出て欲を捨てた統一よりも、愛欲の煩悩を離らず抱きながら家ぐるみ統一されることは更に深刻にして更に亮次のな救ひであらぬばならぬ。だから、出家の聖者よりも在家の凡夫は更に深いこゝろもちを以て味はふべきである、悩みのこもつた工夫を忘れてはならない。

親鸞聖人の愛欲の懺悔に、やるせない悩みが光つてゐる。また聖徳太子がその愛妃の臨終に乞はれた水をあたへなかつたことをかなしみ「いかるがの富の井の水生かなくに嘆ぎしましもの富の井の水」と歌はれたこの歌は宗教的な太子としてふさはしくない愚痴のこもつたものだと思つる人々もあるが、その人間らしい愛執をうけ入れてそのまゝ生命が光ることがいよく美しいので、「家の宗教の趣味ふかく偲ばれるかとおもふ。

先日、磯長に詣で太子と母后と愛妃との合葬された三骨一廟にぬかづき、大地の家がそのまゝ止揚せられて聖化された神祕を美しくおもひ、この廟が淨土三尊の應現として拜まれた傳説も無意味でないと感じた。そしてふと、常陸の下妻の一夜、親鸞の内室が親鸞聖人を觀世音垂跡であると夢みたことなど追憶して煩惱と愛欲のもつる「家」がそのまゝ、神秘的な「聖」の光に養はれた法悦を慕はずにはをられなかつた。「家」ぐるみに救はれてこそ始めて人生は完全に救はるゝのである。(The Asahi)

## 不良性の少年は 愛の心で導け

少年の犯罪者が非常に殖えて来たが、此の現象は邊鄙な田舎よりも都會地程それが多い、それは都會地に於けるいろ／＼な誘惑や煩悩に依つて純潔であるべき苦の子供が自然悪化して終つたものであらうが、甚だ困つた問題である。それらの犯罪少年はどんな家庭から出ると云ふと、細民よりも上流の家庭の子供にそれが多い、勿論貧しい家の子供の中にも不良少年はあるがもつと深刻に悪辣な不良少年は大概中産以上の階級の子供である、此傾向は子供ばかりでなく大人でもやはり同じ事

である、それは彼の社會主義者として有名な石川三四郎氏が刑務所に這入つて居る時分罪人の犯罪動機を調べた所、飯が食へなくて罪を犯した者は大へん少くてむしろ相當裕福な生活者が大部分であつたので生活程度に依つて犯罪の起るものでない事を知り今迄熱烈に奉じて居た社會觀を體然と變へて終つたと云ふ事である、又少年が罪を犯しても直ちにそれを罪人として扱ふのはよくない事である、之はその少年の罪を犯した動機をよく調査した上で正しく導くやうに適當な方法を取るべきでないのである、それはすべて温い心で以つて對し決して虐待

## 劍呑な菓子

する事なしに矯正しなければ悪い者は何處までも悪くなるばかりである、子供の時分虐待されて一度ひねくられてしまつた者は、それが社會に出て現實に觸れると恐るべき害を被り得るから、即ち愛で以つて正しく導いてやる事が必要である。(高島平三郎)

先月、内務省、警視廳などの聯合で開いた衛生展覽會を覗いて見た、すると油斷のなだらな事柄が多い、まづ緑日等の菓子の危険について彩色の金色に銅粉、赤色にローダミン、黄にオトラミン、青にメチレンブラウ紫にゲンチヤナピオレットを多くは使つてゐる、が銅粉は絶対に不可で他のものは法規で取締られてゐる著色が検査八十四件の内て規則違反二

## 蠅をどうするか

有害五十一、無害廿七、不明四といふ結果で着色菓子中で危険なものが過半数である。注意すべき玩具ではゴムホウキは咽喉につまるおそれあり、ブリキの玩具は怪我をする、セルロイドは火に近づけるなど示し、子供はこれから生水を欲しがすが水道は比較的安全だが井戸水は必ず衛生試験所で検査後でない危険がある。

お祭りは子供たちには危険がいものだが衛生上には危険が多く、野外飲食は結構であるが家庭から持たせてやる品に充分注意せよ、台所の器具の良否は保健上に大切なことで賢明な母は子供の學用品や玩具に細い注意を拂ふと。

夏期日常生活上から見ても注意しなければならぬのは





叙任 辭令

敬諭師 加藤 隼海(大阪)  
 鹿兒島刑務所勤務ヲ命ス、八級俸下賜  
 同 本多 龍馬(京都)  
 大阪刑務所勤務ヲ命ス、十一級俸下賜  
 看守長 横田 長右衛門(廣島)  
 廣島刑務所勤務ヲ命ス  
 同 湯淺 芳治(廣島)  
 廣島刑務所三次支所長ヲ命ス  
 平野 宗一郎  
 任看守長、市谷刑務所勤務ヲ命ス、七級俸給與  
 看守長 同 人(市谷)  
 行刑局事務嘱託  
 關田 敬時  
 任保健技師、巢鴨刑務所勤務ヲ命ス、給十級俸  
 看守長 長谷川 源作(小田原)  
 高知刑務所勤務ヲ命ス  
 同 岡本 幸次(高知)  
 小田原少年刑務所勤務ヲ命ス  
 同 中島 卯太野(奈良)  
 給六級俸、(死亡)

廣島刑務所勤務ヲ命ス  
 同 保徳技師 柏木直九郎(福岡)  
 岐阜刑務所勤務ヲ命ス、給八級俸  
 同 曾根原 初太郎(廣島)  
 同 藤屋 英夫(岐阜)  
 同 大草 東三郎(市谷)  
 同 曾川 良貞(巢鴨)  
 市谷刑務所勤務ヲ命ス  
 看守長 見川 恒次(甲府)  
 横濱刑務所勤務ヲ命ス  
 同 萩原 宗一(滋賀)  
 同 豊田 淺一(横濱)  
 京都刑務所勤務ヲ命ス  
 看守長 本山 本茂(大阪)  
 任看守長、滋賀刑務所勤務ヲ命ス、月俸五十七圓給與  
 同 橋本 義三(少) (年) (路)  
 任看守長、奈良刑務所勤務ヲ命ス、給十級俸  
 典獄補 北崎 唯次郎(姫) (年) (路)  
 補松江刑務所鳥取支所長  
 同 倉田 每九(鳥) (取) (江)

免本職、神戸刑務所勤務

同 淺間 徳三郎(神戸)  
 補姫路少年刑務所長、姫路支所長  
 同 伊藤 忠次郎(小) (管)  
 市谷刑務所勤務  
 同 里 誠一(市) (谷)  
 小菅刑務所勤務、六級俸下賜  
 同 和田 岩雄(大阪)  
 市谷刑務所勤務、六級俸下賜  
 同 長谷川 鐘太郎(巢) (鴨)  
 大阪刑務所勤務、六級俸下賜  
 同 江村 繁太郎(休) (職)  
 復職、巢鴨刑務所勤務  
 同 森口 幸之助(福) (岡)  
 六級俸下賜、(死亡)  
 同 司法書記官 岩村 通世  
 同 瀧川 秀雄  
 行刑局勤務ヲ命ス(各通)

主事 辭任

一昨半夏本會主事就任以來、本會事業のため活躍されて  
 りた江村繁太郎氏は今回復職を命ぜられ、巢鴨刑務所に  
 勤務せられることになつたので、本會主事を辭された。

刑務令 規

司法省行丙第七三八號(大正十五年五月十三日)  
 行刑局 刑務所長 長  
 少年刑務所長  
 刑務所長  
 別紙爲参考及送付候  
 情願裁決書交付ニ關スル件  
 【甲號】 高刑第六九四號(大正十五年四月二十二日)  
 高知刑務所長 青木七太郎  
 司法省行刑局長泉二新熊殿  
 情願裁決書交付可否ノ件何  
 收容者ノ情願ニ對シ裁決アリタル場合ハ所長ハ速ニ本人ニ告知  
 スヘキ事ハ監獄法施行規則第八條ニ明記サレ居レルモ之カ告知  
 後裁決書ヲ本人ニ交付スヘキモノナレヤ否ヤニ關シ實際ハ甲乙  
 ノ二様ニ取扱ハレ居ル様候存候ニ付何レカ正當ナルヘキカ目下  
 受刑者ヨリ下付方出願致居者モ有之候ニ付何分ノ御指示相煩度  
 候

甲、情願裁決書ノ形式ト裁決通知書ニ可然俾達ノ文字アルヨ  
 リ告知後ハ裁決書ヲ情願者ニ交付スルモノ  
 乙、情願裁決通知書裁決書ハ恰モ刑執行指圖書判決書ト同様  
 ナルモノナレハ裁決書ノ形式ハ之ヲ論スヘキニアラス且傳

達ノ文字アリト雖モ監獄法施行規則第八條ニ告知スヘキ旨規定シアレハ告知ヲ以テ足り裁決書ハ交付スヘキモノニアラストシ本人身分帳簿ニ編綴シ置クモ

【乙號】 司法省行丙第七三八號(大正十五年五月十三日) 司法省行刑局長 泉 二新 熊

高知刑務所長青木七太郎殿

情願裁決書交付ニ關スル件

四月二十二日刑第六九四號ヲ以テ御問合ニ係ル標記ノ件ハ甲說ヲ相當ト思料致候

司法省行丙第八九八號(大正十五年五月二十四日) 司法省行刑局長 泉 二新 熊

刑務所長 少年刑務所長

刑罰計算ニ關スル件通牒

大正十五年五月十日行甲第六七四號標記ノ件ニ關スル行刑局長通牒ハ明治四十三年十二月民刑甲第八八號司法次官通牒ヲ變更シタルモノ、如ク解釋セラル、向有之候趣右局長通牒ハ刑ノ執行再始ノ場合ニ於ケル未決拘留日數通算ノ順序ニ關スルモノニシテ執行日數ノ控除方法ニハ觸レサルモノニ有之候ツテ右次官通牒ニハ何等變更ヲ及ホサ、ルモノニ有之候條爲念及通牒候

司法省行甲第八〇二號(大正十五年五月二十八日) 司法省行刑局長 泉 二新 熊

刑務所長 少年刑務所長

印刷工施行ニ關シ注意方ノ件

標記作業ノ施行ニ關シテハ先ニ屢々通牒致置候通客年來各府縣印刷同業組合聯合ノ上之カ撤廢方ヲ策スル等更角營業者間ニ物議ノ因ト相成居候折柄ニモ有之候ニ之レカ施行ニ付テハ慎重ナル注意ヲ以テ遺算ナキヲ期セラレ居候事ト被思料候得共尙最近刑務所印刷工撤廢運動ノ宣傳材料トシテ刑務所カ一般競争場裡ニ立入民業ヲ奪取シ生活ニ脅威ヲ與ヘ若クハ危險、墮落ノ思想ヲ内容トスル記事ヲ印刷シタル事例アリトナシ其旨全國ニ宣傳シ撤廢運動ノ具體的材料ト爲シタルガ如キ事實アリ仍テ之ヲ調査スルニ刑務所ニ於ル印刷物中危險思想ヲ内容トスル記事ノ印刷ハ無之ヤウ認メラレ候得共其他ノ事項ニ付テハ或ハ一部營業者ヲシテ如斯誤解ヲ招キ易カラシメタリト認ムヘキ事例アリ甚タ遺憾トスル次第ニ有之候付テハ將來本作業ノ施行ニ關シテハ一般的需用方面並ニ引受價格ト市價トノ關係ヲ考慮スルハ勿論尙其他印刷物ノ内容査閲等ニ付一層御配慮相成候條致候

司法省行丙第九八七號(大正十五年六月八日) 司法省行刑局長 泉 二新 熊

刑務所長 少年刑務所長

乙種受刑者收容ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ小菅刑務所長ヨリ別紙申出 通照會有之乙號ノ

通回答致置候條爲參考及送付候

【甲號】 小利發第六五二號(大正十四年十一月五日) 小菅刑務所長 有馬四郎助

司法省行刑局長事務取扱司法次官林頼三郎殿

收容區分中年齡ニ關スル件

大正十三年十二月行甲第一九〇號ヲ以テ御送附相成候收容區分表中當所ニ係ル收容條件ニ依ル年齡ハ成年者ニ限ルモノト解釋致居候處大正十三年六月行甲第九二一號訓令並ニ行刑局長通牒及ヒ同年十一月行甲第一七九八號訓令ニ依リ年齡十八歲以上二十歲未満ノ未成年者ニシテ十八歲未満者ニ準シ處遇ヲナス必要ナシト認メラレ、刑罰十年以上ノモノハ當所ヘ移送スヘキモノト解スル向モ有之目下當所ハ復興工事ノ初期ニ在リ少數未成年者ノ處遇ハ種々困難ノ事情モ有之等疑義相生シ候ニ付テハ何分ノ御回示相煩度及照會候

【乙號】 司法省行丙第九八七號(大正十五年六月八日) 司法省行刑局長 泉 二新 熊

小菅刑務所長 有馬四郎助殿

乙種受刑者ノ收容ニ關スル件

大正十四年十一月五日發第六五二號ヲ以テ標記受刑者ノ收容年齡ニ關シ御問合相成候處右ハ二十歲未満ノ者ヲ包含セサル儀ト御承知相成度候

追テ二十歲未満ナルモ心身發育ノ狀況ニ因リ直ニ乙種刑務所へ收容スルヲ適當ト認ムル者ニ付テハ相互協議ノ上收容相成差支無之候

司法省行甲第八八三號(大正十五年六月八日) 司法省行刑局長 泉 二新 熊

刑務所長 少年刑務所長

大正十三年勅令第十號第六條ノ解釋ニ關スル件

大正十三年勅令第十號第六條ノ減刑ヲ爲サ、ル罪ノ決定ニ付大正十四年六月行甲第九一八號ヲ以テ之カ解釋方法設例ノ上各所ニ於テ採リタル方法調査シタル次第モ有之候處右ハ形式の解釋即チ其ノ罪ノ内容ニ依ラスシテ適用法條ニ依リ決シタル可ト認メタルヲ以テ實質の解釋即チ罪ノ内容ニ依リ決シタル向ニ對シテハ夫々訂正方通牒致置候得共當時形式の解釋ニ依リ決定セシ旨報告アリタルニ拘ラス減刑スヘキモノヲ罪ノ内容ニ依リ減刑不適格トシテ減刑セマリシモノアリ今回假釋放上申ニ於テ之ヲ發見シタルハ誠ニ遺憾トスル所ニ有之候條此際更ニ嚴密調査ノ上尙モ疑義ニ涉ルモノハ直ニ御問合相成候致度候

追テ勅令第十號第六條ノ減刑ヲ爲サ、ル罪ノ内第八號上段ノ未遂罪ハ特ニ注意ヲ要スルヲ以テ爲念別紙添附致候 (別紙) 大正十三年勅令第十號第六條第八號上段ノ未遂罪即チ強盜人

ヲ殺サントシテ遂ケサルトキハ從來ノ判決例ニ於テハ刑法第  
二百四十條前段ト同第百九十九條トノ數罪ニ觸レタモルノト  
シ致死罪ノ未遂ハ認メサリシモ大正十一年十二月判決例ニ變  
更ヲ來シ刑法第二百四十三條ノ規定ニ依リ同第二百四十條ノ  
未遂罪トシテ處斷スヘキモノトナシタルヲ以テ均シク犯罪內  
容カ強盜殺人未遂ナルモ適用法條ヲ異ニスルニ至レルヲ以テ  
前者ハ減刑シ後者ハ減刑セス

司法省  
行刑局行甲第八八六號

刑務所  
少年刑務所

大正十三年十一月行甲第一七九六號訓令中「宮城」ノ項ヲ削リ  
「秋田」ノ項ヲ「宮城、福島、山形、青森、札幌、函館、網走、釧路  
盛岡少年、北海少年」ニ改ム  
本令ハ大正十五年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス  
右訓令ス

大正十五年六月九日

司法大臣

法令の民衆化

政府は現行法令が難解の爲に一般國民に理解が出来ず爲  
に迷惑することの多い點を考慮して、之を民衆化すべく、  
六月一日内閣訓令號外で發布された。それには

- (一) 法令の用語の文體を可成平易にし且濁書、句讀點、  
括弧、接假名等をも使用する事
- (二) 略字も常例に従て之を用ひ又舊法令に使用せる特  
別なる語句語法との調和に必しも拘泥するに及ばず
- (三) 法文は必ずしも簡約を旨とせず相當詳細に叙述し  
其の内容の明瞭を期する事
- (四) 法文の記述は實用懇切を旨とし大法典に於て目次を  
付する事
- (五) 法文中理解に便ならしむる爲には例示、圖解をも  
加へ或は立法の動機、理由、目的を明にすること  
等が述べられてある。

行刑統計

大正十五年三月中入出監政月末在監人員

(△ハ減)

受刑者	越員	入監	出監	現員	前月末日 現在	前年同月 末日現在	前月比較 増	前年比較 減
刑事被告人	三、〇三六	三、七五九	三、四七七	三、九二八	三、九〇三	三、七三三	三、三三	二、一六六
勞役場留置者	一〇七	四、五八	三、七七	三、六	三、〇三	三、三六	二	一、五九
乳兒	一八	七	一一	一八	一八	一〇	△	△
總計	三、二六〇	三、八〇四	三、六五五	四、〇一三	三、九二四	三、八三九	三、三三	二、四八四
男	三、一六八	三、七八六	三、五八三	三、九一三	三、八八八	三、七二七	三、三三	二、四八四
女	九二	一一八	七二	九〇	九六	一二	△	〇

備考 内朝鮮人受刑者男 五四一人 刑事被告人男 三九人。支那人受刑者男一〇五人 刑事被告人男一七人  
北米合衆國人受刑者男一人。露西亞人受刑者男一人アリ。

大正十五年三月中在所者人員表

刑務所別	受刑者		刑事被告人		勞務留置場者		乳兒		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
刑務所別	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
小菅	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
市谷	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
豊多摩	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
巢鴨	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
横濱	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
千葉	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
水戸	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
宇都宮	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
前橋	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
静岡	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
甲府	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
長野	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
新潟	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
東京	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
大阪	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
神戶	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
奈良	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
滋賀	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133

刑務所別	受刑者		刑事被告人		勞務留置場者		乳兒		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
德島	493	33	493	33	493	33	493	33	526
高松	733	33	733	33	733	33	733	33	766
高知	633	33	633	33	633	33	633	33	666
名古屋	1,733	33	1,733	33	1,733	33	1,733	33	1,766
岐阜	733	33	733	33	733	33	733	33	766
三重	733	33	733	33	733	33	733	33	766
滋賀	733	33	733	33	733	33	733	33	766
京都	733	33	733	33	733	33	733	33	766
大阪	733	33	733	33	733	33	733	33	766
兵庫	733	33	733	33	733	33	733	33	766
岡山	733	33	733	33	733	33	733	33	766
広島	733	33	733	33	733	33	733	33	766
山口	733	33	733	33	733	33	733	33	766
山形	733	33	733	33	733	33	733	33	766
秋田	733	33	733	33	733	33	733	33	766
岩手	733	33	733	33	733	33	733	33	766
宮城	733	33	733	33	733	33	733	33	766
福島	733	33	733	33	733	33	733	33	766
茨城	733	33	733	33	733	33	733	33	766
栃木	733	33	733	33	733	33	733	33	766
群馬	733	33	733	33	733	33	733	33	766
山梨	733	33	733	33	733	33	733	33	766
長野	733	33	733	33	733	33	733	33	766
新潟	733	33	733	33	733	33	733	33	766
東京	733	33	733	33	733	33	733	33	766
神奈川	733	33	733	33	733	33	733	33	766
千葉	733	33	733	33	733	33	733	33	766
水戸	733	33	733	33	733	33	733	33	766
茨城	733	33	733	33	733	33	733	33	766
群馬	733	33	733	33	733	33	733	33	766
山梨	733	33	733	33	733	33	733	33	766
長野	733	33	733	33	733	33	733	33	766
新潟	733	33	733	33	733	33	733	33	766
東京	733	33	733	33	733	33	733	33	766
大阪	733	33	733	33	733	33	733	33	766
兵庫	733	33	733	33	733	33	733	33	766
岡山	733	33	733	33	733	33	733	33	766
広島	733	33	733	33	733	33	733	33	766
山口	733	33	733	33	733	33	733	33	766
徳島	733	33	733	33	733	33	733	33	766



月刊會報

編輯	發行	印刷	出版	地址	電話	代售	訂閱
...	...	...	...	...	...	...	...

刊  
政

卷	期	頁	價	發行所	地址	電話
六	十二	一	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...

發行所